頁	現	頁	修正案
1	第1編 総則 第1節 計画の趣旨 1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第40条の規定に基づき、兵庫県の地域 (石油コンビナート等災害防止法(昭和50年12月17日法律第84号)に規定する石油コンビナート等特別防 災区域を除く。)に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行 政の整備及び推進を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 追加	1	第1編 総則 第1節 計画の趣旨 1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第40条の規定に基づき、兵庫県の地域 (石油コンビナート等災害防止法(昭和50年12月17日法律第84号)に規定する石油コンビナート等特別防 災区域を除く。)に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行 政の整備及び推進を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考 え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができ るだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えることとする。
	2 計画の性格と役割(1) この計画は、地震災害に関して、県、市町その他の防災関係機関さらには関係団体や県民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。		2 計画の性格と役割 (1) この計画は、地震災害 (地震に伴う津波災害も含む) に関して、県、市町その他の防災関係機関さらには関係団体や県民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。
2	3 計画の構成 (2) 本編の構成は、次のとおりとする。 第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 [第1章] 総則 [第2章] 災害対策本部の設置等 [第3章] 地震発生時の応急対策等 [第4章] 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 [第5章] 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 [第6章] 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 [第7章] 東南海・南海地震の時間差発生による災害拡大防止	2	3 計画の構成 (2) 本編の構成は、次のとおりとする。 第6編 <u>津波災害対策計画</u> <u>[第1章] 基本方針</u> (第2章~第8章は、「東南海・南海地震防災対策推進計画」を兼ねる) [第2章] 総則 [第3章] 災害対策本部の設置等 [第 <u>4</u> 章] 地震発生時の応急対策等 [第 <u>5</u> 章] 地震発生時の応急対策等 [第 <u>5</u> 章] 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 [第 <u>7</u> 章] 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 [第 <u>8</u> 章] 東南海・南海地震の時間差発生による災害拡大防止 <u>[第</u> 9章] 日本海沿岸地域における津波災害対策計画

頁		現		行		頁		修	正	案	
						第1編 総則 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱					
4	第1 指定地	方行政機関				4	第1 指定地	方行政機関			
	機関名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	災害復興		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の 適正な価格による円 滑な供給の確保 2 事業者(商工業等) の業務の正常な運営 の確保	1 生活必需品、復旧資機材の円滑な供給収金保保金の確保 2 被災中小企業の振興 フライン (電力、ガス、、工業用水道)の復旧対策	1 被災地の復興支援 援ライフライン施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援		近畿経済産業局		1 災害対策用物資の 適正な価格による円 滑な供給の確保 2 事業者(商工業等) の業務の正常な運営 の確保	1 生活が不 旧資格の 供給 供給 (供給 (供給 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	1 被災地の復興支援 接災地の復興支援 ライフライン施 2 ライフライン施設等の本格復業の 被災中小企業の復興で支援 乗の支援
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 都対保に保証を 電市ガストライン を では、大スを 大スを 大スを 大スを 大スを 大スを 大スを 大スを	1 電気、火薬類、都 市ガス、液化石油ガ ス施製等の応急対策 の指導 2 鉱山における災害 時の応急対策				中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気が大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	1 電気、火薬類、都 市ガス、液化石油ガ ス施設等の応急対策 の指導 2 鉱山における災害 時の応急対策		
	近畿地方整備局	1 直轄公共土木施 設理 体標 と が で を で を で で 急に で を で 急に で 急に で 急に で 急に	1 直轄公共土木施設 の応急点検体制の整 2 災害時の通路通行 禁止と間を 2 禁止と間で 禁止が確保 3 直次として 3 直次として 4 湾域内) 4 湾域内) 4 湾域内) 5 である対策の 5 である対策の 5 である対策の 7 であるが 7 でもが 7 であるが 7 でもが 7 でも	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設 (直轄)の復旧 3 被災空港施設 (直轄)の復旧			近畿地方整備局	1 直轄公共土木施管 理	1 直轄会 直轄会 直応 で で で で で で で で で で で で で	1 直轄公共土木施 設の復旧 2 被災港湾施設 (直轄)の復旧 3 被災空港施設 (直轄)の復旧	
7	第5 指定公	共機 関	,	,	·	7	第5 指定公共	共機 関	められる場合の緊急 対応の実施 (TEC-FORCE)		
	機関名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	災害復興		機関名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
	独立行政法人 国立病院機構 (近畿ブロッ ク事務所)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療教 護				独立行政法人 国立病院機構 (近畿プロッ ク事務所)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療教 護		
	独立行政法人 水資源機構 (関西支社)	ダム施設(所管)等 の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の 応急対策の実施	被災ダム施設 (所管) 等の復旧			独立行政法人 水資源機構 (関西支社)	ダム施設 (所管) 等 の整備と防災管理	ダム施設 (所管) 等の 応急対策の実施	被災ダム施設 (所管) 等の復旧	
	日本郵政公社 (神戸中央 郵便局)		1 災害時における郵 政事業運営の確保 2 災事時におる災害時にはる郵 改事業時に係る災害時に係る 政事務取扱い及び援 競対策	1 被災郵政事業施 設の復日 2 被災地域地方公 共団体に積立金に 場保険積 る長期融資			郵便事業株式会社(神戸支店)郵便局株式会社		1 災害時における郵 政事業運営の確保 2 災害時における郵 変事等に係る災害特別事業務取扱い及び援 護対策	1 被災郵政事業施 設の復旧	
					·		•	1		1	

	西日本電信電話株式会社(兵庫支店) 株式会社でエスリー 株式会社エススリー エヌ・ティ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ボスス エヌ・ディ・アイ・ボネス会社	電気通信設備の整備 と防災管理	1 電気通信の疎通確 保と設備の応急対策 の実施 2 災害時における非 常緊急通信	被災電気通信設備の 災害復旧	
8	■ 第 6 指定地力	万公共機関	l	l	

機関名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
等輪 送	鉄道施設等の整備と 防災管理	1 災害時における緊 急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急 対策の実施	被災鉄道施設等の復 旧	
道男 神経 送機 機	1 道路状況の把握 2 災害時における 対応の指導	災害時における緊急陸 上輸送		
道路管理者 兵庫県道路公社 芦有開発株式会社	有料道路(所管)の 整備と防災管理	有料道路(所管)の応 急対策の実施	被災有料道路 (所管) の復旧	
放送機関 株式会哲ジ関西 株式会社サンテレビ ジョン 株式会社Kiss- FM KOBE	放送施設の整備と防 災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施	被災放送施設の復旧	
社団法人 兵庫県医師 会		災害時における医療救 護	外傷後ストレス障害 等の被災者への精神 的身体的支援	外傷後ストレス障害 等の被災者への精神 的身体的支援
社団法人 兵庫県エル ピーガス防 災協会	エルピーガス供給設 備の防災管理	1 エルピーガス供給 設備の応急対策の実 施 2 災害時におけるエ ルピーガスの供給	被災エルピーガス供 給設備の復旧	

l 	1			
西日本電信電話株式会社(兵庫支店) 株式会社で、「ティー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フ	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確 保と設備の応急対策 の実施 2 災害時における非 常緊急通信	被災電気通信設備の 災害復旧	

8 第6 指定地方公共機関

男 6 指定地人	り公共機関 			
機関名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	災害復興
鉄道等輸入法 機構的 與時期 與時期 與時期 與時期 與時期 與時期 與時期 與時期	鉄道施設等の整備と 防災管理	1 災害時における緊 急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急 対策の実施	被災鉄道施設等の復 旧	
道路輸送機 関格・ 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の 一般の	1 道路状況の把握 2 災害時における 対応の指導	災害時における緊急陸 上輸送		
道路管理者 兵庫県道路公社 青有ドライブウェイ 株式会社	有料道路 (所管) の 整備と防災管理	有料道路(所管)の応 急対策の実施	被災有料道路 (所管) の復旧	
放送機関 株式会社ジ環園 株式会社サンテレビ ジョン 神戸エフェム放送株 式会社	放送施設の整備と防 災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施	被災放送施設の復旧	
社団法人 兵庫県医師 会		災害時における医療救 護	外傷後ストレス障害 等の被災者への精神 的身体的支援	外傷後ストレス障害 等の被災者への精神 的身体的支援
社団法人 兵庫県看護 協会		1災害時における医療救護2避難所における避難者の健康対策		

	9				
	社団法人 兵庫県歯科 医師会		1 災害時における緊 急歯科医療 2 身元不明遺体の個		
	医師会		2 身元不明遺体の個 体識別		
	社団法人 兵庫県薬剤 師会		1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供		
	師会		2 調剤業務及び医薬		
	獣医師会		品の管理 災害時における動物救		
	獣医師会 社団法人兵庫県獣医 師会 社団法人神戸市獣医		災害時における動物救 <u>護活動</u>		
	社団法人神戸市獣医 師会				
	社団法人 兵庫県エルピ	エルピーガス供給設 備の防災管理	設備の応急対策の実	被災エルピーガス供 給設備の復旧	
	兵庫県エルピーカ・ス協会		施 2 災害時におけるエ ルピーガスの供給		
			ルピーガスの供給		
ı	ļ				ı

頁	現	頁	修正案
121	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第10節 緊急輸送体制の整備 〔実施機関:県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、 市町〕	97	第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第10節 緊急輸送体制の整備 〔実施機関:近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害 対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、日本通運(株)、道路輸送機関〕
	<空からのアクセスポイント> 大阪国際空港、神戸空港、コウノトリ但馬空港、神戸ヘリポート、 <u>播磨ヘリポート、</u> <u>湯村温泉ヘリポート</u>		<空からのアクセスポイント> <u>大阪国際空港、神戸空港、コウノトリ但馬空港、神戸ヘリポート</u>
122	追加	98	3 緊急交通路の補完的機能の確保 県は、必要があると認める場合、河川管理者(国土交通省)を通じ、河川(加古川)における緊急交通 路の補完的に機能を果たす緊急用河川敷道路の通行可能状況を把握し、利用について河川管理者と協議するなど、緊急交通路の補完的機能の確保に努める。 ○加古川緊急用河川敷道路 ・右岸(西岸) 高砂市荒井町小松原〜加古川市上荘町都染 ・左岸(東岸) 加古川市加古川町友沢〜加古川市八幡町宗佐
	3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用		<u>4</u> ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用
	追加		5 物資供給体制の整備 近畿運輸局、神戸運輸監理部は、県、市町、関係機関と連携して、被災市町が自ら物資の調達・輸送を 行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・ 輸送体制の整備を図るための協議会を設置し、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックスを 構築するものとする。
	<u>4</u> その他		<u>6</u> その他
	5 市町地域防災計画で定めるべき事項		7 市町地域防災計画で定めるべき事項

頁	現	頁	修正案
124	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第2 内容 4 施設、設備の整備 (1) 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、計画的な整備を推進することとする。 5 避難所運営組織の育成 ② 自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を <u>本人の同意を得て</u> 把握するよう努めることとする。	100	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第2 内容 4 施設、設備の整備 (1) 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保ととも に、計画的な整備を推進することとする。 5 避難所運営組織の育成 ② 自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めることとする。
			8 避難勧告発令判断基準等策定のためのガイドライン作成 県は、市町の適時適切な避難情報の発令に資するため、市町がマニュアルを作成する際しての手順や指針 について具体例を示したガイドラインを作成するものとする。
	8 市町地域防災計画で定めるべき事項		9 市町地域防災計画で定めるべき事項

頁	現	頁	修正案
	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 災害時帰宅困難者対策の推進 第2内容 1災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西広域機構が関西2府5県4政令市(兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、神戸市、大阪市、京都市、堺市)を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。 2 普及啓発 (2)県、市町は、災害時帰宅支援ステーションのサービスや、家族等の間での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努めることとする。		第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 災害時帰宅困難者対策の推進 第2内容 1 災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西広域連合が関西2府6県4政令市(兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市)を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。 2 普及啓発 (2)県、市町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努めることとする。
	追加	103	[資料] 「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」

頁	現	頁	修正案
	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第13節 備蓄体制等の整備 第2 内容 1 基本方針 (2) 県、市町は、県民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発することとする。	104	第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 1 3 節 備蓄体制等の整備 第 2 内容 1 基本方針 (2) 県、市町は、県民が各家庭や職場で、平時から 3 日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、 自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する こととする。
128	(1) 備蓄、調達 (3) 方法 イ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、次の方法により対応することとする。なおこの方法を実効あるものにするため、原則として業者と協定を締結し、定期的に在庫確認を行うこととする。また、必要に応じて、自衛隊に乾パン等の食料の放出を要請することとする。 (7) 米穀 備蓄食料の活用(広域防災拠点からのアルファ化米等の供出) 米穀卸売販売業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用 兵庫農政事務所への要請(政府指定倉庫からの供出)	105	2 食料 (1) 備蓄、調達 ④ 方法

頁	現	頁	修	正	案
134	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第14節 家屋被害認定士制度等の整備 第3款 被災宅地危険度判定制度の整備 第2 内容 2 危険度判定実施体制の整備 県は、全国組織である被災宅地危険度判定協議会と連携しながら、県内の市町と協力して危険度判定の	111	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第14節 家屋被害認定士制度等の整備 第3款 被災宅地危険度判定制度の整備 第2 内容 2 危険度判定実施体制の整備 県は、全国組織である被災宅地危険度判定連絡		、県内の市町と協力して危険度判
	実施体制の整備に努めることとする。 <u>また、近隣府県の相互応援体制を確立するために、近畿被災宅地危険度判定連絡協議会の設置に努めることとする。</u>		定の実施体制の整備に努めることとする。		

頁	現	頁	修正案
138	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 災害時要援護者支援対策の充実 第2 内容 〔実施機関: 県企画管理部防災企画局、 <u>県健康生活部少子局、県健康生活部健康局、県健康生活部福祉局、</u> <u>県産業労働部国際局</u> 、県県土整備部土木局、市町〕		第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第16節 災害時要援護者支援対策の充実 第2 内容 〔実施機関: 県企画県民部防災企画局、 <u>県企画県民部災害対策局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健</u> <u>康局、県健康福祉部社会福祉局、健康福祉部障害福祉局、県産業労働部観光・国際局、</u> 県県土 整備部土木局、市町〕
	第 2 内容 1 地域安心拠点の整備 平時における住民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が、災害時における要援護者対策にもつながることから、県、市町は、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点を整備することとする。		第2 内容 1 災害時要援護者支援体制等の推進 (1)兵庫県災害時要援護者支援対策連絡会 県は、災害時要援護者支援対策の促進を図るため、関係部局間の連携により連絡会を設置し、情報共有 を行うとともに、総合的な対策を実施する。 (2)災害時要援護者避難支援検討委員会 県、市町は、災害時要援護者の避難支援体制等の充実を図るため、次の対策を推進する。 ・災害時要援護者の名簿の作成・充実 ・要援護者一人ひとりの支援者の確保 ・県、市町は、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点の整備 ・介護事業者との災害時要援護者支援のための包括協定の締結 県は、災害時要援護者避難支援検討委員会を設置し、有識者、市町、消防団等防災関係者、介護事業団体等と連携のうえ、上記の対策を推進するための「災害時要援護者支援ガイドライン(仮称)」を作成し 市町における災害時要援護者支援対策を促進する。
	2 災害時要援護者支援体制の確保 (2) 「災害時要援護者支援なニュアル」の作成 県は「災害時要援護者支援指針」を充実させるとともに、市町マニュアルのモデルを作成し、市町におけるマニュアル整備の促進を図ることとする。 また、市町は、これらを参考に市町災害時要援護者マニュアル等を作成することとする。 (3) 市町における災害時要援護者情報の共有と支援体制の整備 ② 市町は、災害時要援護者に関する情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の作成に努めることとする。 ③ 市町は災害時要援護者の情報について、個人情報保護条例等を踏まえ関係機関共有方式や災害時要援護者本人の同意方式等、地域の実情に応じて効果的な収集共有に努めることとする。 (4) 災害時要援護者への情報伝達手段の確保		2 災害時要援護者支援体制の確保 削除 (2) 市町における災害時要援護者情報の共有と支援体制の整備 ② 市町は、災害時要援護者に関する情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有 するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難 支援計画を作成することとする。 ③ 市町は災害時要援護者の情報について、個人情報保護条例等を踏まえ効果的な収集共有を行うこと とする。 (3) 災害時要援護者への情報伝達手段の確保 (4) 障害者への情報伝達方法の確立

頁	現	頁	修正案
	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (2) 受入体制の整備 ① 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上 また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練(災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練等)の実施に努めることとする。		第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (2)受入体制の整備 ① 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上 また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練(災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等)の実施に努めることとする。
142	 2 災害救援専門ボランティア制度の運営 (1) 災害救援専門ボランティアの活動分野 ② 医療(医師、看護婦、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士) 	119	 2 災害救援専門ボランティア制度の運営 (1) 災害救援専門ボランティアの活動分野 ② 医療(医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士)
	3 市町地域防災計画で定めるべき事項 (3) 災害ボランティア等の確保 ② 県災害教援専門ボランティアの活用	120	3 市町地域防災計画で定めるべき事項 (3) 災害ボランティア等の確保 ② 県災害教援専門ボランティアとの協力

頁	現	頁	修正案
	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第19節 中山間地等における地震対策 第2 内容 2 孤立集落と外部との通信の確保 (2) 市町は、集落と市町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、地域防災無線、公衆電話等、地域 の実情に応じて適切な通信手段の確保に努めることとする。		第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 18 節 中山間地等における地震対策 第 2 内容 2 孤立集落と外部との通信の確保 (2) 市町は、集落と市町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、地域防災無線、公衆電話等、地域 の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の 習熟を図ることとする。
	(3) 市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性を確認し、不十分な場合は、暫定的な代替候補地の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。		削除
	ととする。 3 物資供給、核助活動への備え (2) 市町は、ヘリコブター離着陸適地をヘリコブターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、地域 防災計画で明示しておくこととする。また、 <u>着陸可能な箇所</u> (田畑、農・林道等)もリストアップして おくこととする。 (3) 市町は、孤立可能性のある集落へのヘリボートやヘリコブターの夜間離着陸設備の整備(フェンス等 の設置方法の変更や夜間照明設備の配備など)のほか、バイク等地域の実情に応じた機動力の確保に努 めることとする。 追加	122	3 物資供給、救助活動への備え (2) 市町は、ヘリコブター離着陸適地をヘリコブターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、地域 防災計画で明示しておくこととする。また、着陸ペホイスト可能な箇所(田畑、農・林道等)もメッシ ュコードを利用しリストアップしておくこととする。 (3) 市町は、孤立可能性のある集落へのヘリボートやヘリコブターの夜間離着陸設備の整備(フェンス等 の設置方法の変更や夜間照明設備の配備など)のほか、バイク等地域の実情に応じた機動力の確保に努 めることとする。 (4) 県は、ヘリコブター等による空からの支援時に速やかに位置情報の特定を行うため、あらかじめ市町 が抽出したメッシュコードによる教助ポイント等を共有するものとする。 (資 料) 孤立可能性集落の状況一覧 防災対策用区画地図(全県版、各県民局版)*別冊

修 百 現 行 頁 TE. 案 第2編 災害予防計画 |第2章 災害応急対策への備えの充実 |第18節 | 津波災害対策の推進 144 [実施機関:近畿地方整備局、神戸海洋気象台、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災 〈第6偏 津波災害対策計画へ移動〉 害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県警察本部、消防本部、市町 第1 趣旨 津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、津波警報・注意報や避難指示等の 伝達体制の整備、避難対策の整備、県民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について定める。 第2 内容 1 防潮堤等海岸施設の整備 県、市町及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等 の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合、津波に対する安全性に配慮した整備を促進することとする。 また、各施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体 制の確立等、平時の管理の徹底を行うこととする。 2 津波警報・注意報、避難指示等の情報伝達体制の整備 (1) 津波警報・注意報伝達の迅速化、確実化 防災関係機関は所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市町等への津波警報・注意報伝達の迅速 化を図るとともに、休日、夜間等における津波警報・注意報伝達の確実化を図るため、要員を確保する など津波防災体制を強化することとする。 (2) 通報・通信手段の確保 県、市町及び防災関係機関は、広域かつ確実に津波警報・注意報等を伝達するため、通報・通信手段 を多様化するなど、信頼性の確保を図ることとする。 ① 県及び市町は、住民等に海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難勧告・指示等 の情報を聴取するよう指導することとする。 ② 県及び市町は、放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り 津波警報等の情報を受信することができる緊急警報放送システムの受信機の普及を図ることとする。 ③ 県及び市町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、市町防災行政無線(同報系無線)の 整備を推進するとともに、サイレン、半鐘等多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達 の範囲の拡大に努めることとする。 ④ 県、市町及び防災関係機関は、関係機関相互の迅速かつ的確な津波警報等災害情報の収集伝達を行 うため、①県防災行政無線、②市町防災行政無線(移動系無線、同報系無線)及び、③市町、県警察 本部、消防本部、海上保安本部等の関係機関が災害現場で相互に通信するための防災相互通信用無線 の整備を引き続き推進することとする。また、船舶については、特に小型漁船を重点的に、無線機の 設置を促進していくこととする。

(3) 伝達協力体制の確保

市町は、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海 浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象と する施設の管理者(漁業協同組合、海水浴場の管理者等)、事業者(工事施工者等)、及び自主防災 組織と連携して、これらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等 により啓発活動を行うよう努めるものとする。

3 津波監視体制等の確立

気象庁本庁または大阪管区気象台は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報の住民に対する通報・伝達手段の確保に万全を期することとする。

4 避難体制の整備

沿岸地域の市町は、住民に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予 測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておくこととする。

(1) 一般住民の避難行動

- ① 市町は、住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における 避難場所や避難経路を周知することとする。
- ② 市町は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、災害弱者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図ることとする。

(2) 観光地等利用者の避難誘導

- ① 市町は、観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておくこととする。
- ② 市町は、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知することとする。

(3) 避難場所の指定

市町は、津波発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域 特性を充分に配慮した指定を行うこととし、公共施設の他、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果 的な配置となるよう努めることとする。 (→「避難対策の実施」の項を参照)

5 県民への啓発活動等の実施

県及び市町は、避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施することとする。

(1) 津波に対する防災意識の高揚

県及び市町は、津波に関する講演会等を開催し、津波に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図ることとする。

また、各沿岸市町は県が実施した津波シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込ん だ独自の津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。

(2) 日頃の備えの充実

市町は、津波危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要な ラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める こととする。

(3) 津波防災訓練の実施

県及び市町は、関係機関や住民の参加のもと実戦的な津波防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波防災体制の構築に努めることとする。また、その際地域の高齢者等のいわゆる災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施することとする。

6 南海地震に関わる津波対策の推進

(→ 「南海地震対策の推進」の項を参照)

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 津波警報・注意報等の伝達方法(通信手段、休日・夜間等の体制 等)
- (2) 浸水危険区域の設定(ハザードマップの作成 等)
- (3) 避難勧告・指示の方法(基準、伝達内容、伝達方法 等)
- (4) 津波における避難場所(所在地、名称、収容人員等)
- (5) 避難方法(避難経路、手段 等)
- (6) 津波監視体制(監視場所、監視責任者)
- (7) 住民への啓発活動 (浸水ハザードマップの配布 等)
- (8) その他必要な事項

[資料] 「津波に対する心得(津波対策関係省庁連絡会議申合せ)」

頁	現	頁	修正案
	第 2編 災害予防計画 第 2章 災害応急対策への備えの充実 第 2 0 節 災害対策基金の積立・運用 第 2 内容 (1) 積立額 災害救助法第38条の規定により、災害救助基金の各年度における最小額(県の当該年度の前年度前3 年間における地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額)以上を積み立てることとする。		第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 1 9 節 災害対策基金の積立・運用 第 2 内容 (1) 積立額 災害救助法第38条の規定により、災害救助基金の各年度における最小額 <u>は県の当該年度の前年度前3</u> 年間における地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の5/1000に相当する額とし、災害救助 基金がその最少額に達していない場合は、政令で定める金額を、当該年度において
	2 災害援護基金 県は、「災害援護金等の支給に関する規則」により <u>支出</u> する災害援護金、死亡見舞金の財源に充当する ため災害援護基金の積立を行うこととする。		る。 2 災害援護基金 県は、「災害援護金等の支給に関する規則」により 支給する災害援護金、死亡見舞金の財源に充当する ため災害援護基金の積立を行うこととする。

頁	現	頁	ĺ		值	冬	正	第	
81	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備 〔実施機関:指定地方行政機関、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木 市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕	ਜ਼ _੍ 60	第第	第2章 災害応 第1節 組織体 _{実施機関:指定地ス}	×制の整備 方行政機関、	Ì			5対策局、県県土整備部土木局、
	第 2 内容 (2) 災害対策要員等への連絡手段の確保 県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。 ・災害時優先携帯電話携行者 知事(災害対策本部長) 副知事、防災監(副本部長) <u>出納長、</u> 公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、 <u>理事、部長</u> (本部員)、 防災担当指定要員(防災企画局長、災害対策局長 等)		1	・災害時優先 知事(災 副知事、 理事、 <u>全</u> 警察本部	等は、常時、 先携帯電話携 災害対策本部 防災監(副 会計管理者、 郡長(本部員	災害時優先携帯電 終行者 (長) (本部長) (<u>政策監</u> 、 <u>各</u> 部長、	医監、公	\ '営企業管理者、	病院事業管理者、教育長、
822	5 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ、平時から、防災に係る組織体 の整備、充実に努めることとする。	制	削	川除					

頁	現	頁	修正案
83	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 〔実施機関:県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県公安委員会、市町〕	61	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 〔実施機関: 県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、 <mark>県県土整備部まちづくり局、</mark> 県公安委員 会、市町〕
	第2 内容 1 研修 追加		第2 内容 1 研修 (3)県及び市町は、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常 の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めることとする。
84	2 防災訓練 (1) 総合防災訓練 (5) 地域総ぐるみ訓練	62	 2 防災訓練 (1)総合防災訓練 ⑤ <u>地域防災力強化訓練</u>
85	(5) 「1.17は忘れない」地域防災訓練 自主防災組織等の地域住民と学校は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、県民一人ひとりが大 震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図るため、「ひょうご安全の日」である1月17日を含む「防 災月間」を中心に、連携して防災訓練等を実施するよう努めることとする。 県、市町は、地域住民と全公立小中学校が連携した防災訓練等の実施を支援することとする。		削除
	(6) 自主防災組織等の防災訓練 (7) 近畿府県合同防災訓練 近畿 <u>2府7県</u> (福井県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、徳島県)が 共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、年1回、合同防災訓練を企画、実施することとする。	63	(6) 広域応援訓練(近畿府県合同防災訓練) 関西広域連合府県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)及び連携県(福井県、三 重県、奈良県、鳥取県)が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、年1回、合同防災訓練を企
	3 その他 (1) 県職員行動マニュアルの作成 県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員のとるべき行動を、部局ごとに時系列、地域別(本庁、県民局単位)にとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。		3 その他 (1) 県職員行動マニュアルの作成 県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、 <u>通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで</u> 職員のとるべき行動を、部局ごとに時系列、地域別(本庁、県民局単位)にとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、 <u>自然災害発生時の業務継続計画(BCP)として、</u> 職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。

頁	現	頁	修正案
	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 〔実施機関:県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県警察本部、市町〕		第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 〔実施機関: 県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県警察本部、 <u>近畿地方整備局、</u> 市町〕
87	追加 1 相互応援体制の整備	64	第2 内容 1 関西広域連合との連携 関西広域連合(以下「広域連合」という。)は、平成22年12月に、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、島取県及び徳島県の7府県により設立された。 広域連合は、被害が複数にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した際に、とるべき対応方針や手順等を「関西防災・減災プラン」において定めている。このプランでは、関西圏域(広域連合、福井県、三重県及び奈良県の区域)内外の大規模広域災害の発生の際には、広域連合の調整の下、各府県が連携して応援することにしている。なお、関西広域連合では、九州地方知事会とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。 (1) 兵庫県が被災した場合 広域連合等に支援を求め、互いに連携するための体制を構築する。また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、与急に受援体制を構築する。 (2) 兵庫県以外で大規模広域災害が発生した場合 広域連合が決定した方針等に基づき、広域連合と連携し、迅速に支援できる体制を構築する。 2 相互応援体制の整備
88	(4) 広域応援協定の締結 ② 締結時期 平成8年7月18日		(4) 広域応援協定の締結 ② 締結時期 平成8年7月18日 <u>(平成18年7月12日改正、平成19年7月12日改正)</u> ④ 主な内容
89	2 行政職員による災害広域支援体制の整備3 防災関係機関との連携強化		 3 行政職員による災害広域支援体制の整備 4 防災関係機関との連携強化 5 県・市町間の連携強化

- 4 県・市町間の連携強化
- (1) 災害応急対策全般に係る相互応援協定の締結

県は、県内市町について県民局や広域市町圏を単位に、防災全般に関する協力体制の強化のための取り組みを支援することとする。

(3) 防災体制等の標準化の促進

追加

- 5 その他防災関係機関との連携強化
- 6 市町地域防災計画で定めるべき事項
- (1) 広域防災体制の整備
- (2) その他必要な事項

- 5 県・市町間の連携強化
- (1) 災害応急対策全般に係る相互応援協定の締結

県は、災害が発生し被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に県及び県内市町 による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため応援協定を締結している。

①対象:県及び県内市町

②締結時期:平成18年11月1日

③応援の種類:応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派 遣、被災者の受入れ等

④主な内容

- ア 応援の要請
- イ 市町を指定した応援要請
- ウ 自主応援
- エ 経費の負担
- オ 他の協定との関係
- カ 平時の活動
- (2) ひょうご災害緊急支援隊

県は、大規模災害が発生した際、災害対応の知識や経験を持つ県・市職員などを派遣して、被災者対策など被災市町が行う応急対策について支援し、被災地の早期復旧に資するため、「ひょうご災害緊急支援隊」を平常時より組織することとする。

- 67 (3) 中播磨・西播磨地域広域防災対応計画の推進
 - (4) 防災体制等の標準化の促進
 - 6 受援体制

県、市町は、関係機関や県外からの応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧までを見据えた受援 マニュアルを事前に作成しておくこととする。

- 7 その他防災関係機関との連携強化
- (4) 近畿地方整備局は特に緊急を要すると認められるときは、「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等の支援に努めることとする。
- 8 市町地域防災計画で定めるべき事項
- (2) 受援体制の整備
- (3) その他必要な事項

[資 料] 「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」 資料] 「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」(H18.4.26) 「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定担当窓口」 「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定実施細目」(H18.8.30) 「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する協定窓口」(H20.7.1) 「災害時の相互応援に関する協定」(兵庫県と鳥取県) 「災害時の相互応援に関する協定」(兵庫県と岡山県) 「災害時の相互応援に関する協定」(兵庫県と鳥取県)(H8.5.31) 「災害時の相互応援に関する協定」(兵庫県と岡山県)(H8.5.31) 「防災協力及び災害時相互応援に関する協定」(兵庫県と新潟県) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」 「防災協力及び災害時相互応援に関する協定」(兵庫県と新潟県)(H17.10.23) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(H19.7.12) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目」(H19.7.12) 「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(H18.11.1) 「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領」(H18.11.1) 「災害時の応援に関する申し合わせ」(近畿地方整備局)(H17.6.14)

頁 行 修 īE 案 現 第2編 災害予防計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2章 災害応急対策への備えの充実 第4節 災害対策拠点の整備・運用 第4節 災害対策拠点の整備・運用 91 第2 内容 69 第2 内容 1 災害対策拠点の設備整備の考え方 1 災害対策拠点の設備整備の考え方 県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、電気室の高所設置、発電機の常備等 県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、<mark>耐震性の確保、</mark>電気室の高所設置 発電機の常備等の対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段の喪失に備え、衛星携帯電話の装備 の対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段の喪失に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の 施設の利用等も検討しておくこととする。 や、近隣の他の施設の利用等も検討しておくこととする。 2 県災害対策センターの整備・運用 2 県災害対策センターの整備・運用 災害対策センターは、阪神・淡路大震災規模の地震が発生した場合においても、発災初動時からの災害 災害対策センターは、阪神・淡路大震災規模の地震が発生した場合においても、発災初動時からの災害 対策本部機能を迅速かつ的確に発揮し、災害対策活動の中枢拠点としての役割を十分に果たすことができ 対策本部機能を迅速かつ的確に発揮し、災害対策活動の中枢拠点としての役割を十分に果たすことができ る施設として整備した。 る施設として整備した。 さらに、供用後の自然災害をはじめ様々な危機事案への対応を検証した「行政システム推進委員会」や さらに、供用後の自然災害をはじめ様々な危機事案への対応を検証した「行政システム推進委員会」や 「台風第23号災害検証委員会」の提言等を踏まえ、平成18年度に建物の増築と併せ、情報通信機器等の整 「台風第23号災害検証委員会」の提言等を踏まえ、平成18年度に建物の増築と併せ、情報通信機器等の整 備を図ることとする。 備を図っている。 (1) 供用開始 平成12年8月22日 (平成18年增築762㎡、平成19年4月供用開始) 92 (5) 施設内容 (主なもの) 70 (5) 施設内容(主なもの) 地下1階:非常用電源室、備蓄倉庫、地下連絡通路 地下1階:非常用電源室、備蓄倉庫、地下連絡通路 1階:災害対策本部室、事務室兼災害対策本部事務局室 1 階: 災害対策本部室、事務室兼災害対策本部事務局室 2階:本部長室、防災監室、会議室、事務室 2階:本部長室、防災監室、会議室、事務室 3階:ネットワーク管理室、報道関係室、事務室 3階:ネットワーク管理室、報道関係室、事務室 4階:防災関係機関室、宿直室 4階:防災関係機関室、宿直室 5階:防災関係機関室、待機室 6階:機械室 5階:防災関係機関室、待機室 6 階:機械室 增築棟2階:会議室、事務室 增築棟3階:会議室 71 5 市町における災害対策拠点の整備・運用 追加 市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性 を確認し、不十分な場合は、暫定的な代替候補地の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討すること する。

頁 現 行 第2編 災害予防計画 |第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 93 [実施機関:県企画県民部災害対策局、市町] 第2 内容 1 フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)の運用 (1) 市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の 各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)の運用に より、地震情報及び災害情報を消防庁へ、また地震情報を気象庁へ伝達するなど、県域のみならず、国 との連携を強化している。 1 フェニックス防災システム 名 称 主 な 機 能 情報収集 ・市町に設置する地震計(気象庁等設置分を含む)に接続し、地震情報を入手 システム ・気象庁のシステム(L-ADESS)に接続し、気象・地震情報を入手 気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・(財)河川情報センターの端末を災害対策本部に設置 ・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入手 ・神戸市雨雲レーダーのデータを入手 ・ライフライン各社から災害情報を入手

第2編 災害予防計画

第2章 災害応急対策への備えの充実

第5節 情報通信機器・施設の整備・運用

72 [実施機関: 県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町]

第2 内容

頁

- 1 フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)の運用
- (1) 市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の 各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)の運用に より、県域のみならず、国との連携を強化している。

正

案

1 フェニックス防災システム

名 称	主 な 機 能
情報収集システム	・市町に設置する地震計(気象庁等設置分を含む)に接続し、地震情報を入手・気象庁のシステム(ADESS・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入手・気象情報配信事業者から気象情報を入手・兵庫県河川情報システムに接続し、河川情報を入手・県警察本部からヘリテレの映像を入手・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、高砂市、芦屋市、宍栗市から高所監視カメラの映像を入手・南あわじ市設置の津波監視カメラから映像を入手・消防防災ヘリから地上系多重回線によりヘリテレの映像を入手・J-アラート(全国瞬時警報システム)より津波警報を入手
T	I

94 2 ヘリコプターテレビ電送システムの構築

県は、災害時の被害情報収集と関係機関間の情報共有などに重要な役割を果たすへリコプターテレビ電 送システムの整備を進めることとする。

・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市から高所監視カメラの映像を入手

3 テレビ電話による市町等とのホットラインの整備

・県警察本部からヘリテレの映像を入手

災害時に県、市町、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、県はテレビ 電話を県災害対策センター、市町、県民局等に<u>配備することとする。</u>

[設置台数] 54台

4 災害時非常通信体制の充実強化

削除

73 2 テレビ電話による市町等とのホットラインの整備

災害時に県、市町、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、県はテレビ 電話を県災害対策センター、市町、県民局等に配備している。

[設置台数] 54台

3 災害時非常通信体制の充実強化

95 5 市町防災行政無線の整備促進

○ 市町防災行政無線等の整備率(平成18年4月1日現在)

市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。

- A 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握を行うために必要な防災行政無線設備その 他の施設又は設備
 - (例) 防災行政無線(移動系)、地域防災無線等
- B 地震災害時において住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他 の施設又は設備
 - (例) 防災行政無線(同報系)、CATV、コミュニティFM、有線、オフトーク等

		整備数	整備率
	同報系	20市町	48.8%
防災	_ 移 動 系	28市町	68.3%
<u>行政</u>	地域防災系	4市町	9.8%
無線	_ 全 体	32市町	78.0%
A	被害状況の把握	31市町	75.6%
В	住民への情報伝達	40市町	97.6%

県内市町数 41市町

6 地域住民に対する通信連絡手段の整備

「主な情報伝達手段例〕

- ○防災行政無線(同報系)による屋外放送や戸別受信機
- ○電話、ファクシミリ
- ○携帯電話(ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、聴覚障害者向け緊急情報発信システム等)
- ○インターネット
- ○地域メディア (CATV, コミュニティFM 等)
- ○有線、オフトーク
- ○サイレン、半鐘(特に緊急を要するとき)
- ○広報車
- ○放送事業者との連携 (テレビ、ラジオ)
- ○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡
- ○アマチュア無線等情報ボランティアの協力

96 7 地上デジタル放送の活用推進

県は、放送事業者や市町等と共同して、地上デジタル放送を活用し、防災情報等の迅速な提供を行うシステムの実用化をめざす実証実験を実施することとする。

4 市町防災行政無線の整備促進

○ 市町防災行政無線等の整備率 (平成23年6月1日現在)

市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。

- A 災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握を行うために必要な防災行政無線設備その他 の施設又は設備
 - (例) 防災行政無線 (移動系)
- B 災害時において住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の 施設又は設備

(例) 防災行政無線(同報系)、CATV、コミュニティFM、ひょうご防災ネット等

		_		整備数	整備率
防災	同	報	系	23市町	<u>56. 1%</u>
行政	移	動	系	25市町	<u>61. 0%</u>
無線	全		体	32市町	<u>78. 0%</u>
A	被害物	犬況の)把握	25市町	61.0%
В	住民~	へ の情	青報伝達	41市町	100%

県内市町数 41市町

5 地域住民に対する通信連絡手段の整備

[主な情報伝達手段例]

- ○防災行政無線(同報系)の屋外拡声器や戸別受信機
- ○電話、ファクシミリ
- ○携帯電話(ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、<u>エリアメール、</u>聴覚障害者向け緊急情報発信システム等)
- ○インターネット
- ○地域メディア (CATV, コミュニティFM 等)
- ○サイレン、半鐘(特に緊急を要するとき)
- ○広報車
- ○放送事業者との連携 (テレビ、ラジオ)
- ○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡
- ○アマチュア無線等情報ボランティアの協力
- ○気象庁のシステム (インターネット版防災情報提供システム) を利用した気象情報の収集・ 閲覧

削除

74

8 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築

県、市町は、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステム(全国瞬時警報システム等)の構築に努めることとする。

追加

- 9 市町地域防災計画で定めるべき事項
- (1) フェニックス防災システムの活用
- (2) 非常通信訓練の実施
- (3) 防災行政無線の整備・運用
- (4) その他必要な事項

6 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築

県、市町は、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するJ-アラート(全国瞬時警報システム)の構築に努めることとする。

75 7 防災情報提供システム

県は神戸海洋気象台との間の専用線で結ばれた防災情報提供システムにより、気象・地震情報等を入手 し活用を図ることとする。

- 8 市町地域防災計画で定めるべき事項
- (1) フェニックス防災システムの活用
- (2) 非常通信訓練の実施
- (3) 防災行政無線の整備・運用
- (4) インターネット版防災情報提供システムの活用
- (5) その他必要な事項

頁			現		行				頁			修	正	案		
97	第2 内 1 広域 (2) 配置 各広 できる 配置す	災害応急対防災拠点の 防災拠点の整備計画 域防災拠点につい ことを基本とし、	策への仮 整備 	<u>各や空路等</u> により1時間以内で想 シカバー圏域とし、その他地形 ⁸ 成的な交通上の枢要な地区や結覧	などの地域	的な特性に応し	じ	第 76 第 1	第2章 第66節 第2 内容 以下 (2) 配置 本 の が が に に に に に が に に に に に に に に る り る り る り る り る り る り	災拠点の整備 画 防災拠点について きることを基本と	:への備え :備 : は、 <mark>陸路:</mark> : : し、半径! : 。 さらに、	や空路・海路等 により 1 時間以 .5kmをカバー圏域とし、その他 広域的な交通上の枢要な地区	地形や人口	分布などの	地域的な特性	
	地域	所在地	拠点の タイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能			地域	所在地	拠点の タイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能
	神戸	神戸市	その他	神戸都心	0	0	×			神戸	神戸市	その他	神戸 <u>東部新</u> 都心	0	0	×
				しあわせの村	0	0	×						しあわせの村	0	0	×
	阪神南	西宮市	ブロック	阪神南広域防災拠点(<u>甲子園</u> 浜海浜公園)	0	0	\triangle			阪神南	西宮市	ブロック	阪神南広域防災拠点(<u>今津浜</u> 公園)	0	0	<u>O</u>
	阪神北	三田市	(未定)	有馬富士公園	0	0	- (未定)			阪神北	三田市	その他	有馬富士公園	0	0	×
		伊丹市、川西市		西猪名公園・東久代運動公園	0	0	(水足)				伊丹市、川西市		西猪名公園・東久代運動公園	0	0	×
	東播磨	明石市	その他	明石海浜公園	0	0	×			東播磨	明石市	その他	明石海浜公園	0	0	×
		加古川市	その他	日岡山公園	0	0	×				加古川市	その他	日岡山公園	0	0	×
	北播磨	三木市	全 県	三木総合防災公園	0	0	©			北播磨	三木市	全 県	三木総合防災公園	0	0	0
		加東市	その他	播磨中央公園	0	0	×				加東市	その他	播磨中央公園	0	0	×
0.0	<u> </u>		1	<u> </u>	-	-		4 L	77	<u> </u>					1 1	
90	丹波	丹波市	(未定)	丹波の森公苑	0	0		┨	''	丹波	丹波市	ブロック	丹波の森公苑・ <mark>丹波県民局内</mark>	0	0	<u>O</u>
	淡路	南あわじ市	ブロック	淡路広域防災拠点(淡路ふれ あい公園)		0	0			淡路	南あわじ市	ブロック	淡路広域防災拠点(淡路ふれ あい公園)	0	0	0
		淡路市	その他	淡路島国際公園都市	0	0	×				淡路市	その他	淡路島公園	0	0	×
	阪神に、地	域の優れた自然理	教訓を踏ま 環境を活か	え、安全とゆとりを基調にした して、県民のスポーツ・レクリ 三木総合防災公園を <u>整備するこ</u>	エーション	/拠点として			2	阪神・ に、地域	の優れた自然環境	を活かして	安全とゆとりを基調にした県 ^は て、県民のスポーツ・レクリエ [、] 木総合防災公園を <mark>整備した。</mark>			

99 (6) 県立三木総合防災公園

① 平常時の機能

陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、駐車場、体育館、テニスコート等を有する運動公園

- ② 災害時機能
 - ・全県備蓄機能(陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下に備蓄倉庫を整備)
 - ・救援物資の集積・仕分け・配送機能(陸上競技場、体育館、駐車場等)
 - ・応急活動要員の集結・宿泊・出動機能(競技場、テニスコート、駐車場等)
 - ・臨時ヘリポート機能(補助競技場、野球場等)

(7) 事業期間

平成7~21年度

平成17年8月より順次園内施設の供用開始

| 100 | 3 | 広域防災拠点(ブロック拠点)の整備

③ 整備計画

ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始 ()は予定	
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町(播磨科学公 園都市内)	1, 132. 18m²	平成9~10年度	平成11年3月	
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井(但馬空港内)	823. 49 m²	平成11~13年度	平成13年8月	
淡路広域防災拠点	南あわじ市 (淡路ふれあい 公園)	810 m²	平成17~18年度	(平成18年度)	
阪神南広域防災拠点	西宮市(甲子園浜海浜公園)	<u>300 m²</u>	平成18~19年度	(平成19年度)	
阪神北広域防災拠点	未定	未定	未定	(平成20年度)	
丹波広域防災拠点	ZINAC	<u> </u>	11/NL	1 1400 1 127	

- |102||7 市町地域防災計画で定めるべき事項
 - (1) 地域防災拠点の整備
 - (2) コミュニティ防災拠点の整備
 - (3) 広域防災拠点・広域輸送拠点との連携
 - (4) その他必要な事項

(6) 三木総合防災公園

① 平常時の機能

陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、駐車場、テニスコート等を有する公園

- ② 災害時機能
 - ・全県備蓄機能(陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下に備蓄倉庫を整備)
 - ・救援物資の集積・仕分け・配送機能(陸上競技場、駐車場等)
 - ・応急活動要員の集結・宿泊・出動機能 (競技場、テニスコート、駐車場等)
 - ・臨時ヘリポート機能(補助競技場、野球場等)

削除

79 3 広域防災拠点 (ブロック拠点) の整備

③ 整備計画

ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始 <u>年月</u>
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町 (播磨科学公園都市内)	1, 132. 18 m²	平成 9~10年度	平成11年3月
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井(但馬空港内)	823. 49 m²	平成11~13年度	平成13年8月
淡路広域防災拠点	南あわじ市 (淡路ふれあい公園)	810 m²	平成17~18年度	平成19年2月
丹波広域防災拠点	丹波市(丹波の森公苑・ 丹波県民局内)	<u>39 m²</u>	平成19年度	平成20年3月
阪神南広域防災拠点	西宮市(<u>今津浜公園</u>)	300 m²	平成18~19年度	平成20年4月

- 81 7 市町地域防災計画で定めるべき事項
 - (1) 地域防災拠点の整備
 - (2) コミュニティ防災拠点の整備
 - (3) 広域防災拠点との連携
 - (4) その他必要な事項

 頁
 現
 行
 頁
 修
 正
 案

- 第2編 災害予防計画
- 第2章 災害応急対策への備えの充実
- 第7節 火災予防対策の推進
- 第1款 出火防止・初期消火体制の整備
- 103 第2 内容
 - 1 組織の確立
 - (1) 常備消防

<u>平成17年</u>4月1日現在、県下の<u>59</u>市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で<u>99.8%</u>、 面積比で99.8%となっている。

○ 常備消防設置状況

(平成17年4月1日現在)

常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数
単独	<u>25</u>	24市1町	4,833
一部事務組合	_7_	4 市24町	<u>572</u>
事務委託	_	6町	_
計	<u>32</u>	28市31町	<u>5, 405</u>

(2) 非常備消防

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、団員数は全国最多だが、年々減少傾向が見られる。そのため、市町は、施設・設備の充実、青年層・女性層の団員の参加促進等に努めることとする。

○ 消防団設置状況

(平成17年4月1日現在)

消防団の数	市町の数	消防団員数
80	28市32町	46,884人

105 第2款 消防施設・設備の整備

- 3 消防施設の整備
- (1) 現況
- 整備水準

本県の消防力の現況は、消防庁<u>告示</u>に定められている「消防力の<u>整備指針</u>」に照らすと、次のとおりである。

(平成15年度「消防施設等整備計画実態調査)

項目	基準	現有	充足率(%)
消防署所数	<u>127</u>	<u>114</u>	<u>89. 8</u>
ポンプ自動車 (常備)	<u>285</u>	239	83. 9
ポンプ自動車 (消防団)	<u>598</u>	<u>570</u>	<u>95. 3</u>
動力消防ポンプ(消防団)	<u>1, 968</u>	2,020	<u>102. 6</u>
消防水利	65, 442	53, 649	82.0

第2編 災害予防計画

|第2章 災害応急対策への備えの充実

第7節 火災予防対策の推進

第1款 出火防止・初期消火体制の整備

- 82 第2 内容
 - 1 組織の確立
 - (1) 常備消防

平成21年4月1日現在、県下の $\frac{41}{1}$ 市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で $\frac{100\%}{1}$ 、面積比で $\frac{100\%}{1}$ となっている。

○ 常備消防設置状況

(平成<mark>21</mark>年4月1日現在)

常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数
単 独	27	25市 2町	<u>5, 333</u>
一部事務組合	<u>3</u>	4市 3町	340
事 務 委 託	_	7町	_
計	<u>30</u>	29市12町	<u>5, 673</u>

(2) 非常備消防

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、団員数は全国最多だが、年々減少傾向が見られる。そのため、市町は、施設・設備の充実、青年層・女性層の団員の参加を<u>促進するとともに、機能別団員・分団の制度導入を行い、積極的に増員を努める。</u>

○ 消防団設置状況

(平成21年4月1日現在)

消防団の数	市町の数	消防団員数
<u>62</u>	29市12町	45,421人

84 第2款 消防施設・設備の整備

- 3 消防施設の整備
- (1) 現況
- 整備水準

本県の消防力の現況は、消防庁告示に定められている「消防力の整備指針」に照らすと、次のとおりである。

(平成18年度「消防施設等整備計画実態調査)

項目	基準	現有	充足率(%)
消防署所数	<u>173</u>	<u>164</u>	94.8
ポンプ自動車(常備)	<u>267</u>	240	<u>89. 9</u>
ポンプ自動車(消防団)	<u>586</u>	_562	<u>95. 9</u>
動力消防ポンプ(消防団)	1, 977	2, 057	<u>96. 1</u>
消防水利	64, 494	55, 069	85. 4

② 消防職員・団員の数等(平成17年4月1日現在)

消防署数	54	消防団数	<u>80</u>
出張所数	109	分 団 数	1, 486
消防職員数	5, 405	消防団員数	46, 884

106 ③ 消防ポンプ自動車等の保有数

(平成<u>17</u>年4月1日現在)

種別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団
普通消防ポンプ自動車	<u>156</u>	<u>559</u>	手引動力ポンプ	4	_6
水槽付消防ホンプ自動車	<u>109</u>	14	大型高所放水車	5	_
はしご付消防自動車	<u>56</u>	_	泡 原 液 搬 送 車	<u>7</u>	_
屈折はば付消防自動車	<u>5</u>	_	救 急 自 動 車	<u>193</u>	_
化学消防自動車	<u>51</u>	_	救 助 工 作 車	48	_
小型動力ポンプ付積載車	<u>20</u>	<u>1, 553</u>	消 防 艇	3	
小型動力ポンプ	<u>89</u>	<u>520</u>	ヘリコプター	2	_

④ 消火水利の概要 (平成<u>17</u>年4月1日現在)

消火栓	<u>100, 261</u>		
		100m3以上	<u>849</u>
防火水槽	16 709	60~100m³	924
10, 79	<u>16, 792</u>	40∼ 60m³	<u>12, 601</u>
		20~ 40m³	<u>2, 418</u>
井 戸	<u>449</u>		
プール	<u>765</u>		
その他	<u>653</u>		

② 消防職員・団員の数等(平成21年4月1日現在)

消防署数	54	消防団数	<u>62</u>
出張所数	<u>115</u>	分 団 数	<u>1, 321</u>
消防職員数	5, 673	消防団員数	45, 421

③ 消防ポンプ自動車等の保有数

85

(平成<u>21</u>年4月1日現在)

種別	消防本部	消防団	種別	消防本部	消防団
普通消防ポンプ自動車	<u>153</u>	544	手引動力ポンプ	4	<u>10</u>
水槽付消防ポンプ自動車	<u>105</u>	14	大型高所放水車	5	
はしご付消防自動車	_54	1	泡 原 液 搬 送 車	<u>5</u>	
屈折はご付消防自動車	<u>3</u>		救 急 自 動 車	<u>207</u>	_
化学消防自動車	51	1	救 助 工 作 車	<u>50</u>	
小型動力ポンプ付積載車	<u>18</u>	1, 499	消 防 艇	3	
小型動力ポンプ	<u>91</u>	<u>466</u>	ヘリコプター	2	1

④ 消火水利の概要 (平成<u>21</u>年4月1日現在)

	~~~	( 1 // / <u>= =                            </u>	-,4 - 1. 381337			
消火栓		<u>111, 041</u>				
	<u>17, 717</u>	100m3以上	927			
防火水槽		$60\sim 100 \mathrm{m}^3$	1, 144			
別の小小間		40∼ 60m³	<u>13, 079</u>			
		$20\sim~40\mathrm{m}^3$	2, 567			
井 戸	432					
プール	<u>979</u>					
その他	<u>987</u>					

## 108 第3款 大規模火災時の避難計画

第2 内容

1 延焼火災の危険性の予測

火災が発生した場合、その火災が延焼拡大する危険性を $1 \, \mathrm{km} \times 1 \, \mathrm{km}$ メッシュ毎に予測した結果は別図 $1 \, \mathrm{o}$ とおりである。

- ・無 延 焼 地 区: その地区内の出火によっても、地区外の大火によってもその地区内に延焼火災が生じないと考えられる地区
- ・延焼発災地区:地区内からの出火によって延焼火災が発生すると考えられる地区
- ・延焼被災地区:その地区内の出火によって延焼火災は生じないが、地区外の大火が波及することによって地区内に延焼火災が生じると考えられる地区
- ・要 避 難 地 域: メッシュ内全体が大火となるおそれのある地域、あるいは周囲が大火に取り囲まれるお それのある地域

## 2 避難計画区域

要避難地域のうち、火災に対する安全地帯が比較的近距離に存在すると考えられる地域を除き、火災に 対する危険性が特に高く、あらかじめ組織的な避難計画の作成が必要な地域を避難計画区域とする。 (別図 2 参照)

#### 3 避難計画の概要

市町は、<u>上記2</u>の地域において建築物の不燃化・緑地帯の整備等によって火災に対する危険度の低下図るほか、以下の事項を考慮して、広域避難地・避難路の整備等組織的な避難計画を作成することとする。

- 109 4 広域避難地等の整備事業計画
  - 5 市町地域防災計画で定めるべき事項

## 87 第3款 大規模火災時の避難計画

第2 内容

1 延焼火災の危険性の予測

火災が発生した場合、その火災が延焼拡大する危険性を火災危険度評価マップとして $250m \times 250m$ メッシュ毎に予測した結果は別図 1 のとおりである。

#### 【火災危険度評価基準】

ランク分け	不燃領域率	木防建ペい率	<u>備考</u>
1	70%以上		放任火災が延焼しない
2	70%未満	20%未満	焼失率0%
3		20%以上30%未満	木造で延焼による焼失が発生
4		30%以上40%未満	防火造で延焼による焼失が発生
最も危険5		40%以上	木造・防火造で焼失率100%

出展: 改訂都市防災実務ハンドブック

#### *対象は、以下の31市町の市街化区域内もしくは用途地域内

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、 赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、朝来市、 宍栗市、加東市、たつの市、猪名川長、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、上郡町

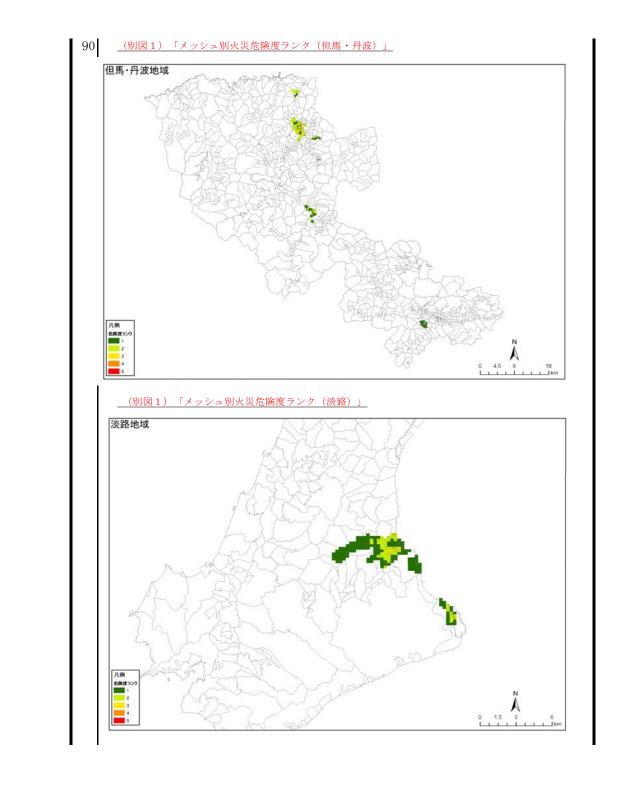
## 削除

## 2 避難計画の概要

市町は、<u>上記1</u>の地域において建築物の不燃化・緑地帯の整備等によって火災に対する危険度の低下を 図るほか、以下の事項を考慮して、広域避難地・避難路の整備等組織的な避難計画を作成することとする。

- 88 3 広域避難地等の整備事業計画
  - 4 市町地域防災計画で定めるべき事項

89 (別図1) 「メッシュ別火災危険度ランク(阪神・神戸)」 阪神·神戸地域



頁	現	行	頁		修	正	案
	現 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第8節 防災資機材の整備 第2 内容 2 牧助資機材 (1) 県民が使用する資機材 市町は、コミュニティ防災資機材等整備補助の制度を活用し、 主防災組織単位できめ細かく配置することとする。			第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策 第8節 防災資機材の 第2 内容 2 救助資機材 (1) 県民が使用する資機材 市町は、県民が災害時	i への備えの充実 整備		きめ細かく配置することとする。

頁	現	頁	修正案
	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害医療システムの整備 第2 内容 4 機動性のある医療チーム (兵庫県版DMAT)等の整備) (1) 県は、災害拠点病院救護班を機動性を持つ医療チーム (兵庫県版DMAT)として位置づけ、その運用方法を定めるとともに、通信用機器、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備し、特別な訓練を実施することとする。 (2) 県は、状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに救護班の派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。 (3) 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断に		第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害医療システムの整備 第2 内容 4 機動性のある医療チーム (兵庫DMAT) 等の整備) (1) 県は、災害拠点病院の救護班及び災害拠点病院のうち兵庫DMAT指定病院に指定された病院のDM AT (以下、「兵庫DMAT」という) の運用方法を定めるとともに、通信用機器、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備し、特別な訓練を実施することとする。 (2) 県は、状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに救護班及び兵庫D MATの派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。
	よる救護班の派遣、さらに災害医療現場における各救護班に対する指導権限を持つ方向で役割を明確にすることとする。  DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは ・ 大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。 ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。 ・ 兵庫県版DMATは、日本DMATが概ね48時間以内の活動開始を想定しているのに対し、県内及び近隣府県にて発生した災害等に、より機動的に、より現場に近い場所から医療を提供し、少しでも医療不在の状況を減少させるために組織。		よる教護班及び兵庫DMATの派遣、災害医療現場における各教護班に対する指導、さらに地域医療情報センター等、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担うこととする。  DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは ・ 大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。 ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。
119	8 医薬品等の確保 (1) 災害医療センター及び各災害拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材を備蓄することとする。	00	8 医薬品等の確保 (1) 災害医療センター及び各災害拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班及び兵庫DMATが携行する医療機材を備蓄することとする。

頁	現	頁	修正案
	第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第2 内容 4 ひょうご防災カレッジの開催 県は、地域防災力の向上を目指し、県、市町防災担当職員、自主防災組織リーダー、災害救援専門ボランティア及び一般県民を対象とした講座を開催することとする。		第 2 編 災害予防計画 第 3 章 県民参加による地域防災力の向上 第 1 節 防災に関する学習等の充実 第 2 内容 4 一般県民に対する防災実践活動の促進 県は、ひょうご安全の日推進県民会議と連携し、地域や家庭における実践活動を促進するため、県民グル 一プ等(自主防災組織、自治会、婦人会、学校等)からの依頼に応じて、ひょうご防災特別推進員を派遣し 講義等を実施することとする。 「主な講義内容」 家具等の転倒防止、住宅の耐震化、住宅用火災警報器の設置、県住宅再建共済制度への加入、防災 訓練等
	5 ひょうご防災リーダー講座の開設 ③ 開催場所 県広域防災センター (三木総合防災公園内)		<ul><li>5 ひょうご防災リーダー講座の開設</li><li>③ 開催場所</li><li>県広域防災センター(三木総合防災公園内) 及び地域別に開催</li></ul>
	6 学校における防災教育 (1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行うこととする。 ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る ウ 震災・学校支援チーム(EARTH)の設置		6 学校における防災教育 (1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行うこととする。 ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る ウ 震災・学校支援チーム (EARTH) の運営

頁		現	行	頁		修	正	案
	第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第1節 防災基盤・施設等の整備 第1款 地震防災緊急事業の推進 第2 内容 12 計画年度 平成18年度~平成23年度				第4章 堅牢第1節 防災	予防計画 でしなやかな地域別 基盤・施設等の整備 災緊急事業の推進 平成27年度		
164	第2款 防災対策事業の推進 1 防災基盤整備事業 追加				第2款 防災対策事業の推進 37 1 防災基盤整備事業 「災害時に強い安心安全なまちづくり」を進めるため重点的に実施する必要のある防災基盤の整備を推進する。			
	(1) 計画年度       平成19年度まで       (2) 対象事業				<u>(1)</u> 対象事業			
	区 分	事業例_(要綱平成17年4月	20日付で例示)_		区 分	事	事業例	
	<u>消防</u> 防災施設整備事業	防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、専用ヘリポート・臨時ヘリポート、非常用電源、消防水利施設(防災井戸、耐震性貯水槽、防火水初期消火資機材(小型動力ポンプ、小型動力ポンプ消防団に整備される施設(指揮広報車、消防ポン消防団拠点施設)、消防本部又は消防署に整備される施設(①指揮車防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、救の整備指針で算定された数を越えて整備される施拠点避難地、津波避難タワー、避難路、避難所において防災機能を強化するための施設、防災情報通信施設(防災行政無線、消防通信・指自動震度警報装置等)、災害時要援護者緊急通報システム	『付積載車、小型動力ポンプ積載車)、 プ自動車、消防団緊急伝達システム、 、電源車、特殊災害対応自動車、②消 助工作車、高規格救急自動車で消防力 設)、		整備事業消防広域化	備される施設、防災情報 市町の消防の広域化に作等の訓練・研修施設	<mark>報通信施設等</mark> 半い新・改築する消防 等	備される施設、消防本部又は消防署に整 庁舎と一体的に整備される自主防災組織 等
	消防広域化対策事業 緊急消防援助 隊施設整備事業	広域再編に伴い、新・改築する消防庁舎と一体的 練・研修施設等 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る 整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設						

65 (3) 防災基盤整備事業計画	(2) 防災基盤整備事業計画
(4) 財政措置	(3) 財政措置
(5) 事業の実施	( <u>4</u> ) 事業の実施
2 公共施設等耐震化事業 (1) 計画年度	2 公共施設等耐震化事業  「災害に強い安心安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により公共施設等の耐震化を推進する。
(2) 対象事業	<u>(1)</u> 対象事業
(3) 公共施設等耐震化事業計画	(2) 公共施設等耐震化事業計画
(4) 財政措置	(3) 財政措置
(5) 事業の実施	(4) 事業の実施

第2編 災害予防計画 第2編 災害予防計画	
第 4 章 堅平でしたやかな地域防災基盤の整備	<u>り、</u> 自然を保全しながら親水性と地
第 2 的	)。

頁	現	頁	修正案
	第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第3節 建築物の耐震性の確保		第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第3節 建築物の耐震性の確保
	第2 内容 1 計画的かつ総合的な耐震化の推進 (1) 県は、特定行政庁(建築基準法第2条に規定する建築主事を置く市町)と調整の上、計画的かつ総合 的に既存建築物の耐震改修を進めることとする。		第2 内容 1 計画的かつ総合的な耐震化の推進 (1) 県は、特定行政庁(建築基準法第2条に規定する建築主事を置く <u>市</u> ) と調整の上、計画的かつ総合 的に既存建築物の耐震改修を進めることとする。
	3 一般建築物耐震化の促進 (3) わが家の耐震改修促進事業 県は、住宅の耐震改修を促進させるため、耐震診断と耐震改修計画策定費と耐震改修工事費の補助を 行うこととする。 平成18年度からは、従来実施している補助対象工事に加え、住宅が倒壊しても居室内で耐震性を確 保(住宅が倒壊しても一室で安全性を確保)する居室耐震型(一室シェルター方式)、ツーバイーフォー工法及び丸太組工法を補助対象とするとともに、耐震改修工法開発事業を実施する。内容は、共同住宅を対象として、簡便で負担の少ない新工法及び技術提案コンペを実施し、コストや施工性を総合的に 評価・公表して推奨工法として普及を図る。また、戸建住宅の居室耐震型の性能確認を行い、優秀な工法を補助対象工法に採用する。		3 一般建築物耐震化の促進 (3) わが家の耐震改修促進事業 県は、住宅の耐震改修を促進させるため、耐震診断と耐震改修計画策定費と耐震改修工事費の補助を 行うこととする。
172	② 住宅耐震診断・改修計画策定 (工事費用の見積りを含む) に要する費用の一部を補助する。 [対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅 れた住宅 [対象者] 県内に対象住宅を所有する者 [補助対象] 耐震改修計画策定とそれに伴う耐震診断に要する費用 [補助金額] 補助対象となる費用の3分の2以内 (補助限度額:戸建住宅=20万円、共同住宅:12万円/戸)		② 住宅耐震・改修計画策定費補助 耐震診断と耐震改修計画策定(工事費用の見積りを含む)に要する費用の一部を補助する。 [対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅で兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 [対象者] 県内に対象住宅を所有する者 [補助対象] 耐震改修計画策定とそれに伴う耐震診断に要する費用 [補助金額] 補助対象となる費用の3分の2以内 (補助限度額:戸建住宅=20万円、共同住宅:12万円/戸)

#### ③ 住宅耐震改修工事費補助

住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の県民に対して、耐震改修工事費に要する費用の一部を補助 する。

[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断さ

れた住宅

「対象者」 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者(給与収入のみの場合は、

給与収入が14,421,053円以下)

[補助対象] _耐震改修後、安全と判定される工事に要する費用

[補助金額] 補助対象となる費用の4分の1以内

(補助限度額:戸建住宅=60万円、共同住宅=20万円/戸)

### 173 5 建築物の耐震性強化の普及啓発

(2) 建築物相談所の開設

県、市町は、県県土整備部建築指導課、各県民局(<u>県土整備部まちづくり担当、神戸及び阪神南を除</u> <u>く</u>)、各市町庁舎等に建築相談所を開設し、建築士事務所協会その他の団体と協力して個々の建築物の 防災に関する相談の実施に努めることとする。

#### ③ 住宅耐震改修工事費補助

住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の県民に対して、耐震改修工事費に要する費用の一部を補助する。

[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断さ

れた住宅で兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

[対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者(給与収入のみの場合は、

給与収入が14,421,053円以下)

[補助対象] ①安全性を確保するための、次の工事(付帯工事を含む)に要する費用

ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強

イ 屋根の軽量化

ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強

②耐震診断で評価が0.7以上の木造戸建住宅において実施する次のいずれかの 部分改修型工事に要する費用(平成21年度~)

ア 「非常に重い屋根」を「重い屋根」又は「軽い屋根」へ葺き替える屋根

の計量化工事

[補助金額] ②住宅配属な修正原敷補助の耐力壁設置工事

(補助限度額:戸建住宅=60万円、共同住宅:20万円/戸)

②住宅耐震改修支援(①に加算)

補助対象となる費用の4分の1以内

(補助限度額:戸建住宅=20万円、共同住宅:20万円/戸))

#### 145 5 建築物の耐震性強化の普及啓発

(2) 建築物相談所の開設

県、市町は、県県土整備部建築指導課、各県民局(<u>各土木事務所まちづくり建築課及び建築課、神戸及び阪神南を除く</u>)、各市町庁舎等に建築相談所を開設し、建築士事務所協会その他の団体と協力して個々の建築物の防災に関する相談の実施に努めることとする。

頁 行 īE 第2編 災害予防計画 第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 175 第1款 砂防設備の整備 147 第1款 砂防設備の整備 第2 内容 第2 内容 1 事業計画 1 事業計画 (1) 県(県土整備部)所管事業分 (1) 県(県土整備部)所管事業分 年度 事 業 名 内 容 事 業 名 砂防指定地内におけるえん堤工、渓流保全工、等 砂防事業 18 砂防指定地内における砂防えん堤工、渓流保全工、等 砂防事業 (2) 近畿地方整備局所管事業分 (2) 近畿地方整備局所管事業分 年度 事 業 名 内 容 事 業 名 内 容 六甲山系において砂防堰堤、山腹工等の砂防設備の設置を推進 18 砂防事業 砂防指定地(六甲山系)内における砂防えん提工、山腹工、等 砂防事業 する他、六甲山系グリーンベルト整備事業の進捗を図る 176 第2款 地すべり防止施設の整備 | 148 | 第2款 地すべり防止施設の整備 第2 内容 第2 内容 1 事業計画 (2) 県 (農林水産部) 所管事業分 1 事業計画 (2) 県(農政環境部)所管事業分 (7) 農村環境課所管分 (ア) 農地整備課所管分 年度 事 業 名 業 内 容 事 業 名 事 業 内 容 18~22 地すべり対策事業 地すべり防止区域内における 抑止工(杭打工、土留工等) 23~27 地すべり対策事業 地すべり防止区域内における 抑制工 (押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等) 抑止工(杭打工、土留工等) 抑制工 (押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等) 180 第5款 宅地造成等の規制 | 152 第5款 | 宅地造成等の規制 第2 内容 第2 内容 1 宅地造成工事規制区域等の指定 1 宅地造成工事規制区域の指定 2 危険宅地のパトロールと措置 2 危険宅地のパトロールと措置 (2) 県及び市町は、必要に応じ、県警察本部・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えて、 (2) 県及び市町は、必要に応じ、県警察本部・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えて、 宅地防災パトロールを実施し、関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。 宅地防災パトロールを実施し、関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。 ③ 宅地造成等規制法第14条の規定に基づく工事の停止及び宅地の使用禁止命令 ③ 宅地造成等規制法第13条の規定に基づく工事の停止及び宅地の使用禁止命令 ④ 宅地造成等規制法第17条に基づく改善命令 ④ 宅地造成等規制法第16条に基づく改善命令

3 宅地保全相談所の設置

(1) 常設相談所

県県土整備部まちづくり課、各県民局(まちづくり担当(神戸県民局を除く。))

(2) 現地巡回相談所の設置 梅雨び台風時期の前に必要により設置

183 第6款 災害危険区域対策の実施

第2 内容

- 3 危険住宅の除却又は移転
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

限度額 4,060千円 (土地を取得しない場合 3,100千円)

年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成

助成区分 
$$\qquad$$
 国  $\frac{1}{2}$  、県  $\frac{1}{4}$  、市町  $\frac{1}{4}$ 

(注) 助成費の補助限度額は、平成18年度の額である。

185 第7款 地盤の液状化対策の実施

[実施機関:県県土整備部まちづくり局、県企業庁、市町]

第2 内容

追加

- 3 宅地保全相談所の設置
- (1) 常設相談所

県県土整備部<u>都市計画課開発調整室</u>、各県民局(<u>まちづくり建築課及び建築課</u>(神戸県民局を除く。))

(2) 現地巡回相談所の設置 梅雨び台風時期の前に必要に応じて設置

153 第6款 災害危険区域対策の実施

第2 内容

- 3 危険住宅の除却又は移転
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

限度額 4,060千円 (土地を取得しない場合 3,100千円)

年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成

助成区分 
$$\mathbb{E} \frac{1}{2} \cdot \mathbb{R} \frac{1}{4} \cdot \mathbb{h} \mathbb{T} \frac{1}{4}$$

- (注)助成費の補助限度額は、平成23年度の額である。
- 154 第7款 地盤の液状化対策の実施

[実施機関:県県土整備部土木局、県土整備部まちづくり局、県企業庁、市町]

第2 内容

3 地盤データの収集及びデータベース化

<u>県及び市町は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集</u>とデータベース化の充実等に努めるものとする。

頁 頁 行 第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第5節 河川、海岸、ため池施設の整備 185 第 2 内容 1 河川施設の整備 (1) 事業計画 県(県土整備部)所管事業分 年度 事 業 名 事 業 内 容 18 高潮対策事業 7河川

2 海岸施設の整備

- (1) 事業計画
- ① 海岸保全施設の耐震性の強化
- ア 県(県土整備部)所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容	
<u>18~22</u>	高潮対策事業	尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(改良)他) 姫路港海岸(排水施設(改良)他)他	計 <u>7</u> 海岸
	侵食対策事業	江井港海岸(護岸(補強))他	計 <u>2</u> 海岸
	海岸環境整備事業	東播磨港海岸(護岸他)他	計 <u>5</u> 海岸

第2編 災害予防計画

第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第5節 河川、海岸、ため池施設の整備

- 155 第2 内容
  - 1 河川施設の整備
  - (1) 事業計画

県(県土整備部)所管事業分

年度	事 業 名		事	業	内	容
24	高潮対策事業	7河川				

IF.

案

- 2 海岸施設の整備
- (1) 事業計画
- ① 海岸保全施設の耐震性の強化

ア 県(県土整備部)所管事業分

年度	事業名	事 業 内 容	
23~27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸閘等自動遠隔化 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他)他	他)
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強)他	計1海岸
	海岸堤防老朽化対策緊急	淡路海岸 (護岸補強) 尼崎西宮芦屋港海岸 (閘門補修) 他	計4海岸
	<u>津波・高潮危機管理対策</u> <u>緊急事業</u>	尼崎西宮芦屋港海岸(陸閘等電動化 他)	計6海岸

# 186 イ 県(農林水産部)所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容
<u>18</u> ~	( <u>農村環境課</u> 所管分) 高潮対策 <u>事業</u>	福浦海岸 (護岸補強 他)
	(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 海岸環境整備事業	丸山漁港海岸 (胸壁他) 家島漁港海岸 (護岸(改良)他) 須井漁港海岸 (離岸堤他) 香住漁港海岸 (養浜他)

## 3 ため池施設の整備

## (1) 事業計画

県 (農林水産部) 所管事業分

年度	事 業 名		事	業	内	容	
18~22	ため池等整備事業	ため池改修					

# 156 イ 県(農政環境部)所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容
<u>23~</u>	(農地整備課)所管分) 高潮対策事業 海岸堤防等老朽化対策 緊急事業 (漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 海岸環境整備事業	福浦海岸(護岸補強 他) 吹上海岸(堤防補強 他) 丸山漁港海岸(胸壁他)家島漁港海岸(護岸(改良)他) 須井漁港海岸(離岸堤他) 香住漁港海岸(養浜他)

## 3 ため池施設の整備

## (1) 事業計画

県 (農政環境部) 所管事業分

年度	事業名	事 業 内 容
<u>23~</u>	ため池等整備事業 他	ため池改修 <u>や統廃合</u>

#### 頁 頁 現 行 修 īE 案 |第2編 災害予防計画 第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第6節 交通関係施設の整備 第6節 交通関係施設の整備 187 第1款 道路施設の整備 157 第1款 道路施設の整備 第2 内容 第2 内容 1 道路施設の耐震補強計画等 1 道路施設の耐震補強計画等 (1) 緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム(平成17~19年度) (1) 緊急輸送道路の橋梁耐震補強 国と県が連携して作成した計画に基づき、県は平成19年度までに83%の耐震化を目指すこととする。 道路管理者は管理橋梁の耐震対策を推進し、災害に強い道路を目指すこととする。 (2) 新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強3箇年プログラム(平成17~19年度) 県は、計画に基づき、平成19年度までに100%の耐震を目指すこととする。 (3) 国・県・市町道の道路管理者は、平成16~20年度において、168kmの無電柱化を行うことを目指すこ ととする。 2 緊急輸送路等の整備 2 緊急輸送路等の整備 (3) 西日本高速道路㈱所管事業分 (3) 西日本高速道路㈱所管事業分 年度 事 業 名 内 容 年度 事 業 名 内 容 中国横断自動車道姫路鳥取線 区 間:たつの市~宍粟市 18~ 中国横断自動車道姫路鳥取線 区 間:たつの市~宍栗市 総延長: 11.4km 総延長: 11.4km 近畿自動車道名古屋神戸線 区 間:大阪府箕面市~神戸市北区 18~ | 近畿自動車道名古屋神戸線 区 間:大阪府箕面市~神戸市北区 総延長: 22. 8 km (県内21. 0 km) (第二名神高速道路) (新名神高速道路) 総延長: 22. 5 km (県内21. 0 km) 158 3 落石防止 188 3 落石防止 (4) 芦有開発㈱所管事業分 (4) 芦有開発㈱所管事業分 事 業 名 年度 事 業 内 容 削除 法面崩落防止緑化工事 風化及び劣化による法面防災工事の順次実施 18 4 落橋防止 4 落橋防止 (1) 県(県土整備部)所管事業分 (1) 県(県土整備部)所管事業分 年度 事 業 名 事 業 内 容 事 業 名 内 容 橋梁補修事業 震災点検に基づく落橋防止対策(耐震連結装置、沓座拡幅 18~ 橋梁補修事業 震災点検に基づく落橋防止対策(耐震連結装置、沓座拡幅 等)、及び緊急輸送道路の耐震補強3箇年プログラムに基づ 等)、及び耐震補強工事等の順次実施 く対策工事を実施する (2) 近畿地方整備局所管事業分 (2) 近畿地方整備局所管事業分 事 業 名 事 内 容

震災対策補強補修事業

耐震補強工事等の順次実施

年度

18

事 業 名

震災対策補強補修事業

業

を実施する

緊急輸送道路の耐震補強3箇年プログラムに基づく対策工事

内

容

189

(5) 本州四国連絡高速道路㈱所管事業分

年度	事	業	名		事	業	内	容	
<u>18</u>	地震防災対	策工事		緊急輸送道路 を実施する	ろい 耐震補 -	i強3箇年	Fプログラ	ラムに基づ	く対策工事

(6) 兵庫県道路公社所管事業分

I	年度	事	業	名	事	業	内	容	
	<u>18</u>	地震防災対	策等		緊急輸送道路の耐震 を実施する	補強3箇	年プログラ	ラムに基づく対策エ	_事

第2款 港湾施設の整備

190 第2 内容

- 1 海上輸送の多重化
  - ① 県(県土整備部)所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容
18~22	港湾改修事業	姫路港広畑地区岸壁(-7.5m)1バース、道路 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路

② 近畿地方整備局所管事業分

	年度	事業名	3		事	業	内	容	
Ī	<u>18∼22</u>	港湾改修事業		尼崎西宮芦屋		奇地区)	岸壁(-	12m) 1 バース	

- 2 防災拠点として活用する港湾施設の整備
- (1) 耐震強化岸壁等の整備

姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港で岸壁を耐震強化に改良するとともに、背後地域へのアクセス道路・橋梁の耐震強化を図ることとする。

また、淡路島などの地方港湾の主要施設において耐震強化を進めることとする。

県(県土整備部)所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容
18~22	港湾改修事業	振路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース     尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース     尼崎西宮芦屋港 戸屋地区 護岸 1バース     東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m)1バース、橋梁(改良)     相生港 野瀬地区 岸壁(-5.5m)1バース     家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m     津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m)1パース、橋梁(改良)     福良港 福良地区 物揚場(-3.5m)L=60m

(5) 本州四国連絡高速道路㈱所管事業分

事 業 名	事 業 内 容
地震防災対策等	耐震補強工事等の順次実施

159 (6) 兵庫県道路公社所管事業分

事 業 名	事 業 内 容
地震防災対策等	耐震補強工事等の順次実施

第2款 港湾施設の整備

160 第2 内容

- 1 海上輸送の多重化
  - ① 県(県土整備部)所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容
23~27	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 <u>赤穂港千鳥地区道路</u>

② 近畿地方整備局所管事業分

年度	事 業 名	事	業	内	容	
<u>23~27</u>	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港(尼崎	奇地区)	航路、	泊地	

- 2 防災拠点として活用する港湾施設の整備
- (1) 耐震強化岸壁等の整備

姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港で岸壁を耐震強化に改良するとともに、背後地域へのアクセス道路・橋梁の耐震強化を図ることとする。

また、淡路島などの地方港湾の主要施設において耐震強化を進めることとする。

県(県土整備部)所管事業分

年度	事 業 名		事	業	内	容	
23~27	港湾改修事業	赤穂港 家島港 福良港	千鳥地区 家島地区 福良地区	岸壁(-5. 物揚場(- 浮桟橋(-	3.5m)L=6	Om	

# 191 (参考)

整備済施設

年度	事 業 名	事 業 内 容
<u>~17</u>	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良)   尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1 バース     尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 1 バース     尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m     津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=65m

## 192 第3款 漁港施設の整備

## 第2 内容

1 県(農林水産部)所管事業分

I	年度	事 業 名		事	;	業内	容		
Ш	<u>18</u>	広域漁港整備事業	(4地区)	外かく	施設、	係留施設、	輸送施設、	用地	
I		地域水産物供給基盤整備事業	(1地区)						
Ш		漁港漁場機能高度化事業	(1地区)						
Ш		港整備交付金	(1地区)						
I		漁港関連道整備事業	関連道(1地区	☑)					
IL		漁港環境整備事業	緑地広場(2片	也区)					

# 161 (参考)

整備済施設

年度	事 業 名	事 業 内 容
~22	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良)     姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1 バース     尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1 バース     尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2 バース     尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2 バース     尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m) L=410m     尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1 バース     尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1 バース     東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)     津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)     津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m) L=65m

## 第3款 漁港施設の整備

## 第2 内容

1 県(農林水産部)所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容
<u>24</u>	広域漁港整備事業	(4地区) 外かく施設、係留施設、輸送施設、用地
	地域水産物供給基盤整備事業	(1地区)
	漁港漁場機能高度化事業	(1地区)
	港整備交付金	(1地区)
	漁港関連道整備事業	関連道(1地区)
	漁港環境整備事業	緑地広場(2地区)

## 193 第4款 鉄道施設の整備

## 第2 内容

鉄道事業者は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進することとする。

機関名	内容	事業計画
西日本旅客鉄道㈱	1 耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度 法を採用している。 2 主要構造物の設計基準は、原則として関東地震程度の地 震まで耐え得るように考慮してある。	駅舎・橋梁・ 法面・電線路 支持物等を計 画的に改良強 化
神戸市交通局	3 阪神・淡路大震災により被災し、その後復旧した高架橋は、震災直後、運輸省に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、同地震程度の地震まで耐え得るように考	駅舎・橋梁・ 法面・溝きょ 等を計画的に 改良強化
阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱	慮する。 また、平成13年1月以降の新規構造物については、平成 10年12月に出された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」 に基づいて設計する。	駅舎・橋梁・ 法面・溝きょ 等を計画的に 改良強化
神戸電鉄㈱		駅舎・橋梁・ 法面・電車線 路支持物等を 計画的に改良 強化
神戸高速鉄道㈱		溝きょ・ずい 道・換気孔・ 駅出入口の改 良強化
六甲摩耶鉄道㈱		駅舎・橋梁・ 法面・電線路 支持物等を計 画的に改良強 化
神戸市都市整備公社	耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度 法を採用している。	<u>支柱等を計画</u> 的に改良強化

## 第5款 空港・ヘリポート対策の実施

### 第2 内容

- 1943 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定
  - (1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。
  - ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況

	地	域	神	戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計
l.	箇月	听数		3 7	16	22	14	26	25	40	4 1	16	23	260

## 163 第4款 鉄道施設の整備

## 第2 内容

鉄道事業者は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進することとする。

機関名	内容	事業計画
西日本旅客鉄道㈱ 神戸市交通局 阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱	1 耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。 2 主要構造物の設計基準は、原則として関東地震程度の地震まで耐え得るように考慮してある。 3 阪神・淡路大震災により被災し、その後復旧した高架橋は、震災直後、運輸省に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、同地震程度の地震まで耐え得るように考慮する。また、平成13年1月以降の新規構造物については、平成10年12月に出された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づいて設計する。	駅法支画化 駅法等改 駅法等改 駅法等改 駅法等改 標溝画化 橋溝画化 橋溝画化 橋溝画化 標溝画化 標準き的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
TT / :电收(m)		法面・電車線 路支持物等を 計画的に改良 強化
神戸高速鉄道㈱		溝きょ・ずい 道・換気孔・ 駅出入口の改 良強化
六甲摩耶鉄道㈱		駅舎・橋梁・ 法面・電線路 支持物等を計 画的に改良強 化
神戸市都市整備公社	耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度 法を採用している。	駅舎等を計画 的に改良強化

# 第5款 空港・ヘリポート対策の実施

## 第2 内容

- 164 3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定
  - (1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。
  - ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況

地 域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計
箇所数	30	1 5	24	17	27	2 6	3 6	4 1	21	3 0	267

頁	現	頁	修正案
199	第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第2款 ガス施設の整備等 1 大阪ガス 第2 内容 1 大阪ガス㈱は、次の内容によりガス施設の整備等を推進することとする。 (2) 防災システムの強化 ① 地震計の設置		第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第2款 ガス施設の整備等 1 大阪ガス 第2 内容 1 大阪ガス㈱は、次の内容によりガス施設の整備等を推進することとする。 (2) 防災システムの強化 ① 地震計の設置
	ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、製造所、地区事業本部供給所、支社、高圧ガスステーションに地震計を設置することとする。 イ 地震計232箇所(県内65箇所)を設置するとともに、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。  ⑤ 導管網のブロック化大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、京阪神を8ブロックに分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、さらに、局所的対応を容易にするために、67箇所に細分化したミドルブロック(中圧B導管)、126箇所のリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックについては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになって		ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、製造所、地区事業本部、供給所、支社、高圧ガスステーションに地震計を設置することとする。 イ 地震計241箇所(県内66箇所)を設置するとともに、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。 ⑤ 導管網のブロック化 大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、京阪神を10ブロックに分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、さらに、局所的対応を容易にするために、77箇所に細分化したミドルブロック(中圧B導管)、148箇所のリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックについては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになって
200	⑥ 緊急時のガス供給停止システムの強化 緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを約 <u>346</u> 箇所、さらに、設定され た基準値以上(60カイン=震度 6 強相当)の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震 自動遮断システムを約 <u>2,806</u> 箇所に設置している。	170	いる。 ⑥ 緊急時のガス供給停止システムの強化 緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを約451箇所、さらに、設定され た基準値以上(60カイン=震度6強相当)の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震 自動遮断システムを約 <mark>2,908</mark> 箇所に設置している。
	2 (社)兵庫県エルピーガス協会は、次の内容によりエルピーガス施設の防災体制の整備等を推進することとする。  ③ 地域防災事業所の設置 県下を7プロックに分け、それぞれのブロックに、製造事業所、エルピーガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。 各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための単車及び自転車を配備するほか、	171	2 (社)兵庫県エルピーガス協会は、次の内容によりエルピーガス施設の防災体制の整備等を推進することとする。  ③ 地域防災事業所の設置 県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、製造事業所、エルピーガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。 各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための単車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話が整備されている。

#### 地域防災事業所組織図

(平成18年3月1日現在)

_					-	
ブロ	ω ħ	+44 +5t	防災事業所の種別・数			
	ック 地 域 		製造事業所	LPカ゛ススタント゛	容器検査所	
摂	丹	篠山市・丹波市・神戸市北区北部・三田市	4	<u>5</u>	0	
阪	神	伊丹市・川西市・宝塚市・尼崎市・西宮市 <u>芦屋市・川辺郡</u>	4	6	1	
神	戸	神戸市(北区北部・垂水区・西区を除く)	2	1 0	0	
東	播	明石市・加古川市・高砂市・三木市・ 西脇市・加西市・神戸市西区・ 神戸市垂水区・小野市・加古郡・加東市・ 多可町	2 1	10	7	
西	播	姫路市・たつの市・相生市・赤穂市・ 宍栗市・神埼郡・揖保郡・佐用郡・赤穂郡	2 4	13	3	
但	馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	7	<u>4</u>	0	
淡	路	淡路全域	9	<u>6</u>	2	

#### (3) 防災体制の整備

② 相互協力体制の確立

ア (社) 兵庫県エルピーガス防災協会、大阪エルピーガス保安防災協会、奈良エルピーガス保安防災会、京都府エルピーガス保安防災協会、和歌山県エルピーガス保安防災会で組織する「近畿エルピーガス防災協会連合会」の相互応援協力協定により、大規模災害時の相互応援体制を整備している。イ 大阪ガス㈱と「ガス漏洩通知等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

#### 205 第4款 水道施設の整備等

第2 内容

1 水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という)は、次の重要度の高い基幹施設等 について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあ わせて計画的に耐震化を進めることとする。

また、県は、県営水道用水供給事業施設の耐震補強について、<u>平成20年度までに耐震化率を100%とする</u> こととする。

#### ○ 地域防災事業所組織図

(平成21年10月1日現在)

	411	防災	災事業所の種別	川・数
ブロック	地域	製造事業所	LPカ゛ススタント゛	容器検査所
北摄	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	_1	3	0
阪 神	尼崎市・西宮市	_2	3	1
_ 神 戸	<u>神戸市(垂水区・西区・北区を除く)</u> <u>芦屋市</u>	_2	8	0
摄 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町	_ 5	4	0
明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5_	<u>3</u>	1
_ 東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡		4	2
加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	1 0	4	<u>3</u>
_ 姫 路	姫路市・神埼郡	1 2	<u>7</u>	1
_ 西播東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	_2	2	1
西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡		4	1
但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	_ 7	4	0
_ 淡 路	淡路全域	_8	<u>6</u>	2

#### (3) 防災体制の整備

② 相互協力体制の確立

ア (社)兵庫県エルピーガス協会、(社)大阪府エルピーガス協会、(社)奈良県高圧ガス保安協会、 (社)京都府エルピーガス協会、(社)和歌山県エルピーガス会、(社)滋賀県エルピーガス協会、(社) 福井県エルピーガス協会で組織する「近畿エルピーガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。

#### | 175 | 第4款 水道施設の整備等

第2 内容

1 水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という)は、次の重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を進めることとする。

また、県は、県営水道用水供給事業施設の耐震補強について、平成20年度に完了(但し、管路は除く)

### 209 第6款 工業用水道施設の整備等

第2 内容

1 工業用水道施設の耐震化

工業用水道事業者は、次の重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐 震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良計画と併せて計画的に耐震化を進めることとする。

また、県は、県営工業用水道事業施設の耐震補強について、<u>平成20年度までに耐震化率を100%とするこ</u>ととする。

#### 211 第7款 共同溝等の整備

第2 内容

1 共同溝の整備

道路管理者は、関西電力㈱、西日本電信電話(㈱等のライフライン事業者と協議の上、<u>共同溝</u>の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速復旧と道路機能の確保を図ることとする。

## 179 第6款 工業用水道施設の整備等

第2 内容

1 工業用水道施設の耐震化

工業用水道事業者は、次の重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良計画と併せて計画的に耐震化を進めることとする。

また、県は、県営工業用水道事業施設の耐震補強について、平成21年度に完了(但し、管路は除く)

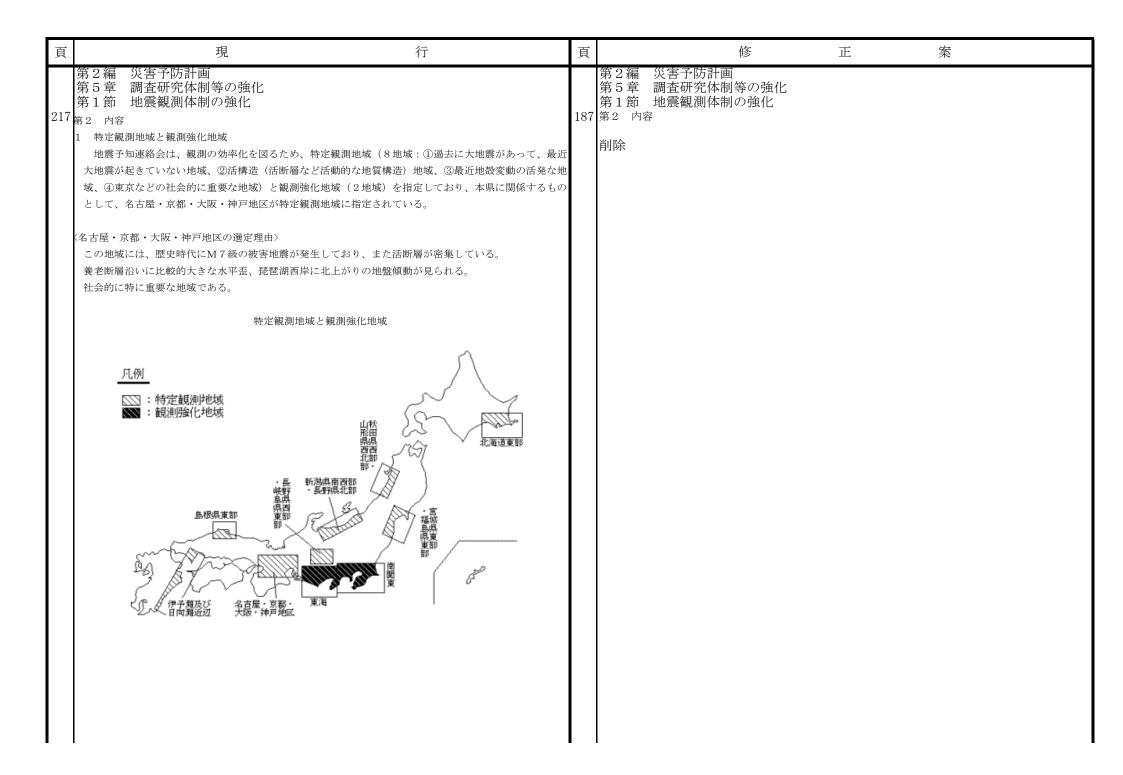
### 181 第7款 共同溝等の整備

第2 内容

1 共同溝等の整備

道路管理者は、関西電力㈱、西日本電信電話㈱等のライフライン事業者と協議の上、<u>電源共同溝</u>の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速復旧と道路機能の確保を図ることとする。

頁	現	頁	修正案
	第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第8節 地下街の防災体制の整備 〔実施機関: 県企画管理部災害対策局、県警察本部、消防本部、関西電力㈱、大阪ガス㈱、地下街等関係 者〕		第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第8節 地下街の防災体制の整備 [実施機関: 県企画県民部災害対策局、 <mark>県県土整備部土木局、県土整備部まちづくり局、</mark> 県警察本部、 消防本部、関西電力㈱、大阪ガス㈱、地下街等関係者]
	第1 趣旨 地下街は構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることから、その防災体制の整備について定める。		第1 趣旨 地下街は構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることから、 <mark>地下街における避難対策など、</mark> その 防災体制の整備について定める。
	第2 内容  1 地下街防災に関する体制 地下街に関する基本方針の策定及び指導監督に関する連絡調整を行うため、地下街中央連絡協議会・地 下街連絡協議会が設けられている。 地下街中央連絡協議会(昭和48年7月31日)  【事務局 :国土交通省都市・地域整備局都市計画課 構成省庁:国土交通省・消防庁・警察庁・資源エネルギー庁 ※「地下街に関する基本方針」(昭和49年6月28日付)を作成 地下街連絡協議会  【事務局 :県及び神戸市の都市計画主管課 構成機関:近畿地方整備局・近畿運輸局・近畿経済産業局(神戸市のみ)・兵庫県又は神戸市(都市計画・道路・建築・消防)・県警察本部(交通部・警備部)		第2 內容 削除
	2 関係機関の業務		1 関係機関の業務



#### 218

#### 2 県内の地震動の観測施設

(1) 気象庁の行う観測

気象庁は、地震発生時の震源の規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、M3以上の地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。

県内では、従前から計測震度計を4箇所に、計測震度計・地震計を<u>3</u>箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を<u>15</u>箇所に、計測震度計・地震計を<u>4</u>箇所に設置している。 (臨時設置点を除く)

(2) 独立行政法人防災科学技術研究所の行う観測

防災科学技術研究所は、地震観測の充実・強化を図るため、兵庫県南部地震以降新たに県内27箇所に 強震計を設置し、データを集約して公表している。

また、県内<u>14</u>箇所に高感度地震観測施設を設置し、さらに、<u>宍栗市</u>山崎町に広帯域地震計を設置している。

(3) 震度情報ネットワークシステムによる観測

県内各市町に設置した計測震度計と県庁内に整備する送受信装置や消防庁の交信装置とネットワークさせる震度情報ネットワークシステムを構築しており、現在このシステムに接続している計測震度計は、県が設置したものが60箇所、気象庁が設置したものが11箇所、市町が設置したものが6箇所である。さらに、防災科学技術研究所が設置している地震計20箇所を接続することにより、県内全市町のデータを集約している。

県は、フェニックス防災システムへの入力データ(観測情報システム、被害予測システム)として使用することにより、初動体制の確立等に活用している。

#### 第2 内容

#### 1 県内の地震動の観測施設

(1) 気象庁の行う観測

気象庁は、地震発生時の震源の規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、M3以上の地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。

県内では、従前から計測震度計を4箇所に、計測震度計・地震計を2箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を19箇所に設置している。(臨時設置点を除く)

(2) 独立行政法人防災科学技術研究所の行う観測

防災科学技術研究所は、地震観測の充実・強化を図るため、兵庫県南部地震以降新たに県内27箇所に 強震計を設置し、データを集約して公表している。

また、県内<u>15</u>箇所に高感度地震観測施設を設置し、さらに、宍粟市山崎町に広帯域地震計を設置している。

(3) 震度情報ネットワークシステムによる観測

県内各市町に設置した計測震度計と県庁内に整備する送受信装置や消防庁の交信装置とネットワークさせる震度情報ネットワークシステムを構築しており、現在このシステムに接続している計測震度計は、県が設置したものが69箇所、気象庁が設置したものが11箇所、市町が設置したものが6箇所である。さらに、防災科学技術研究所が設置している地震計20箇所を接続することにより、県内全市町のデータを集約している。

県は、フェニックス防災システムへの入力データ(観測情報システム、被害予測システム)として使用することにより、初動体制の確立等に活用している。

百 修 玥 行 第2編 災害予防計画 第2編 災害予防計画 |第5章 調査研究体制等の強化 第5章 調査研究体制等の強化 第2節 地震に関する調査研究の推進 |第2節 | 地震に関する調査研究の推進 第2 内容 第2 内容 222 2 県における調査研究 2 県における調査研究 192 (3) 地震被害想定調査 (3) 地震被害想定調查 本県に大きな被害をもたらすと考えられる5つの地震について、地震ごとの被害を想定した。 平成21年~22年度にかけて、大きな被害をもたらすと考えられる本県に震度5強以上の揺れを生じさ せる地震及び伏在断層を各市町役場直下に設定した断層地震を対象とし、地震ごとの被害想定調査を実 施し、平成10年度に実施していた地震被害想定の見直しを行った。 | 223 | 3 | 防災関係機関における調査研究 3 防災関係機関における調査研究 県は、次に掲げる防災関係機関との間で調査研究成果の交換等の連携を強化することにより、調査研究 県は、次に掲げる防災関係機関との間で調査研究成果の交換等の連携を強化することにより、調査研究 活動の充実を図ることとする。 活動の充実を図ることとする。 (1) 独立行政法人防災科学技術研究所地震防災フロンティア研究センター 都市部を中心とする地震災害の軽減を目指す先導的な研究を目的として、工学、理学、人文・社会科 学、情報科学等の幅広い分野の研究所による協力、交流を促進するとともに、外部との積極的な研究開 発を行う。 平成10年1月に三木山森林公園に開設。 平成15年4月に「ひと未来館」に移転。 (2) アジア防災センター アジア防災センター アジア地域レベルでの多国間防災協力を推進する中心機関として、各国・関係機関の防災専門家の交 アジア地域レベルでの多国間防災協力を推進する中心機関として、各国・関係機関の防災専門家の交 流、防災情報の収集・提供、多国間防災協力に関する調査研究などの活動を行う。 流、防災情報の収集・提供、多国間防災協力に関する調査研究などの活動を行う。 平成10年7月に神戸東部新都心に開設。 平成10年7月に神戸東部新都心に開設。 平成15年4月に「ひと未来館」に移転。 平成15年4月に「人と防災未来センター東館」に移転。 (3) 国際連合地域開発センター防災計画兵庫事務所 国際連合地域開発センターは、開発涂上国の地域開発に関する調査研究や研修プログラムの実施機関 であり、防災計画兵庫事務所は、その事業部門のひとつとして、災害に強い地域づくりのための計画技 術の普及を目指し、防災に関する調査研究・研修を実施する。 平成11年4月に神戸東部新都心に開設。 平成15年4月に「ひと未来館」に移転。 (4) 国際連合人道問題調整事務所・神戸 (3) 国際連合人道問題調整事務所·神戸 自然災害や緊急事態における各国、関係機関の支援の調整を実施する。 自然災害や緊急事態における各国、関係機関の支援の調整を実施する。 このため、24時間体制で国内外の災害情報を収集・発信するとともに、平成14年度からは、国連災害 このため、24時間体制で国内外の災害情報を収集・発信するとともに、平成14年度からは、国連災害 評価・調整チーム (UNDAC) 要員を養成している。 評価・調整チーム (UNDAC) 要員を養成している。 平成12年2月 神戸東部新都心にアジアユニット開設。 平成12年2月 神戸東部新都心にアジアユニット開設。 平成13年8月 リリーフウェブ開設。 平成13年8月 リリーフウェブ開設。 平成15年4月 「ひと未来館」に移転。 平成15年4月 「人と防災未来センター東館」に移転。

案

īF

#### (5) 国際防災復興協力機構

世界各地で起きた災害研究や復興事例のデータベースを蓄積して、災害被災地に復興のノウハウを提供するほか、国連機関と連携しつつ、被災地の要望に応じた専門家の派遣や復興に携わる人材の育成などに取り組む。

平成17年5月 神戸東部新都心に開設(「ひと未来館」内)。

## | 224 | (6) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」

阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」では、阪神・淡路大震災をはじめとする災害の経験、 教訓やノウハウについて、研究員が防災関係機関の専門家や災害対策を経験した職員等から資料収集や 詳細な聞き取りを行うなどの方法により、実戦的・総合的な調査研究を行い、総合防災学とも言うべき 知識体系の確立を図る。

平成14年4月に神戸東部新都心に開設。

(7) 実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)

構造物等の耐震向上を通じて地震災害の飛躍的軽減を実施するため、阪神・淡路大震災規模の地震動を模擬し、実物大規模での構造物等の破壊現象の解明を図など研究を行う。

平成17年度 供用開始。平成18年度から県との共同実験も実施。

#### (8) その他の機関

独立行政法人産業技術総合研究所、大学の研究機関、独立行政法人土木研究所、国土交通省大阪国道 工事事務所、海上保安庁、国土地理院、独立行政法人防災科学技術研究所等が、県内で、それぞれ地表 面変位調査、反射法探査、ボーリング調査、トレンチ調査等を実施している。

また、海上保安庁では、兵庫県南部沿岸地域の防災データを網羅した沿岸防災情報図の整備を推進する。

#### (3) 国際防災復興協力機構

世界各地で起きた災害研究や復興事例のデータベースを蓄積して、災害被災地に復興のノウハウを提供するほか、国連機関と連携しつつ、被災地の要望に応じた専門家の派遣や復興に携わる人材の育成などに取り組む。

平成17年5月 神戸東部新都心に開設(「人と防災未来センター東館」内)。

#### 193 (4) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」

阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」では、阪神・淡路大震災をはじめとする災害の経験、 教訓やノウハウについて、研究員が防災関係機関の専門家や災害対策を経験した職員等から資料収集や 詳細な聞き取りを行うなどの方法により、実戦的・総合的な調査研究を行い、総合防災学とも言うべき 知識体系の確立を図る。

平成14年4月に神戸東部新都心に開設。

(5) 実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)

構造物等の耐震向上を通じて地震災害の飛躍的軽減を実施するため、阪神・淡路大震災規模の地震動 を模擬し、実物大規模での構造物等の破壊現象の解明を図など研究を行う。

平成17年度 供用開始。平成18年度から県との共同実験も実施。

#### (6) その他の機関

独立行政法人産業技術総合研究所、大学の研究機関、独立行政法人土木研究所、国土交通省大阪国道 工事事務所、海上保安庁、国土地理院、独立行政法人防災科学技術研究所等が、県内で、それぞれ地表 面変位調査、反射法探査、ボーリング調査、トレンチ調査等を実施している。

また、海上保安庁では、兵庫県南部沿岸地域の防災データを網羅した沿岸防災情報図の整備を推進する。

頁	現	頁	修正案
225	第 2 編 災害予防計画 第 6 章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第 1 節 ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動 第 5 1, 17は忘れない」取り組みの推進 県、市町、県城・職域団体等による「ひょうご安全の日推進県民会議」を設置し、ひょうご安全の日の っとい、1、17防災未来賞、「1、17は忘れない」地域防災訓練の実施など、「1、17は忘れない」取り組みを積極的に推進することとする。 (1) ひょうご安全のつどい 毎年1月17日にひょうご安全のつどいを開催し、ひょうご安全の日宣言等の発信を行う。 (2) 1、17防災未来賞の実施 全国の学生、生徒が主体的に取り組む「防災教育」に係る先進的、独創的は活動を顕彰する。 (3) 「1、17は忘れない」地域防災訓練の実施 市町が実施主体となって、「ひょうご安全の日」である1月17日を含む「防災月間」を中心に、自主 防災組織等の地域住民と学校が防災訓練等を実施することにより、阪神・淡路大震災の経験と教訓を推 承し、県民一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図ることとする。	195	第 2 編 災害予防計画 第 6 章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第 1 節 ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動 第 2 内容 3 「1. 17は忘れない」取り組みの推進 県、市町、県城・磯域団体等による「ひょうご安全の日推進県民会議」を設置し、ひょうご安全の日の っとい、1. 17防災未来賞「ぼうさい甲子園」、ひょうご安全の日推進事業(助成金)の実施など、 「1. 17は忘れない」取り組みを積極的に推進するととする。 (1) ひょうご安全の <u>日の</u> つどい 毎年1月17日にひょうご安全の <u>日の</u> つどいを開催し、ひょうご安全の日宣言等の発信を行う。 (2) 1. 17防災未来賞「ぼうさい甲子園」の実施 全国の学校や地域において、子どもや学生が主体的に取り組む優れた防災活動を顕彰する。 (3) ひょうご安全の日推進事業(助成金)の実施 県民グループ、民間団体等による、「伝える」「備える」をテーマに震災の経験と教訓を発信し、日々 の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援する。

頁	現	頁	修正案
226	現 行 第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第2節 復興10周年総括検証・提言事業の成果と発信 〔実施機関: <u>県県土整備部復興局〕</u> 第2 内容 2 内外への情報発信と継承 (4) 関連資料のデータベース化 (5) 国内外の災害被災地への支援の際の知見の提供 3 震災10年以降の復興フォローアップ ①震災復興の残された2つの課題(高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくり)への対応を図るとともに、②震災復興に係るその他課題への対応、先導的取り組みの定着・発展、③復興10年総括検証・提言への対応を強化し、全庁的な復興フォローアップを推進することとする。	196	修 正 案 第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第2節 復興10周年総括検証・提言事業の成果と発信 〔実施機関:県企画県民部防災企画局〕 第2内容 2内外への情報発信と継承 (4)総括検証・提言に係る関連資料のデータベース化 (5)国内外の災害被災地への支援の際の知見の提供 (検証事業報告書、CD-ROM等の全国主要図書館等への配布等) 3 震災10年以降の復興フォローアップ ①震災復興の残された2つの課題(高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくり)への対応を図るとともに、②震災復興に係るその他課題への対応、先導的取り組みの定着・発展、③復興10年総括検証・提言への対応を強化し、復興の成果を県政に生かし、定着させるため、全庁的な復興フォローアップを推進することとする。 <例> ○阪神・淡路大震災の教訓「伝える」の発行 平成21年3月 ・復興10年総括検証報告書に基づき、震災復旧・復興から被災者の関心事の推移に着目し100の教訓を抽出した冊子の発行 ○阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言一震災の経験と教訓が息づく新しい兵庫づくりをめざして一平成22年3月 ・震災15年目の節目に当たり、今後の復興施策のあり方について提言

頁	現	頁	修正案
227	第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第3節 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの運営 第2 内容 1 完成時期 1 期施設「防災未来館」: 平成14年4月開設 2 期施設「ひと未来館」: 平成15年4月開設 4 機能 (1) 大震災に係る資料等の収集・保存・展示といのちの尊さの発信	197	第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第3節 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの運営 第2 内容 1 完成時期 1 期施設「西館」: 平成14年4月開設 2 期施設「東館」: 平成15年4月開設
	(2) 災害対策にかかる実戦的な人材の育成及び災害専門家派遣 (3) 災害対策に関する実戦面を重視した総合的な調査研究 (4) 国内外の防災関係機関等との交流・ネットワーク		(2) 災害対策にかかる実戦的な人材の育成及び災害専門家派遣 (3) 災害対策に関する実戦面を重視した総合的な調査研究 (4) 国内外の防災・環境関係機関等との交流・ネットワーク

百 玥 行 第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 |第4節 | 国際防災・人道支援拠点の形成 228 第2 内容 1 国際防災・人道支援拠点の形成 人と防災未来センターをはじめ、神戸東部新都心に立地集積している国際防災関係機関が、相互に有機 的な連携を図り、防災、保健、医療、環境等に関する協働事業を推進することにより、それぞれの機関が その機能をより発揮し、国際的防災・人道支援拠点の形成を推進することとする。 (1)設立日 平成14年10月10日 !(2) 事務局 人と防災未来センター (3) 構成機関(15機関) 人と防災未来センター、アジア防災センター、国連人道問題調整事務所、 国連地域開発センター防災計画兵庫事務所、防災科学研究所地震防災フロンティア研究センター、 国際協力機構兵庫国際センター、アジア太平洋地球変動研究ネットワークセンター、 国際エメックスセンター、地球環境戦略研究機関関西研究センター、WHO神戸センター、 日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県こころのケアセンター、兵庫県災害医療センター、 防災科学研究所兵庫耐震工学研究センター、国際防災復興協力機構 2 国際防災協力の推進 (1) 国際復興支援プラットフォーム活動への支援 県が運営等に関与した、国連防災世界会議(平成17年1月)において採択された兵庫行動枠組におい ては、災害復興過程における災害予防の観点の取り込みの必要性が位置づけられたことなどを踏まえ、 平成17年5月、我が国政府、UNDP、ADRC、県などの連携により、より良い災害復興のための国際支援の 枠組であるInternational Recovery Platform(IRP)の活動が開始されたため、県は、今後ともIRPの活動 を支援していくこととする。

第2編 災害予防計画

|第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

修

第4節 国際防災・人道支援拠点の形成

198 第2 内容

1 国際防災・人道支援拠点の形成

人と防災未来センターをはじめ、神戸東部新都心に立地集積している国際防災関係機関が、相互に有機的な連携を図り、防災、保健、医療、環境等に関する協働事業を推進することにより、それぞれの機関がその機能をより発揮し、国際的防災・人道支援拠点の形成を推進することとする。

īF

案

(1) 設立日 平成14年10月10日

- !(2) 事務局 人と防災未来センター
- (3) 構成機関(16機関)

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)、アジア防災センター (ADRC)、神戸海洋気象台、 国際エメックスセンター、国際協力機構 (JICA) 兵庫国際センター、国際防災復興協力機構 (IRP)、 国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 神戸、

世界保健機構(WHO)健康開発総合研究センター(神戸センター)、

地球環境戦略研究機構(IGES)関西研究センター、日本赤十字社兵庫県支部、

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター(DRI)、兵庫県こころのケアセンター、

ひょうご震災記念21世紀研究機構、兵庫県災害医療センター、

防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター(E-ディフェンス)、国連国際防災戦略(ISDR)兵庫事務所

#### 2 国際防災協力の推進

(1) 国際復興支援プラットフォーム活動への支援

県が運営等に関与した、国連防災世界会議(平成17年1月)において採択された兵庫行動枠組においては、災害復興過程における災害予防の観点の取り込みの必要性が位置づけられたことなどを踏まえ、平成17年5月、我が国政府、UNDP、ADRC、県などの連携により、より良い災害復興のための国際支援の枠組である国際防災復興協力機構(International Recovery Platform: IRP)の活動が開始されたため、県は、今後ともIRPの活動を支援していくこととする。

頁	現 行	頁						
	第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第5節 住宅再建共済制度の推進							
230	〔実施機関: <u>県県土整備部復興局、</u> 市町〕	200						
ı	第 2 内容							
	(兵庫県住宅再建共済制度の概要)							
	1 制度の実施							
	(1) 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度(以下「共済制度」)を実施する。							
	(2) 共済制度の運営を、財団法人兵庫県住宅再建共済基金(以下「(財)共済基金」という)に委託							
	する。							
	2 共済制度の概要							
	(1) 対象となる災害 異常な自然現象により生じる被害							
	(2) 共済制度への加入 ① 加 入 者 県の区域内に住宅を所有している者							
	② 加入の手続 共済制度に加入しようとする者は、共済基金に加入を申し込み共済負担金を納							
	(付する) (引 ) (引							
	(3) 共済負担金 住宅1戸につき年額5,000円(新たに加入する年度は、住宅1戸につき加入月か							
	ら翌年の3月までの月数に月額500円を乗じた額(上限5,000円))							
	(4) 基金の積立て (財)共済基金は、共済給付金に充てるため、共済負担金により基金を積み立て							
	<u> </u>							
	<u>(5) 共済給付金(加入住宅が半壊以上の被害を受けた場合)</u>							
	① 再建等給付金 600万円							
	※県外で再建等をした場合は300万円。							
	② 補修給付金 全壊200万円、大規模半壊100万円、半壊50万円							
	③ 居住確保給付金 10万円(住宅の再建などをしない場合)							
	※加入者が自ら居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。							
	ア 再建等給付金は、県外での再建・購入は給付対象とならない。							
	<u>イ 居住確保給付金は、給付対象とならない。</u>							

第2編 災害予防計画

第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

修

第5節 住宅再建共済制度の推進

0 [実施機関:<u>県企画県民部防災企画局</u>、市町]

第2 内容

(兵庫県住宅再建共済制度の概要)

- 1 制度の実施
- (1) 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度(以下「共済制度」<u>という。</u>) を実施 する.

TE.

案

- (2) 共済制度の運営を、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託する。
- 2 共済制度の概要

<u>区分</u>	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月
<u>対 象</u>	全ての私有住宅(併用住	マンションの共用部分	住宅に存する家財 ただし、1
	宅、賃貸住宅等を含む)	(1棟単位)	戸の住宅に存する家財につき1加入)
加 入 者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の
			所有の有無を問わない。)
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、	高潮、地震、津波、噴火その	)他異常な自然現象により生
	ずる被害		
共済負担金	1戸につき年額5,000円	年額2,400円/戸×住戸数	1戸につき年額1,500円
	(加入初年度は月額500円	<u>(月額200円/戸×月数×住</u>	(加入初年度は月額150円(上
	(上限5,000円))	<u>戸数)</u>	限1,500円))_
			※ 住宅再建共済制度加入者(同時
			加入を含む)は、年額1,000円
			(加入初年度は月額100円
			(上限1,000円))
複数年一括 3年	1戸につき1,000円	<u>500円×住戸数</u>	1戸につき300円
支払割引			※ 住宅再建共済制度加入者 (同
			時加入を含む)は、200円
5年	1戸につき2,000円	1,000円×住戸数	1戸につき600円
			※ 住宅再建共済制度加入者(同
			時加入を含む)は、400円
10年	1戸につき5,000円	2,500円×住戸数	1戸につき1,500円
			※ 住宅再建共済制度加入者 (同
			時加入を含む) は、1,000円

共済給付金	○全壊・大規模半壊・半壊	○全壊・大規模半壊・半壊で新	○住宅が全壊で家財購入		
	で新たな住宅建築・購入	<u>たなマンション建築</u>			
	600万円	300万円×新築マンシ	○住宅が大規模半壊で家財購		
	○全壊で住宅補修	ョン住戸数(加入住戸			
	200万円	数が上限)	○住宅が半壊で家財購入		
	○大規模半壊で住宅補修	○全壊でマンション補修			
	100万円	100万円×加入住戸数	○住宅が床上浸水で家財購		
	○半壊で住宅補修	○大規模半壊でマンション			
	50万円	<u>補修</u>			
	○上記以外で新たな住宅等	50万円×加入住戸数			
	<u>に居住</u> 10万円	<ul><li>○半壊でマンション補修</li><li>25万円×加入住戸数</li></ul>			
(2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。 (7) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。 (4) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。 2 マンション共用部分再建共済制度     県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。 3 家財再建共済制度 賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。					

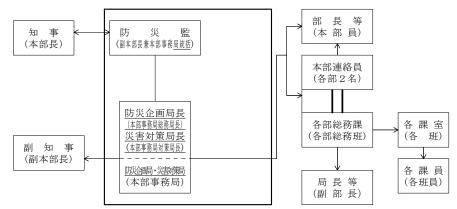
頁		現	行	頁	ĵ		修	正	案	
	第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第2 内容 1 県の組織					第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第2 内容 1 県の組織				
234	名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部	20	6	名 称	兵庫県災害対策本部	3	兵庫県災害対策地方本部	
	廃止基準	<ul><li>1 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき</li><li>2 災害応急対策に備えるために設置した場合で、地震又は津波の発生のおそれが解消したと認められるとき</li></ul>	1 当該地域における災害応急対策が概ね終 了したと認められるとき 2 当該地域における災害応急対策に備える ために設置した場合で、地震又は津波の発 生のおそれが解消したと認められるとき			廃止基準	<ol> <li>災害応急対策が概ね終了しれるとき</li> <li>災害応急対策に備えるため場合で、地震又は津波の発生解消したと認められるとき</li> </ol>	に設置した	1 当該地域における災害応急対策が概ね終 了したと認められるとき 2 当該地域における災害応急対策に備える ために設置した場合で、地震又は津波の発 生のおそれが解消したと認められるとき	
	業務	災害対策本部は、県の災害予防(被害の 拡大防止)及び災害応急対策に係る業務を 総合的に推進する。	災害対策地方本部は、当該地域における県 の災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急 対策に係る業務を総合的に推進する。			業務	災害対策本部は、県の災害予拡大防止)及び災害応急対策に 総合的に推進する。		災害対策地方本部は、当該地域における県 の災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急 対策に係る業務を総合的に推進する。	
	組織・運営		兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画 に定めるところによる他、県民局長の決定す るところによる。			組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害 例、兵庫県災害対策本部設置要 計画の定めるところによる。		兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画 に定めるところによる他、県民局長の決定す るところによる。	
	そ の 他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備連絡本部)、 兵庫県災害対策対策対策が部本部を、それぞれ 災害対策本部の水防部、警察部、教育部 とし、組織の一元化を図ることとする。 2 災害対策本部の機動性を確保するため 指令部を設置し、間断のない災害予防 (被害の拡大防止)、応急対応指令機能 を果たすこととする。 (構成)指令本部長: 即事 指令副本部長: 副知事 (2人) 防災監 指令本部員 : 出納長 理事 (2人)	災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。			その他	1 災害対策本部が設置された 庫県水防本部、兵庫県警察 (又は兵庫県警察災害警備連 兵庫県災害対策本部の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水	害警備本部 (部とは、 (部とは、 (2 大) (2 大) (3 大) (4 大) (4 大) (5 大) (6 大) (6 大) (7 \tau) (7 \tau	害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとす	

#### 236

#### ② 伝達方法

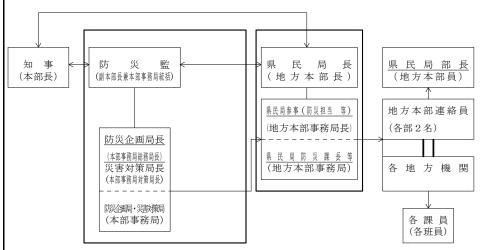
#### ア 災害対策本部

災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。



#### イ 災害対策地方本部

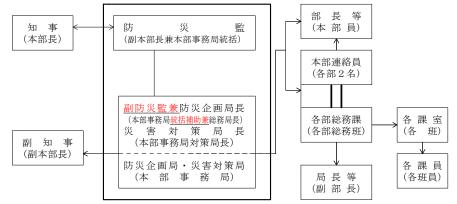
災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。



## 208 ② 伝達方法

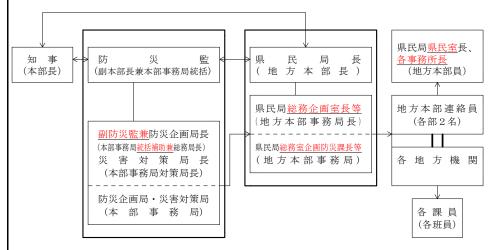
#### ア 災害対策本部

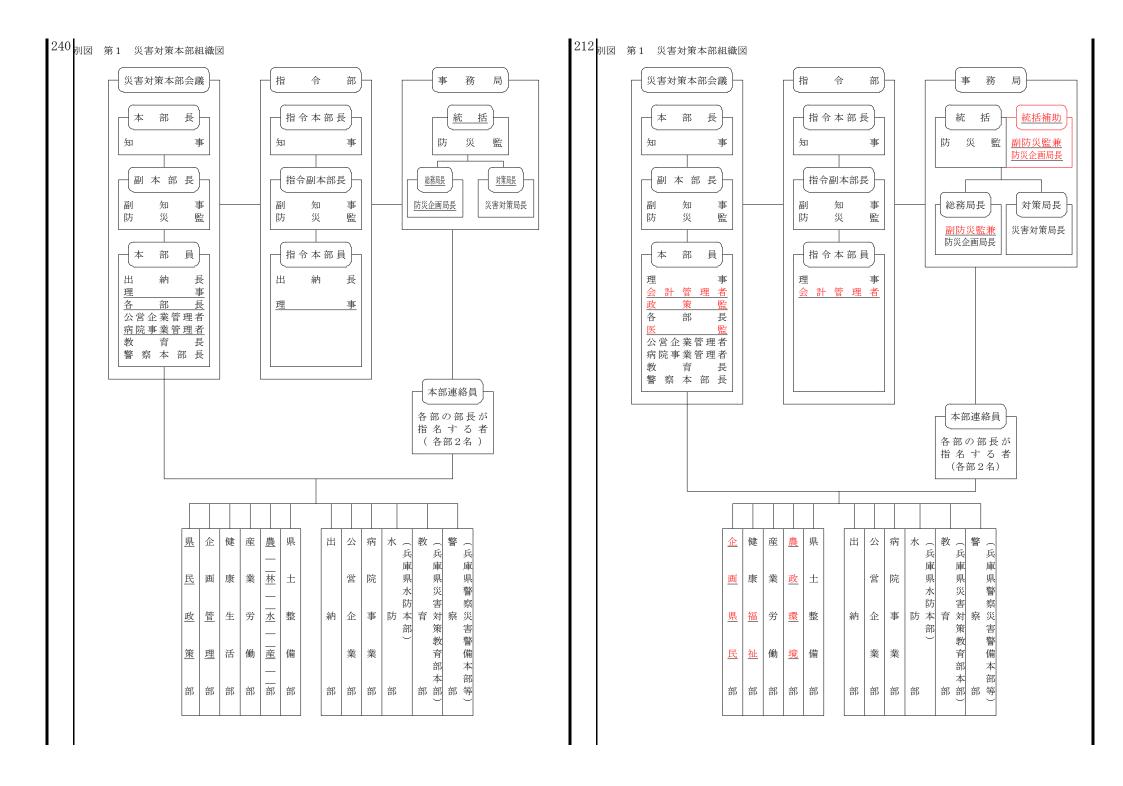
災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。



#### イ 災害対策地方本部

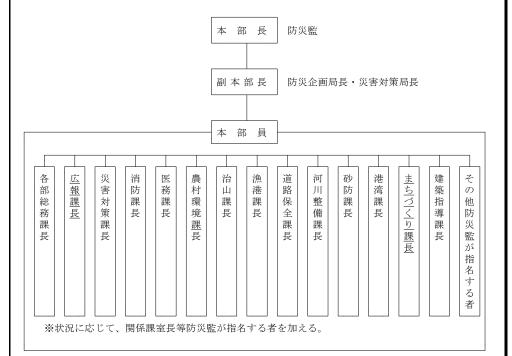
災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。

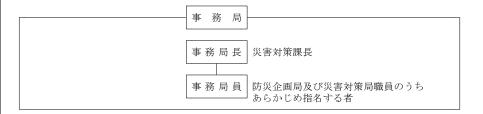




# 242 別図 第3 警戒本部組織図

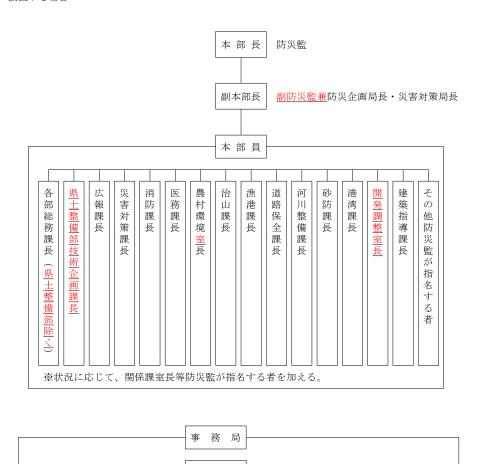
① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合





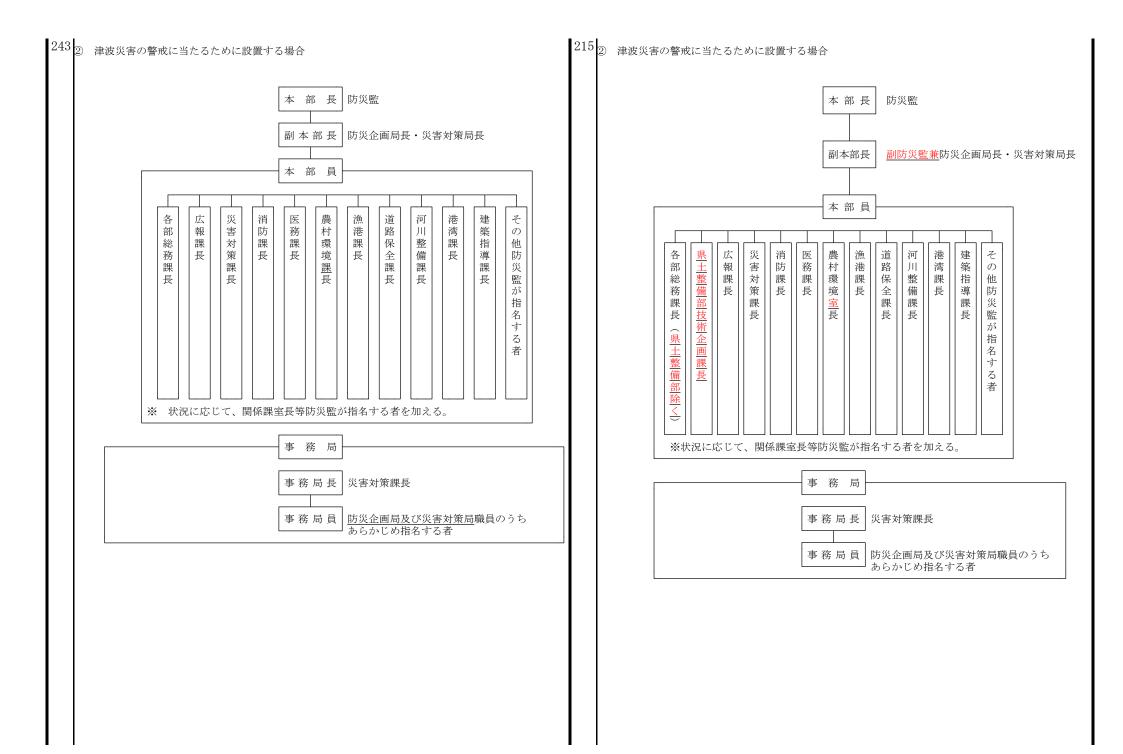
# 214 別図 第3 警戒本部組織図

① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合



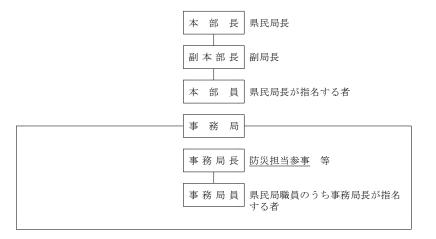
事務局長 災害対策課長

事務局員 防災企画局及び災害対策局職員のうち あらかじめ指名する者

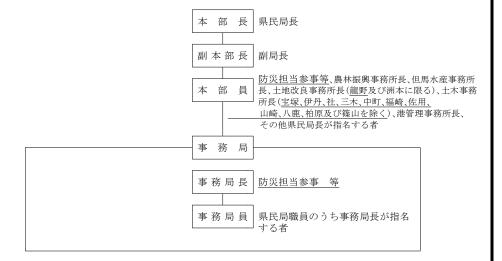


# 244 別図 第4 警戒地方本部組織図

① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合



② 当該地域において津波災害の警戒に当たるために設置する場合

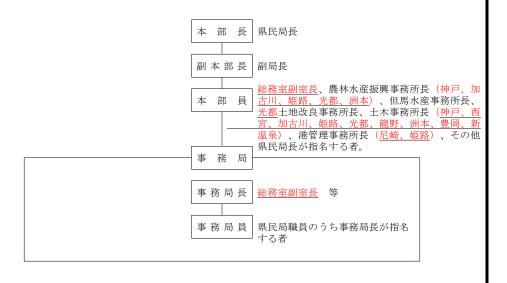


#### 216 別図 第4 警戒地方本部組織図

① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合



② 当該地域において津波災害の警戒に当たるために設置する場合



頁	現	頁	修正案
245	1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制	217	第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 第2 内容 1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制
	本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。 ただし、県災害対策本部の各部のうち、企業部については公営企業管理者が、水防部については水防計画で、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。		本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。 ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、水防部については 水防計画で、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内 容を踏まえ、別途定めることとする。
	② 災害警戒本部が設置されたとき ア 災害警戒本部長(防災監)、副本部長(防災企画局長・災害対策局長)、事務局長(災害対策局長)、警戒本部員、防災企画局・災害対策局その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。	218	② 災害警戒本部が設置されたとき ア 災害警戒本部長(防災監)、副本部長( <u>副防災監兼</u> 防災企画局長・災害対策局長)、事務局長 (災害対策局長)、警戒本部員、防災企画局・災害対策局その他各部応急対策主管課のあらかじめ 定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を 実施することとする。
247	(2) 地方機関の動員体制 ② 災害警戒地方本部が設置されたとき ア 災害警戒地方本部長(県民局長)、副本部長(副局長)、事務局長( <u>防災担当参事等</u> )、地方本部員、県民局その他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。	219	(2) 地方機関の動員体制 ② 災害警戒地方本部が設置されたとき ア 災害警戒地方本部長(県民局長)、副本部長(副局長)、事務局長( <u>総務企画室長等</u> )、地方本部員、県民局その他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。

現 修 行 頁 第3編 災害応急対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第3節 情報の収集・伝達 249 [実施機関:神戸海洋気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部知事室、県企画県民部県民文 ┃221 [実施機関:神戸海洋気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部知事室、県企画県民部県民文 化局、県企画県民部災害対策局、県企画県民部企画財政局、県企画県民部教育情報局、県健康 福祉部生活消費局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、

#### 第2 内容

1 地震・津波の発生等に関する情報(大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く)

育委員会、県警察本部、日本放送協会、西日本電信電話(株)]

- (1) 津波予報の発表
- ① 津波予報の内容

大阪管区気象台は、地震(小規模なものを除く)が発生した場合、近畿・中国(山口県を除く)及 び四国地方の津波予報を行い、気象庁本庁は日本の沿岸から600km以遠に発生した地震に対する津波予 報を行っている。

**県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部政策労働局、県産業労働部産業振興局、県産業労働部** 

観光・国際局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境管理局、

県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県企業庁、県教

(津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ)

予報の種類			<u>予 報 文</u>	発表される津波の高さ
津波警報	大 津	波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上, 8m, 6m, 4m, 3m
伴似音和	津	波	高いところで2m程度の津波が予想 されますので、警戒してください。	2 m, 1 m
津波注意報	津 波 注	意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m

化局、県企画県民部災害対策局、県企画県民部管理局、県企画県民部教育情報局、県健康福祉 部生活消費局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県健 康福祉部障害福祉局、県産業労働部政策労働局、県産業労働部産業振興局、県産業労働部観光 ·国際局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境管理局、県 県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県企業庁、県教育 委員会、県警察本部、日本放送協会、西日本電信電話(株)]

TE.

#### 第2 内容

- 1 地震・津波の発生等に関する情報(大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く)
- (1) 津波警報・注意報と津波予報の発表
- ① 津波警報・注意報の内容

気象庁本庁または大阪管区気象台は、地震(小規模なものを除く)が発生し津波による災害の発生 が予報される場合に、警報・注意報の発表を行う。

(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)

<u>種</u>		類	<u>i</u>	<u>解</u> 説	発表される津波の高さ
津波警報	大	津	波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上, 8m, 6m, 4m, 3m
<b>净</b> 仮 音 報	津		波	高いところで2m程度の津波が予想 されますので、警戒してください。	2 m, 1 m
津渡	注	意	報	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m

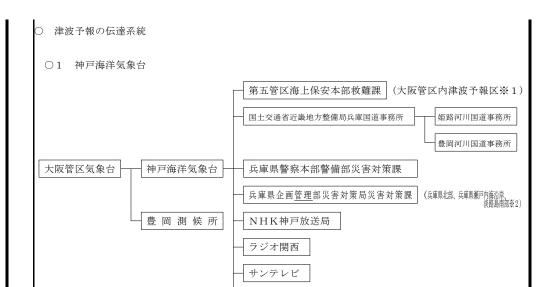
#### ② 津波予報の内容

気象庁本庁または大阪管区気象台は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には 以下の内容を津波予報で発表する。

(津波予報と内容)

発表される場合	
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想さ	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はな
れたとき	く、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性
継続するとき	が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては
	十分な留意が必要である旨を発表する。

	注)1. 震度 3 以上の揺れが観測され、「震度速報」を発表した場合で、内陸の地震など明らかに 津波の発生の恐れがないと判明している場合には、「震源に関する情報」で「津波の心配な し」の旨を発表する。 2. 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波 注意報解除」として速やかに通知する。 3. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点 に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。		注) 1. 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。  2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
251	② 津波予報区	222	③ 津波予報区
		223	<ul><li>④ 津波警報・注意報等の伝達</li></ul>
		1	, 



上記以外の防災関係機関や報道機関への伝達についても、個別の協定や申請に基づき伝達している。

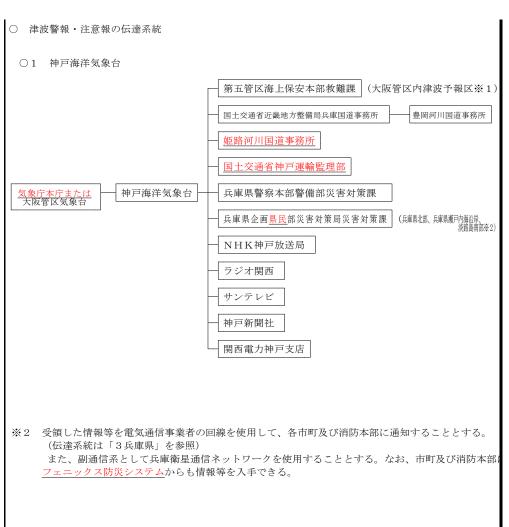
神戸新聞社

JR西日本安全対策室

JR西日本福知山支社 関西電力神戸支店

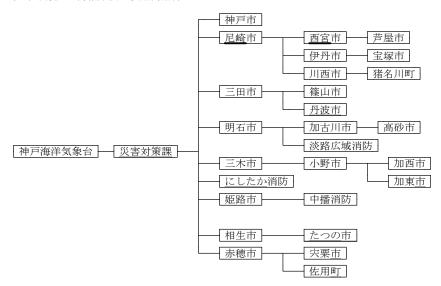
※2 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。 (伝達系統は「3兵庫県」を参照)

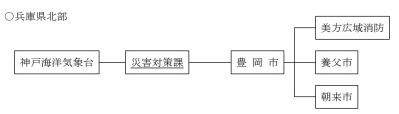
また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部は 兵庫県災害対応総合情報ネットワークからも情報等を入手できる。





○兵庫県瀬戸内海沿岸及び淡路島南部

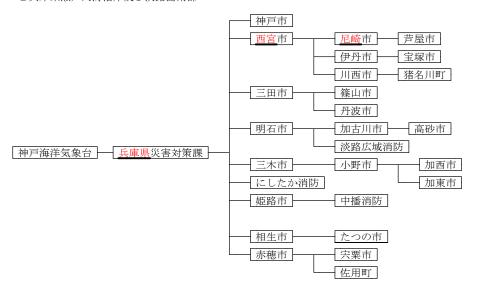


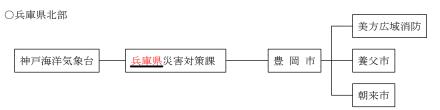


(注)消防事務委託町及び組合消防構成各市町へは、管轄消防本部が伝達する。

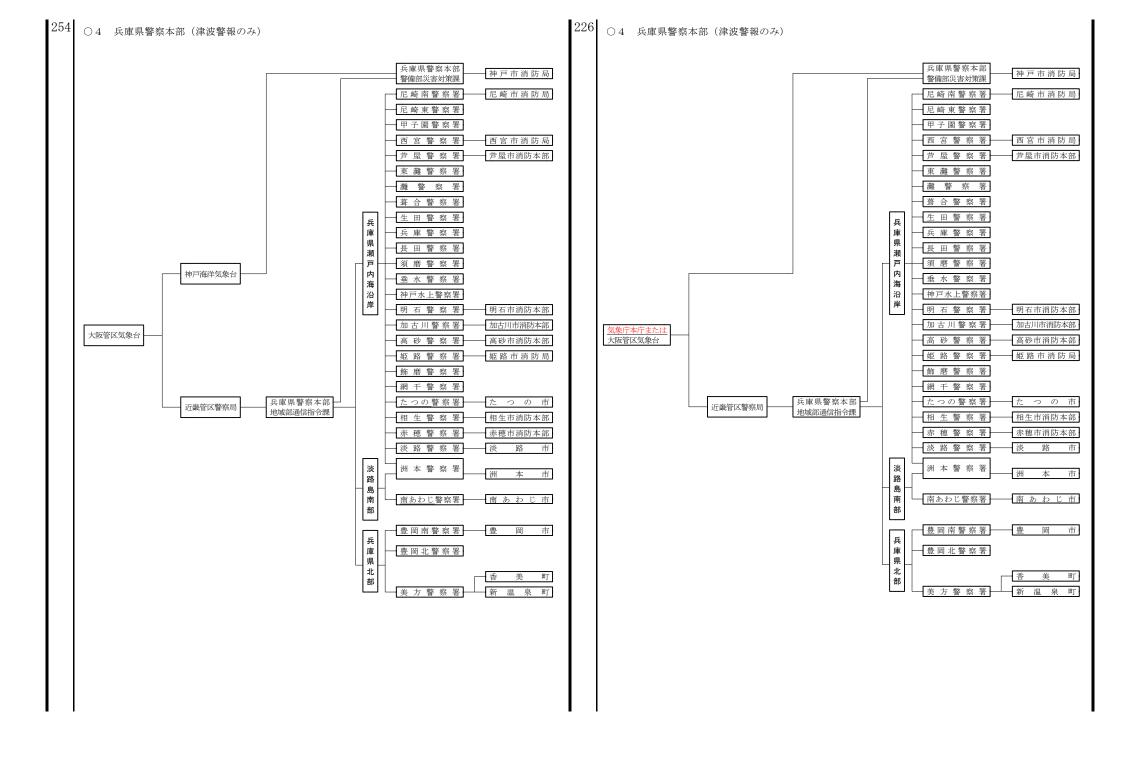
# ○ 2 兵庫県

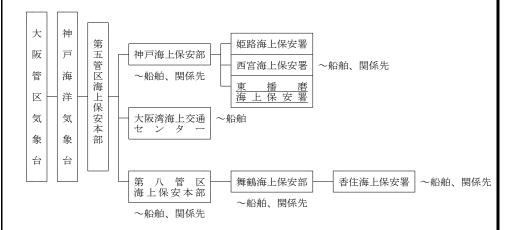
○兵庫県瀬戸内海沿岸及び淡路島南部





(注)消防事務委託町及び組合消防構成各市町へは、管轄消防本部が伝達する。



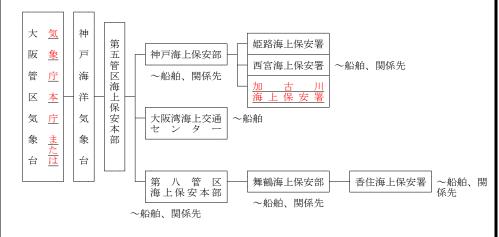


# ④ 津波の監視

気象庁(大阪管区気象台) は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波<u>予報</u>が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。

そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。

## ○5 第五管区海上保安本部



# ④ 津波の監視

**気象庁本庁または大阪管区気象台**は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波<mark>警報・注意報</mark>が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。

そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。

# 256 (2) 地震及び津波に関する情報の発表

(地震情報・津波情報の種類と内容)

	情報の種類	情報の内容
	震度速報	震度3以上が観測されている地域を発表する。
批	震源に関する情報	震源位置、震源の深さ及び地震の規模についても発表する。 また、 <u>津波予報の有無についても併せて発表する</u> 。
虚震情	震源・震度に関する情報	震度3以上或いは震度2以下でも津波予報を発表した地震について、※ ¹ 震源要素と震度3以上が観測された地域の震度を発表する他、大きな揺れが観測された市町村及び震度5弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村を発表する。 また、津波予報の有無も併せて発表する。
報	各地の震度に関する情報	震度1以上が観測された地震について、震源要素と震度1以上が観測された地点を発表する他、震度5弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村を発表する。 また、津波予報の有無も併せて発表する。
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表す る。
	その他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。
\#±	津波到達予想時刻・予想され る津波の高さに関する情報	※°○○県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波 の高さを発表する他、震源要素も併せて発表する。
津波情	各地の満潮時刻・津波到達予 想時刻に関する情報	※°○○検潮所における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表する他、※°○○県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。
報	津波観測に関する情報	<ul><li>○○検潮所に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表する他、震源要素も併せて発表する。</li></ul>
	その他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。_

# (2) 地震及び津波に関する情報の発表

(地震情報・津波情報の種類と内容)

	情報の種類	情報の内容
	震度速報	震度3以上が観測されている地域 <mark>名と地震の発生時刻</mark> を発表する。
地	震源に関する情報	震源位置、震源の深さ及び地震の規模についても発表する。 また、「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれ ないが被害の心配はない」旨を付加する。
震情	震源・震度に関する情報	震度3以上或いは震度2以下でも津波警報・注意報発表時、若干の 海面変動がある場合の地震について、※、震源要素と震度3以上が観測 された地域の震度を発表する他、大きな揺れが観測された市町村及び 震度5弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情 報を入手していない市町村を発表する。
報	各地の震度に関する情報	震度1以上が観測された地震について、震源要素と震度1以上が観測された地点を発表する他、震度5弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村を発表する。
	その他の情報	<mark>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや</mark> 地震が多発した場合、震度 1 以上を観測した地震の回数 <u>情報等</u> を発表する
	推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度 (震度4以上)を図情報として発表する。
津	津波到達予想時刻・予想され る津波の高さに関する情報	※ ² 各津波予報区の津波の予想伝達予想時刻や予想される津波の高さを 発表する。
波情	各地の満潮時刻・津波到達予 想時刻に関する情報	※ ³ 各地点における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻 を発表する。
報	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。

第五管区海上保安本部救難課

国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所
兵庫県警察本部<u>警備部</u>災害対策課
兵庫県企画管理部<u>災害対策局災害対策課</u>
※
NHK神戸放送局
ラジオ関西報道制作部
サンテレビ報道部
神戸新聞社社会部
JR西日本安全対策室
JR西日本福知山支社
関西電力神戸支店
関西電力姫路支店豊岡電力所

- ※ 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。 また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部は、 兵庫県災害対応総合情報ネットワークからも情報等を入手できる。
- (注)上記以外の防災関係機関や報道機関への伝達についても、個別の協定や申請に基づき伝達している。

なお、東海地震にかかる警戒宣言等に対する情報伝達については、第3編第3章第24節「東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応」に記載している。

第五管区海上保安本部救難課

国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所

国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所

国土交通省神戸運輸監理部

兵庫県警察本部警備部災害対策課

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課

NHK神戸放送局

ラジオ関西報道制作部

サンテレビ報道部
神戸新聞社社会部
関西電力神戸支店
関西電力姫路支店豊岡電力所

※ 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。 また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部は フェニックス防災システムからも情報等を入手できる。

なお、東海地震にかかる警戒宣言等に対する情報伝達については、第3編第3章第24節「東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応」に記載している。

(3) 緊急地震速報 (警報) の実施および実施基準等

気象庁本庁は、地震動により重大な災害が起こる恐れがある場合は、強い揺れが予測される地域に対して、緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

(注) 緊急地震速報 (警報) は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし震源付近では、強い揺れの到着に間に合わない場合がある。

265 ○ 各部等における調査事項及び調査(報告)系統

	部	調査事項	調査(報告)系統
	пр		
	災害対策本部 事務局	災害即報(被害の全般 的な状況)	事務局 ← 格部・各所属 ← 地方本部事務局 ← 市町 市町 「緊急を要する即報」 消防本部
		各部局が把握した被害 の状況	事務局 ← 各部局総務課等
		ライフライン被害・復 旧状況	事務局 ← NTT西日本 〔電話〕 - 関西電力〔電気〕 - 大阪ガス〔都市ガス〕 - (社) エルピーガス防災協会〔LPガス〕 - 企業庁 〔水道・工業用水道〕
		人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
		避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
		危険物施設等被害状況	事務局 ← 市町 消防本部 (重大事案のみ)
266		高圧ガス・火薬類被害 状況	事務局 ← 各事業者
	各部共通	公有財産の被害	各部総務課 ← 各部各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]
	県民政策部	ボランティア活動状況	総務課 ― 参画協働課 ― ひょうごボランタリーブラザ ― 市町社会福祉協議会 (兵庫県社会福祉協議会) ボランティアセンター
	企画管理部	本庁舎、総合・集合庁 舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 総合・集合庁舎
		県立大学及び私立学校 の被害状況	総務課 ← 教育課 ← 私立学校 大学課 ← 県立大学
	健康生活部	廃棄物処理施設の被害	総務課 ← 環境整備課 ← 市町、事務組合
		社会福祉施設等の被害	総務課 ← 人 権 推 進 課 ←
		火葬施設の被害	総務課 ← 生活衛生課 ← - - - - - - - - - -

236 ○ 各部等における調査事項及び調査 (報告) 系統

部	調査事項	調査(報告)系統
災害対策本 部 事 務 局	災害即報(被害の全般 的な状況)	事務局 <
	各部局が把握した被害 の状況	事務局 ← 各部局総務課等
	ライフライン被害・復 旧状況	事務局 ← NTT西日本 〔電話〕 - 関西電力〔電気〕 - 大阪ガス〔都市ガス〕 - (社)兵庫県エルピーガス協会〔LPガス〕 - 健康福祉部生活衛生課〔水道〕 - 産業労働部工業振興課〔工業用水道〕
	人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	危険物施設等被害状況	事務局 ← ・ ・ 地方本部事務局 ← ・ 市町 ・ 消防本部(重大事案のみ)
	高圧ガス・火薬類被害 状況	事務局 ← 各事業者
各部共通	公有財産の被害	各部総務課 ← 各部各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]
企画県民部	ボランティア活動状況	総務課
	本庁舎、総合・集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 総合・集合庁舎
	県立大学及び私立学校 の被害状況	総務課 ← 教育課 ← 私立学校 <u>大学室</u> ← 県立大学
健康福祉部	社会福祉施設等の被害	総務課 ← 人 権 推 進 課 ← 社 会 援 護 課 ←
	火葬施設の被害	総務課 ← 生活衛生課 ←

部	調査事項	調査(報告)系統
災害対策本部 事務局		事務局 ←
	各部局が把握した被害 の状況	事務局 ← 各部局総務課等
	ライフライン被害・復 旧状況	事務局 ← NTT西日本 〔電話〕 - 関西電力〔電気〕 - 大阪ガス〔都市ガス〕 - (社) エルビーガス防災協会〔LPガス〕 - 企業庁 〔水道・工業用水道〕
	人、住家等の被害 火災による被害	事務局 《 地方本部事務局 《 市町
	避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	た険物施設等被害状況 危険物施設等被害状況	事務局 ← 市町 市町 消防本部 (重大事案のみ)
	高圧ガス・火薬類被害 状況	事務局 ← 各事業者
各部共通	公有財産の被害	各部総務課 ← 各部各課室 〔それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産
県民政策部	ボランティア活動状況	総務課 <u>参画協</u> 働課 <u>いょうごボランタリーブラザ</u> 市町社会福祉協議会 (兵庫県社会福祉協議会) ボランティアセンター
企画管理部	本庁舎、総合・集合庁 舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎
	県立大学及び私立学校 の被害状況	総務課 — 教育課 — 私立学校 <u>大学課</u> — 県立大学
健康生活部	廃棄物処理施設の被害	総務課 ← 環境整備課 ← 市町、事務組合
	社会福祉施設等の被害	総務課 ← 人 権 推 進 課 ← — 社 会 援 護 課 ← — 高 齢 福 祉 課 ← 健康福祉事務所 ← 県立施設 — 障 害 福 祉 課 ← — 児 童 課 ←
	火葬施設の被害	総務課 ← 生活衛生課 ← 嫌驅離聯 (保賴) ← 市町、事務組合 各保健所設置市

部	調査事項	調査(報告)系統
健康福祉部	医療施設・感染症施設の被害	総務課   医務課
	水道施設の被害・復旧 <u>状況</u>	健康福祉部生活衛生課
産業労働部	産業・雇用関係被害状況	総務課
農政環境部	<u>廃棄物処理施設の被害</u> 農林水産業被害 農地・農業用施設被害 漁港関係施設被害	総務課 ← 環境整備課 ← 市町、事務組合 総務課 ← 農林(水産)振興事務所・但馬水産事務所 ← 市町 総務課 ← <u>農地整備課</u> ← 土地改良事務所等 ← 市町 総務課 ← 漁港課 ← 漁港課 ← 農林水産振興事務所 [県管理]← 市町 [市町管理]
	治山・林道施設被害	総務課 ← 治山課 ← 農林(水産)振興事務所 〔管内県管理施設〕 ← 市町〔市町管理施設〕

部	調査事項	調査(報告)系統
県土整備部	公共土木施設等の被害	総務課 一 河川整備課 [河川・ダム] - 下水道課 [下水道施設] - 下水道課 [下水道施設] - 港湾課 [港湾施設・海岸] - 砂防課 [砂防設備等] - 道路保全課 [道路] - 単備局 [直轄工工事事務所 [直轄工
	道路の不通状況	総務課 《一道路保全課 《 土木事務所等 [県管理]
	 鉄道の不通状況 -	<u>総務課</u> ← <u>交通政策担当課</u> ← JR西日本
	市街地整備事業被害	終務課 ← 市街地整備課 ← 市町 ← 施行者
	公営住宅関係被害	<u>総務課</u> ← 住宅管理課 [県営住宅]
	その他建築関係被害	<u>総務課</u> ← 建築指導課 ← 県民局 ← 市町 〔民間宅: 神戸市・姫路市及び委会
	その他宅地関係被害	<u>総務課 ← まちづくり課 ← </u> 県民局 ← 市町〔民間宅: 神戸市ほか事務処理市
	その他建築物関係被害	総務課 ← 建築指導課 ← 県民局 ← 市町 ・ 特定行政庁
	都市公園被害	<u>総務課</u> ← 公園緑地課 ← 土木事務所等〔県管理〕 ← 市町〔市町管
	┣   市街地の被害	

溶	調査事項	調査(報告)系統
県土整備部	公共土木施設等の被害	技術企画調
	道路の不通状況	道路街路課 一 市町[市町管理]
		世報企画課◆ 道路保全課 ◆ 土木事務所等〔県管理〕
	鉄道の不通状況	<u>技術企画課</u> ← <u>交通政策課</u> ← J R 西日本 私鉄等各社
	市街地整備事業被害	技術企画課 ← 市街地整備課 ← 市町 ← 施行者
	公営住宅関係被害	技術企画調
	その他建築関係被害	<u>技術企画課</u> 建築指導課 ← 県民局 ← 市町 [民間宅地]   神戸市・姫路市及び委任市
	その他宅地関係被害	<u>技術企画課</u> ←── <mark>開発調整室</mark> ←── 県民局 ←── 市町〔民間宅地〕 神戸市ほか事務処理市
	その他建築物関係被害	<u>技術企画課</u> <── 建築指導課 <── 県民局 <── 市町 ──── 特定行政庁
	都市公園被害	<b>技術企画課</b> ← 公園緑地課 ← 土木事務所等〔県管理〕 ← 市町〔市町管理〕
	   市街地の被害 	技術企画課 ←── 都市計画課 ←── 市町
L		

269 市町からの主な緊急対策支援要請

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 ·各種支援要請	第3師団〔陸上·航空〕 第3特科隊〔陸上〕 阪神基地隊〔海上〕 歩 事務局 ・ 地方本部 ・ 市町
	   隣接市町での避難所の   開設	
	 陸上鉄道輸送の要請	JR西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 私鉄各社 ←
	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ◆ 事務局 ◆ 地方本部事務局 ◆ 市町 海上保安本部 ◆
	航空輸送の要請	大阪空港事務所 — 事務局 — 地方本部事務局 — 市町 但馬空港管理事務所 —
	陸上自動車輸送のあっ せん	トラック協会 ◆ 事務局 ◆ 地方本部事務局 ◆ 市町 バス協会 ◆ 警察本部 近畿運輸局 ◆
	物資のあっせん	関係団体 < 工業振興課 <事務局 <地方本部事務局<市町 近畿経済産業局 <
	物資のあっせん(福祉関係機器)	関係団体 ← 障害福祉課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ←市町
	食料の調達・あっせん	<u>兵庫農政事務所</u> ← 総合農政課← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町協定業者 ← ・ <u>消費流通課</u>
	放送要請	NHK神戸放送局 ←
	緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町

240 ○ 市町からの主な緊急対策支援要請

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 • 各種支援要請	第3師団〔陸上・航空〕 等3特科隊〔陸上〕 事務局 下 事務局 下 下 本地区 海上〕
		└─ 各部総務課 < ── 各主管課 < ── 地方本部 < ── 市町
	隣接市町での避難所の 開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	陸上鉄道輸送の要請	J R西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 私鉄各社 ←
	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 * 事務局 * 地方本部事務局 * 市町海上保安本部 *
	航空輸送の要請	大阪空港事務所 — 事務局 — 地方本部事務局 — 市町 <u>神戸空港管理事務所</u> — 但馬空港管理事務所 —
	陸上自動車輸送のあっ せん	トラック協会
	物資のあっせん	関係団体 《工業振興課《事務局《地方本部事務局《市町近畿経済産業局《
	物資のあっせん (福祉関係機器)	関係団体 ← 障害福祉課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ←市町
	食料の調達・あっせん	兵庫農政事務所 《 総合農政課《事務局 《 地方本部事務局 《市町協定業者 《 · · 消費流通課
	放送要請	NHK神戸放送局 ← 地方本部事務局← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 神戸エフェム放送 ← 毎日放送 ← 明田放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送 (ラジオ大阪) ← 関西パターパディア ← (FM CO・CO・LO)
	緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町

部	要請事項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部 事務 局	報道要請	神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局← 市町朝日新聞社 ← 讀賣新聞 ← 年日新聞 ← 産経新聞 ← 日本経済新聞社 ← 日刊工業新聞社 ← 時事通信社 ← 共同通信社 ← 共同通信社 ← 共同通信社 ← 共同通信社 ← 共同通信社 ← 共同通信社 ← サーマー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部
	ヘリの出動	神戸市 事務局 地方本部事務局 一市町 消防庁(他都道府県) 与 自衛隊 — 海上保安本部 —
	災害救援専門ボランテ ィアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
健康生活部	ガレキ処理対策  ごみ処理対策	県内市町 < 環境整備課 ← 県間県民蛞鵡蟾館 ← 市町 関係団体 ← 関係省庁 <
	し尿処理対策 (仮設トイレ斡旋等)	他府県←
	保健師・栄養士等保健 関係者の派遣	県内市町 〜
	医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) 《日本赤十字社 《

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部 事務局	報道要請	神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局← 市町 朝日新聞社 ← 讀賣新聞 ← 毎日新聞 ← 産経新聞 ← 日刊工業新聞社 ← 時事通信社 ← 共同通信社 ← 日本工業新聞社 ←
	消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部
	ヘリの出動	神戸市
	災害救援専門ボランテ ィアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
健康生活部	保健師・栄養士等保健 関係者の派遣	県内龍縣福祉事務所 (保健所)・市保健所 《健康増進課 《 県内市町 《 近隣府県 《 全国都道府県(厚生労働省) 《 在保健所設置市
	医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) 《日本赤十字社 《医師会 《
	患者受入医療機関のあ っせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 市町 災害拠点病院 ← 健糖維維筋 (保健所) ・ 合保健療権・ 合保健療能 ← 災害医療センター ・ 各医療機関

部	要請事項	支 援 要 請 系 統
健康生活部	患者受入医療機関のあ っせん	厚生労働省 ← <u>医務課</u> ← 地域医療情報センター ← 市町
	ヘリによる患者搬送	神戸市 ← 事務局 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 消防機関 ← 各医療機関 海上保安本部 ←
	船艇による患者搬送	自衛隊 → 事務局 災害拠点病院 海上保安本部 → <u>医務課</u> ← 地域医療情報センター — 各医療機関
	ライフラインの優先復 旧(医療機関関係)	NTT西日本 ← 水道事業者 ← 企業庁水道課 ← (生活衛生課) 関西電力 ← 大阪ガス ← (社) エルピ-カ゚ス防災協会 ← 地域医療情報センター
	入院患者に対する食事 の提供	給食事業者等 ← <u>医務課</u> ← 地域医療情報センター ← 各医療機関
	医薬品の供給	厚生労働省 < 薬務課 < 市 町←各医療機 薬事協会 < 医薬品卸 <u>業協会</u> <
	血液の安定供給	赤十字血液センター < 薬務課 < 市町
	感染症対策薬剤等の供 給	県内市町 < <u>疾病対策課</u> < <u>健驅謎×脈(保鮑)</u> < 市町
	遺体処置・埋葬等 (広域火葬、ドライア イス・枢等の確保・あ っせん、遺体の搬送)	厚生労働省 < 生活衛生課 < <u>ţţţţţţţţţ</u> 使 市町 近隣府県 < 民間業者等 <
	風呂対策支援	関係団体等 ← 生活衛生課 ← <u>健康脳車筋 (保健所)</u> ← 市 「 自衛隊 ← 事務局 ← 」

健康生活部	ヘリによる患者搬送	
		神戸市 ◆ 事務局 消防庁(他都道府県) ◆ 自衛隊 ◆ 消防機関 ◆ 各医療機関 海上保安本部 ◆
	船艇による患者搬送	自衛隊 事務局 災害拠点病院 海上保安本部 医務課 地域医療情報センター 各医療機関
	ライフラインの優先復 旧(医療機関関係)	NTT西日本 <
	入院患者に対する食事 の提供	
	医薬品の供給	厚生労働省 ← 薬務課 ← 市 町←各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会 ←
	血液の安定供給	赤十字血液センター < 薬務課 < 市町
	感染症対策薬剤等の供 給	県内市町 ← 疾病対策課 ← 健康福祉等所 (R健所) ← 市町
	遺体処置・埋葬等 (広域火葬、ドライア イス・枢等の確保・あ っせん、遺体の搬送)	厚生労働省 ← 生活衛生課 ← 糠醯抽藥 (R¢兩) ← 市町 近隣府県 ← 民間業者等 ←
	風呂対策支援	関係団体等 ← 生活衛生課 ← 糠醯輔新 (Q維新) ← 市町 自衛隊 ← 事務局 ← 」
	愛玩動物の保護・収容	<u>県獣医師会</u> <u>神戸市獣医師会</u> 生活衛生課 ← 健康福祉事務所 (保健所)・動物愛護センター ← 市町 <u>関係団体</u>
	大規模店舗等の早期営 業要請	<u>百貨店 ← 経営商業課← 県民局商工政策課←市町</u> チェーンストア各社 ← <u>石油商業組合等 ← </u>

	243
当 ← 市町	

		- :-
陪	要請事項	支 援 要 請 系 統
産業労働部	大規模店舗等の早期営 業要請	<u>百貨店 ←                                   </u>
農林水産部	非常災害用木材の調達 ・あっせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局地域振興部 ← 市町 農林(水産) <u>振興事務所</u>
県土整備部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 - 契約・建設業室 - 事務局 - 市町  警察本部
	 応急危険度判定士の派 遣	国土交通省 ← 建築指導課 ← 市町
	では 被災宅地危険度判定士 の派遣	国土交通省 ← まちづくり課 ← 市町
	応急仮設住宅の建設支   援	プレハブ建築協会 <u>公営住宅課</u> <u> 駅駅計整備部まちがくり</u> 超 <u> ←市町</u> 国土交通省 <u>←</u>
	公営住宅への一時入居	各市町 <u>住宅管理課</u> <u> 果駅県土整備部まちがくり</u> 担当 <u>・市町</u> 他府県 <u>・</u>
企 業 庁	飲料水の供給  給水車の派遣  水道復旧工事に関する 人材派遣	隣接市町 ◆ 水道課 ◆ ブロック代表市 ◆ 厚生労働省 ◆ (健康生活部 他府県 ◆ 生活衛生課) 日本水道協会 ◆ 自衛隊 ◆ 災害対策本部事務局
	医療用水の確保	水道事業者 ← 水道課 ← <u>医務課</u> ← 地域医療情報センター ( <u>鰊ţ±≦虧</u> ±溢食量)
警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部
	他府県警察官の派遣要 請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	他府県警察へリの派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	救助用建設資機材	建設業協会 — 県事務局 — 市町 — 警察署

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
農政環境部	非常災害用木材の調達・あっせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局地域振興部 <市町 農林(水産)振興事務所
	ガレキ処理対策 - ごみ処理対策 - し尿処理対策 (仮設トイレ斡旋等)	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局 <mark>県民室</mark> ← 市町 関係団体 ← 関係省庁 ← 他府県 ←
県土整備部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 - 契約・建設業室 - 事務局 市町 警察本部
	被災宅地危険度判定士 の派遣	国土交通省 ←
	 応急仮設住宅の建設支 援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← <mark>県民局土木事務所</mark> ← 市町 国土交通省 ← ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
	公営住宅への一時入居	各市町 ←
企 業 庁	飲料水の供給  給水車の派遣  水道復旧工事に関する 人材派遣	隣接市町
	 医療用水の確保	水道事業者 ― 水道課 ― 医務課 ― 地域医療情報センター (糠セムテネタムデឝセฐ) へ 各医療機関機関
警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町
	交通誘導の実施	警備業協会 < 警察本部
	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 <
	他府県警察へリの派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署

# 3 災害時の通信手段の確保

県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととする。

(1) フェニックス防災システム

フェニックス防災システムは、主な県関係機関を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN専用回線、衛星回線で結んでいるほか、市町・消防本部との間をISDN、衛星回線で二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。

① 防災端末設置数

344台(本庁関係課室、各県民局、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛 隊、国(消防庁等)、ライフライン事業者等)

② 主な機能

観測情報収集、被害予測、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等

- (2) 兵庫衛星诵信ネットワーク
- 衛星系

県、市町等は、被災、ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系)を使用して関係機関との通信を確保することとする。

#### ア構成

計 172局 (うち併設局8局)

県庁局1局、<u>県関係局36局(県民局6局、総合・集合庁舎局12局、ダム等単独庁舎局18局)</u>、市町・消防本部 124局(うち併設局8局)、防災関係機関局10局、衛星車載局1局

地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県(整備が 完成している40都道府県)との通話が可能

### イ機能

- (7) 音声、ファクシミリ
- (イ) データ回線
- (ウ) 映像情報伝送
- ウ 通信統制の実施

県は、災害時等に、衛星回線に通信が集中し、重要な通信に支障をきたすおそれがあるときは、 通信統制を行うこととする。

(7) 通信統制権者

<u>防災情報課長</u>及び河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。 通信統制が重複する場合には、防災情報課長の通信統制を優先することとする。

(イ) 通信の優先順位

通信の優先順位は、次のとおりとする。

- a 人命に関するもの。
- b 財産に関するもの。
- c 災害の予防、発生及び救助に関するもの。
- d 災害の予報又は警報に関するもの。
- e その他防災情報課長が必要と認めたもの。

# | 244 | 3 災害時の通信手段の確保

県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととする。

(1) フェニックス防災システム

フェニックス防災システムは、主な県関係機関<u>及び市町・消防本部との間</u>を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN<u>等の</u>専用回線<u>で結んでいる</u>ほか、<u>ISDNで</u>二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。

① 防災端末設置数

320台(本庁関係課室、各県民局、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛 隊、国(消防庁等)、ライフライン事業者等)

② 主な機能

観測情報収集、被害予測、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等

- (2) 兵庫県防災行政無線
- ① 衛星系 (兵庫衛星通信ネットワーク (衛星系・地上系))

県、市町等は、被災、<mark>輻輳</mark>等により公衆回線網・専用線が使用できない場合<u>だけでなく平素から</u>、 衛星系を使用して<mark>市町、消防等の</mark>関係機関との通信を確保することとする。

#### ア構成

計 110局 (うち併設局6局)

県庁局 1 局、<u>単独庁舎局 1 局、</u>市町・消防本部 96局(うち併設局 6月)、防災関係機関局 10局 平面可搬局 2 局

地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通 話が可能

# イ機能

(7) 音声、ファクシミリ

(1) 映像情報伝送

ウ 通信統制の実施

県は、災害時等に、衛星回線に通信が集中し、重要な通信に支障をきたすおそれがあるときは、 通信統制を行うこととする。

(7) 通信統制権者

防災情報室長 及び河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。 通信統制が重複する場合には、<mark>防災情報室長</mark>の通信統制を優先することとする。

(イ) 通信の優先順位

通信の優先順位は、次のとおりとする。

- a 人命に関するもの。
- b 財産に関するもの。
- c 災害の予防、発生及び救助に関するもの。
- d 災害の予報又は警報に関するもの。
- e その他防災情報室長が必要と認めたもの。

#### 274 キ 衛星車載局の出動

県は、衛星回線障害時、または県の区域内に震度4以上の地震を観測した場合には直ちに要員を 待機させることとする。

県は、必要に応じて被災地に衛星車載局を派遣し、通信回線を確保することとする。

#### ② 地上系

被災等により衛星系システムが使用できない場合には、地上系システムにより通信の確保を図ることとする。

#### ア 固定系無線局・第1全県移動系

- (7) 固定系無線局・第1全県移動系は、県庁(河川整備課、河川計画課、道路保全課)、県土木事務所等に配置する固定型及び車載型無線機である周波数により8つのグループに分割され、各グループごとに1回線(60MHz帯)が割り当てられており、グループ同士の交信ができるほか、
- 一斉呼び出し等も可能である。
- (イ) 河川整備課から通信統制をかけ、強制的に回線を使用することができる。
  - また、陸上移動系として、河川整備課に車載型無線機を配置する。

#### イ 第2全県移動系

(7) 第2全県移動系は、県庁(災害対策課、河川整備課、道路保全課)及び県民局に配置する車載型及び可搬型無線機(150MHz帯)で、互いに交信できるほか、県庁、総合庁舎等の内線電話機との通話が可能である。

| 県庁内線電話機→第2全県移動系 ---- 88-無線電話番号で交信

第2全県移動系→県庁内線電話機 ---- 県庁内線番号で交信

第2全県移動系→衛星経由で総合庁舎等 ---- 87-地球局番号ー端末番号で交信

(イ) 防災情報課から通信統制をかけ、強制的に回線を使用することができる。

# (3) 通信事業者回線等

県は、NTT西日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用などにより、ふくそうの防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図ることとする。

### ⑤ 携帯電話、ポケットベルの活用

県は、幹部の公用車に携帯電話を装備し、緊急時の連絡手段を確保することとする。

県は、災害対策本部員及び防災企画局・災害対策局幹部に災害など非常緊急時においても、優先的に接続される優先携帯電話を配備するほか、その他の幹部についても携帯電話の携帯を図り、緊急時の連絡手段を確保することとする。

県は、局長、課室長、指定要員、災害対策本部の本部連絡員・業務要員にポケットベルを配備し、 緊急時の呼び出し等に活用することとする。

#### キ 平面可搬局の出動

県は、衛星回線障害時、または県の区域内に震度4以上の地震を観測した場合には直ちに要員を 待機させることとする。

県は、必要に応じて被災地に平面可搬局を出動し、通信回線を確保することとする。

#### ② 地上系

県庁、県民局、県土木事務所等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく平素から、山上中継局、県庁及び各事務所に設置された地上系多重回線(県防災行政無線多重回線)を使用して、県庁と土木事務所等(41局)の通信を確保することとする。

また、移動系として山上基地局を使用して、県庁(災害対策課、河川整備課、道路保全課)から県内 全域の車載型及び携帯型無線機(150MHz帯)へ一斉指令も可能であるほか、移動系無線機(車載型及び 携帯型無線機)からもプレストークによる1対Nの通信が可能である。

#### (3) 通信事業者回線等

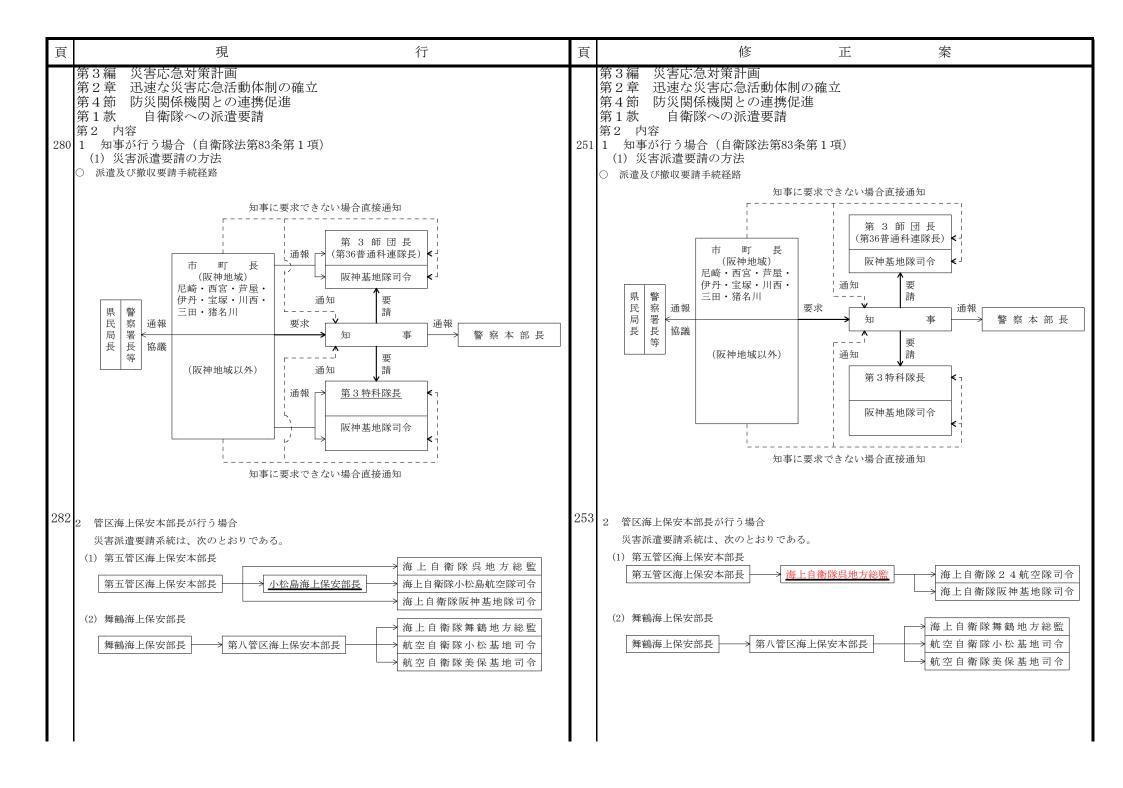
県は、NTT西日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用などにより、<mark>輻湊</mark>の防止に配 慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図ることとする。

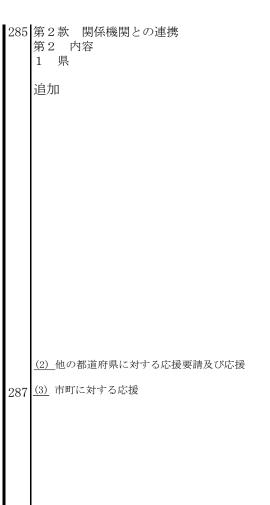
# 246 ⑤ 携帯電話、緊急通報システムの活用

県は、幹部の公用車に携帯電話を装備し、緊急時の連絡手段を確保することとする。

県は、災害対策本部員及び防災企画局・災害対策局幹部に災害など非常緊急時においても、優先的 に接続される優先携帯電話を配備するほか、その他の幹部についても携帯電話の携帯を図り、緊急時 の連絡手段を確保することとする。

県は、災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策職員、災害待機宿舎入居者、局長、課 室長等に緊急通報システムを整備し、緊急時の呼び出し等に活用することとする。





256 第2款 関係機関との連携

第2 内容

1 県

[実施機関:自衛隊、県企画管理部防災企画局、<u>県企画県民部災害対策局</u>、県公安委員会、県警察本部、市

- 町、消防機関〕 (2) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請
- ① 知事は必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、第五管区海上保安本部長に対し、 応急対策の実施を文書で要請することとする。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速 やかに文書により要請することとする。

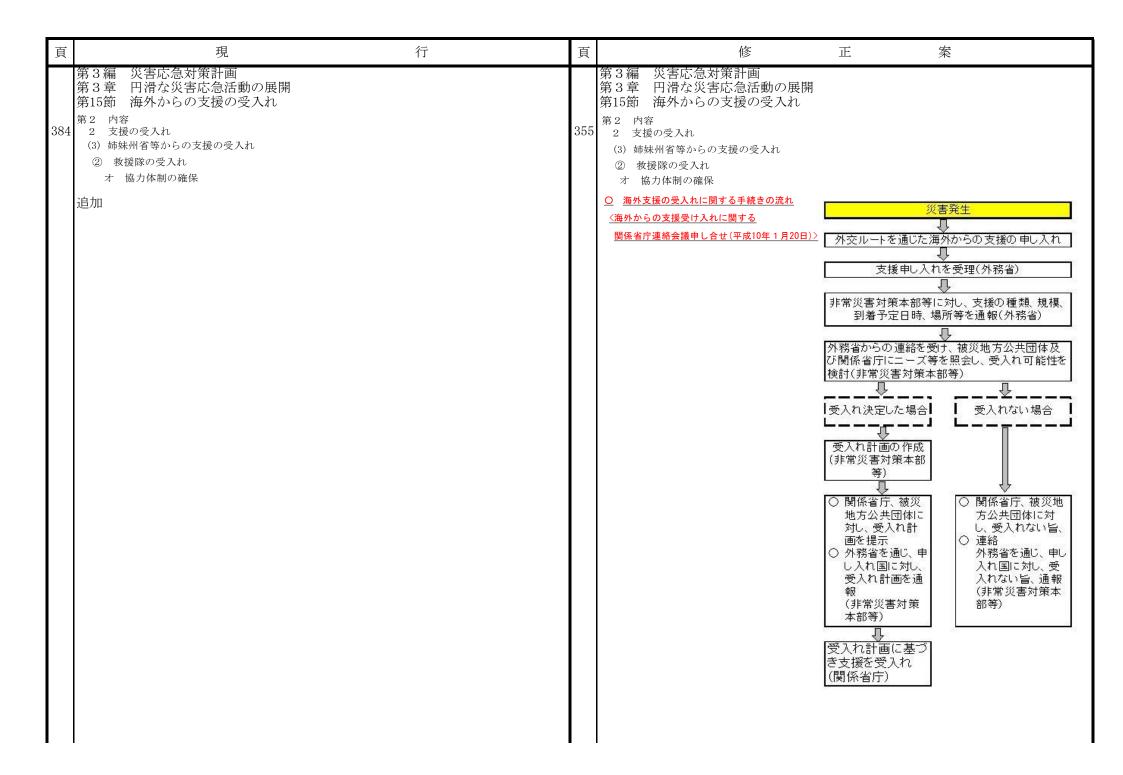
また、第五管区海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合い に配備された海上保安庁の巡視艇もしくは航空機を通じて要請することとする(海上保安庁船艇・航空 機は、防災相互通信波の受信機を搭載)

- ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を要請する期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項
- ② 海上保安庁の支援活動の内容
- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援
- (3) 他の都道府県に対する応援要請及び応援
- 259 (4)_市町に対する応援

頁	現	頁	修正案
361	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第10節 愛玩動物の収容対策の実施		第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第10節 愛玩動物の収容対策の実施 〔実施機関:県健康福祉部生活消費局、市町、 <mark>県獣医師会、神戸市獣医師会</mark> 〕
	<ul> <li>[実施機関:県健康生活部健康局、市町]</li> <li>第2 内容</li> <li>1 実施機関</li> <li>獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施することとする。</li> </ul>		第2 内容 1 実施機関  獣医師会及び動物愛護団体は、「 <u>災害時における動物教護活動に関する協定」に基づき、</u> 連携・協力し て動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施することとする。
	2 実施方法 (1) 動物救援本部は、次の事項を実施することとする。 ① 飼養されている動物に対する餌の配布 ② 負傷した動物の収容・治療・保管 ③ 放浪動物の収容・保管 ④ 飼養困難な動物の一時保管		<ol> <li>実施方法         <ol> <li>動物救援本部は、次の事項を実施することとする。</li> <li>飼養されている動物に対する餌の配布</li> <li>負傷した動物の収容・治療・保管・<u>譲渡</u></li> <li>放浪動物の収容・保管・<u>譲渡</u></li> </ol> </li> <li>創養困難な動物の一時保管・<u>譲渡</u></li> </ol>
	追加		<u>〔資料〕「災害時における動物救護活動に関する協定」</u>

頁	現	頁	修正案
362	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施 〔実施機関:県県民政策部知事室、県企画管理部災害対策局、 <u>県健康生活部少子局、県健康生活部福祉局、</u> 県産業労働部国際局、市町、その他防災関係機関〕		第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施 [実施機関: 県企画県民部知事室、県企画県民部災害対策局、 <mark>県健康福祉部こども局、</mark> 県健康福祉部健康局、 <u>県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部観光・国際局</u> 、市町、その 他防災関係機関]
	第2 内容 2 県における広報 (3) 広報の実施 ① 報道機関との連携 ア 県は、災害情報や県の応急対策等について、速やかに「県政記者クラブ」を通じて報道機関に発表するよう努めることとする。  記者発表は原則として、災害広報責任者 (又は災害対策本部広報班長) が行い、定例化を図ることとする。		第2 内容 2 県における広報 (3) 広報の実施 ① 報道機関との連携 ア 県は、災害情報や県の応急対策等について、速やかに「県政記者クラブ」を通じて報道機関に発表するよう努めることとする。 記者発表は原則として、災害広報責任者が行い、定例化を図ることとする。
364	② 住民に対する広報  エ 避難所等への情報提供 県は、市町と協力し、避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な 情報を提供することとする。 ・ 情報提供ルート … 避難所巡回員等 ・ 伝達手段 掲示板、広報資料、広報誌(紙)、電話、ファクシミリ、パソコン通 信等  オ 県外避難者への情報提供 県は、市町と協力し、県外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。 ・ 情報提供ルート … 各都道府県公営住宅管理主管課、各都道府県県政記者クラブ、住宅公団との連携等 ・ 伝達手段 広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、パソコン通信等	335	② 住民に対する広報  エ 避難所等への情報提供 県は、市町と協力し、避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。 ・ 情報提供ルート … 避難所巡回員等 ・ 伝達手段 掲示板、広報資料、広報誌(紙)、電話、ファクシミリ等  オ 県外避難者への情報提供 県は、市町と協力し、県外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。 ・ 情報提供ルート … 各都道府県公営住宅管理主管課、各都道府県県政記者クラブ、住宅公団との連携等 ・ 伝達手段 広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ等
	第3款 災害放送の要請 第2 内容 1 災害時における放送要請 (1) 知事は、状況により放送局を利用することが適切と認めるときは、日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、Kiss-FM KOBE、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送(ラジオ大阪)、関西インターメディア(FM CO・CO・LO)の各放送局に対して、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請することとする。	338	第 3 款 災害放送の要請 第 2 内容 1 災害時における放送要請 (1) 知事は、状況により放送局を利用することが適切と認めるときは、日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、神戸エフエム放送、毎日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送 大阪放送(ラジオ大阪)、関西インターメディア(FM CO·CO·LO)の各放送局に対して、「災害時におる放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請することとする。

_		_	
260	第4款 放送事業対策の実施	3/19	第4款 放送事業対策の実施
308	[実施機関:日本放送協会、㈱サンテレビジョン、㈱ラジオ関西、 <u>Kiss-FM KOBE</u> ]	342	〔実施機関:日本放送協会、㈱サンテレビジョン、㈱ラジオ関西、 <mark>神戸エフエム放送</mark> 〕
	第2 内容		第2 内容
	4 傑Kiss-FM KOBE		4 神戸ェフェム放送
•	•	- '	•



頁	現	頁	修正案
385	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第1款 鉄道施設における応急対策の実施 〔実施機関:県企画管理部災害対策局、西日本旅客鉄道㈱、神戸市交通局、山陽電気鉄道㈱、阪急電鉄㈱、 阪神電気鉄道㈱、神戸電鉄㈱、神戸高速鉄道㈱、六甲摩耶鉄道㈱、神戸市都市整備公社〕	356	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第1款 鉄道施設における応急対策の実施 〔実施機関: 県企画県民部災害対策局、西日本旅客鉄道㈱、 <mark>指定地方公共機関(鉄道輸送機関)</mark> 〕
389	第2 内容 6 山陽電気鉄道㈱は、次のとおり応急対策を実施することとする。 (2) 発災時の初動態勢 ① 運行基準 ア 計測震度計により震度4以上の地震の発生を感知したときは、直ちに全列車の運転を停止することとする。 イ 震度4の場合で、その震動がなくなったと認めたときは、全列車の速度を毎時25km以下に制限し	360	6 山陽電気鉄道(株は、人のとおり心忌対策を美施りることとりる。 (2) 発災時の初動態勢 ① 運行規則 ア 震度計により震度4以上の地震の発生を感知したとき又は緊急地震速報により震度4以上の地震 を受報したときは、直ちに全列車を停止することとする。
	<ul> <li>1 展度4の場合で、その展動がなくなったと認めたときは、至列車の速度を毎時25㎞以下に制限して運転を再開することとする。</li> <li>ウ 震度5弱以上の場合は、線路施設・路盤等の点検を行い、その結果が判明し、列車の運転の安全が確認されるまで、運転を再開しないこととする。</li> <li>② 乗客の避難誘導</li> <li>ア 駅長は、旅客の安全確保に努め、避難が必要な場合は、安全な場所に誘導することとする。</li> <li>イ 運転士は、駅間の途中で停止した場合で乗客の避難が必要な場合、車掌と打合せた上、速やかに転動防止の処置をして、安全な場所へ避難誘導することとする。</li> <li>ウ 駅に停止中の場合及び駅構内で停止した場合で、旅客の避難が必要と認められるときは、駅長の指示により実施することとする。</li> <li>エ 車掌は、状況を速やかに把握して適切な車内放送を実施し、車内秩序を維持することとする。</li> <li>オ 車掌は、万一旅客の避難が必要と認められるときは、運転士と打合せて、避難場所など明確な指示を与えるとともに安全な場所へ避難誘導することとする。</li> </ul>	361	イ 震度計により震度4の地震の発生を感知した後、沈静化したと認めたときは、毎時25km以下 に制限して運転を再開することとする。 ウ 震度計により震度5弱以上の地震の発生を感知したときは、線路施設・路盤の点検を行い、安全 が確認された後、運転を再開することとする。 ② 乗客の避難誘導 ア 駅長は、旅客の安全確保に努め、避難が必要な場合は、安全な場所に誘導することとする。 イ 運転士は、駅間の途中で停止した場合で乗客の避難が必要と認めたときは、運転指令の承認を受けた後、車掌と打ち合わせたうえ、ブレーキの緊締、手歯止使用等、転動防止をした後、安全な場所に避難誘導すると共に、避難場所・旅客の状態等を運転指令に報告することとする。 ウ 運転士は、駅構内で停止した場合で、旅客の避難が必要と認めたときは、駅長の指示に従い、前号の取扱いをすることとする。 エ 車掌は、列車が地震のため駅間で停止したときは、その状況を速やかに把握し、適切な車内案内
390	③ 救護活動 ア 係員は、事故が発生した場合、その状況を冷静に判断し、速やかに安全適切な処置をとり、特に 人命に危険を生じたときは、全力を尽くしてその救助を実施することとする。		放送を行い、車内秩序の維持に努め、旅客の避難が必要と認められるときは、運転士と打合せて、 避難場所など適切な案内を行うと共に、安全な場所に避難誘導することとする。  ③ 救護活動  ア 係員は、事故が発生した場合、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとると共 に、関係先に報告することとする。

- ■392 10 神戸市都市整備公社は、次のとおり応急対策を実施することとする。
  - (1) 災害対策本部等の設置

防災指令3号(神戸市内に震度5弱以上の地震が発生したとき、大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき)が発令された場合において、理事長が必要と認めたとき

- は、災害対策本部を設置することとする。
- (2) 発災時の初動措置
- ① 全職員は、公社又は現地で待機することとする。
- ② 予想される災害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急処置を実施することとする。
- ③ 運転係は、災害の状況により、鋼索鉄道及び索道の運転に危険を生じるおそれのあるときは、その 運転を一時中止する等適切な処置を講じることとする。

- 【364】 10 神戸市都市整備公社は、次のとおり応急対策を実施することとする。
  - (1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、ケーブルカー旅客の安全確保と施設の保全のために必要に応じて災害対策本部 を設置する。

- (2) 発災時の初動措置
- 運行規制

運転中に地震の強い揺れを感じたときは列車を停止させる。

震度4以上であることが確認された場合、運転を一時中止し、施設等の安全が確認されなければ運転を再開しない。

- ② 乗客の避難誘導
  - (ア) 駅における避難誘導

駅長は余震を考慮し、旅客を駅舎外の安全な場所に誘導する。

(イ) 車掌等が行う避難誘導

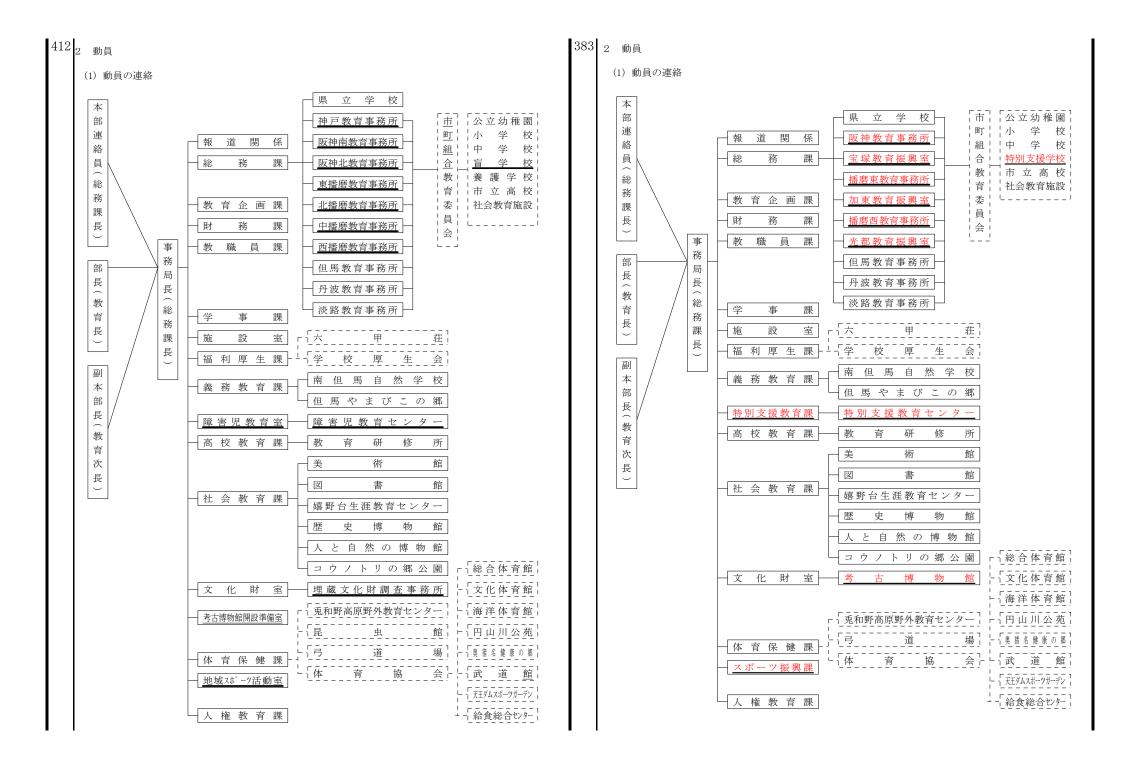
長時間停車するときは駅長の指示により応援者の到着後、旅客を駅へ誘導する。 旅客の駅への誘導は原則下り方面とし、大阪側歩行階段を使用する。

(ウ) 事故発生後の救護活動

地震により旅客等に負傷者が発生した場合、負傷者の救護活動を行い消防機関に引き継ぐ。

頁	現	行	頁	修正案
405	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第4款 水道の確保 第2 内容 2 水道事業者及び水道用水供給事業者は、次のとおり応急対策を実施 (1) 地震発生直後の対応 ③ 県等への応援要請 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、市町の 速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援 厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支	水道担当部局と連携を図りつつ、 の要請や、県を通じて県内市町、		第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第4款 水道の確保 第2 内容 2 水道事業者及び水道用水供給事業者は、次のとおり応急対策を実施することとする。 (1) 地震発生直後の対応 ③ 県等への応援要請 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、市町等の水道担当部局と連携を図りつ つ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内 市町等、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うことと する。
	第6款 工業用水道の確保 (実施機関: 県企業庁、工業用水道事業者、市町)		380	第6款 工業用水道の確保 〔実施機関: <u>産業労働部産業振興局</u> 、県企業庁、工業用水道事業者、市町〕

頁		頁	修正案
	第3編 災害応急対策計画 第18節 教育対策の実施 第2内容 1 兵庫県災害対策教育部本部の組織 (2)事務局 ②事務局に連絡員を置き、各罪室の主 <u>幹(室長)</u> をもってこれに充て、所業事務について連絡に当たるとともに、事務局付は連絡員のほか、総務課員をもって充てることとする。 (3) 選事務局に次の班を置き、各班長は課室長、各地力機関、県立学校及び教育機関の長をもって充て、班員は担当課室等に所属する職員をもって充てることとする。 総務班、教育企画班、財務班、教職員班、学事班、施設班、福利原生班、義務教育班、 <u>障害児教育班</u> 、高校教育班、大全教育班、文化財班、 <u>考古博物館開設準備班、</u> 体育保健班、 地域スポーツ活動班、人権教育班、地力機関班、県立学校班、教育機関班		第3編 災害応急対策計画 第18節 教育対策の実施 第1 兵庫県災害対策教育部本部の組織 (2) 事務局 ② 事務局は連絡員を置き、各課室の <mark>副課長</mark> をもってたれに充て、所掌事務について連絡に当たるとと もに、事務局付は連絡員のほか、総務課員をもって充てることとする。 (3) 班 事務局に次の班を置き、各班長は課室長、各地力機関、県立学校及び教育機関の長をもって充て、班 員は担当調室等に所属する職員をもって充てることとする。 総務班、教育企画班、財務班、教職員班、学事班、福利厚生班、義務教育班、特別支援教育班、 高校教育班、社会教育班、文化財班、体育保健班、スポーツ振興班、人権教育班、地力機関班、 県立学校班、教育機開班



頁	現	頁	修正案
	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2		第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2款 水防活動等の実施 第2 内容 1 水防の責任等 (3) 気象庁長官(気象業務法第14条の2、水防法第10条第1項) 水防活動用の予報・警報を行うこと。 国土交通大臣と共同して指定河川(猪名川、 <u>※川、</u> 円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川)の 洪水予報を行うこと。 知事と共同して指定河川(武庫川、市川、千種川)の洪水予報を行うこと。 報道機関の協力を求め、洪水等に関わる気象状況を一般に周知させること等 (4) 国土交通大臣(水防法第10条第2項、第16条第1項、第2項) 気象庁長官と共同して指定河川(猪名川、 <u>※川、</u> 円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川)の 洪水予報を行うこと。 あらかじめ指定した河川について <u>避難判断水位</u> (特別警戒水位)到達情報を知事に通知し、一般に公 表すること。 猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等 (5) 知事(水防法第11条第1項、第16条第1項、第3項) 気象庁長官と共同して指定河川(武庫川、市川、千種川)の洪水予報を行うこと。 あらかじめ指定した河川について <u>避難判断水位</u> (特別警戒水位)到達情報を関係者に対し通知し、一般に公 表すること。 あらかじめ指定した河川について <u>避難判断水位</u> (特別警戒水位)到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。
300	(2) 国土交通大臣の発する水防警報 ② 水防警報の種類 第1号 待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。 第2号 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量 <u>から出す。</u> 第3号 出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位から出す。 第4号 解除 水防活動の終了。 適 宜 水位 水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。	272	(2) 国土交通大臣の発する水防警報 ② 水防警報の種類 第1号 待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。 第2号 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。 第3号 出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水に基づいて発令する。 第4号 解除 水防活動の終了。 適 宜 水位 水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

# 301 (3) 知事の発する水防警報

- ① 水防警報の対象区域
  - (1) 一級河川 (29河川)

竹田川、左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加 古川、美嚢川、志染川、淡河川、万願寺川、下里川、東条川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、 柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

(2) 二級河川 (37河川)

武庫川、有馬川、凤川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、瀬戸川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大栃川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

(3) 大阪湾沿岸

尼崎西宮芦屋港海岸

(4) 播磨沿岸

明石港海岸、東播磨港海岸、姫路港海岸、家島港海岸、相生港海岸、赤穂港海岸、御津海岸、室津漁港海岸

### 3 (3) 知事の発する水防警報

- ① 水防警報の対象区域
  - (1) 一級河川 (<u>31</u>河川)

竹田川、左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加 古川、美嚢川、志染川、淡河川、<u>万勝寺川、</u>万願寺川、下里川、東条川、<u>千鳥川、</u>野間川、杉原 川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

(2) 二級河川 (40河川)

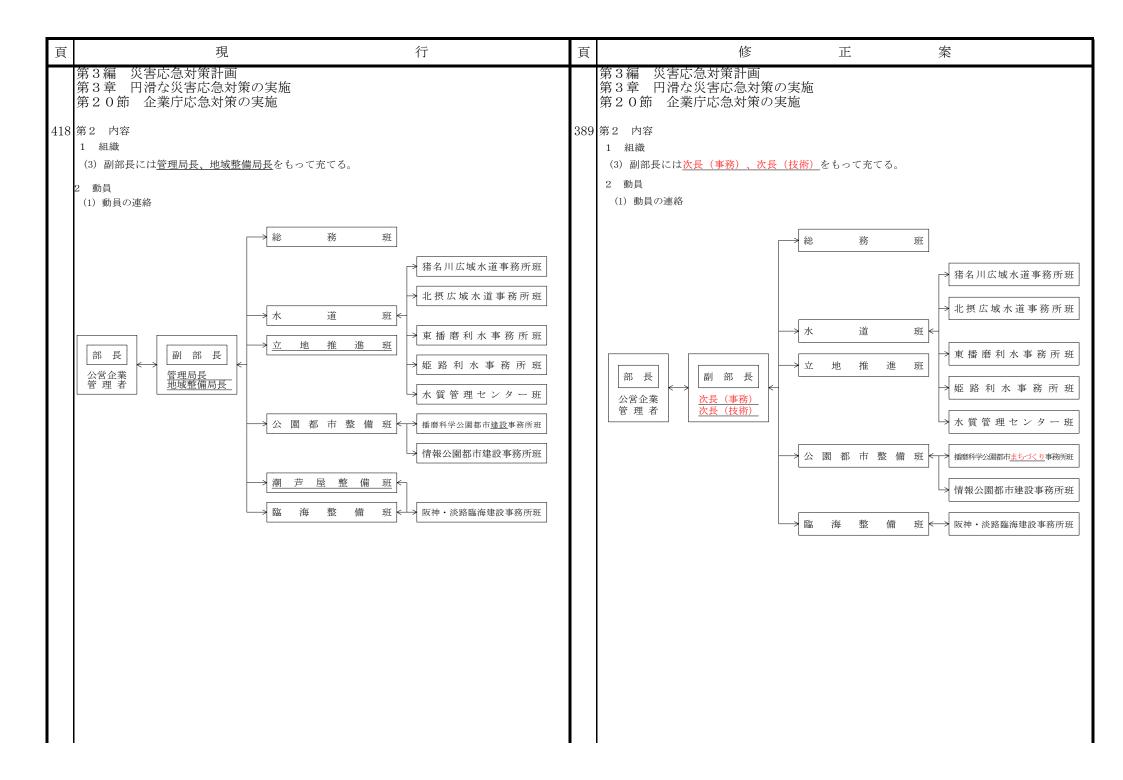
武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、<u>喜瀬川、</u>法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大栃川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

(3) 大阪湾沿岸

尼崎西宮芦屋港海岸

(4) 播磨沿岸

明石港海岸、東播磨港海岸、姫路港海岸、<u>妻鹿漁港海岸、</u>家島港海岸、<u>家島漁港海岸、</u>相生港海岸、赤穂港海岸、御津海岸、 室津漁港海岸



頁	現	行	頁		修	正	案
	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第21節 危険物施設等の応急対策の実施			第3章 「 第21節	災害応急対策計画 円滑な災害応急活動の 危険物施設等の応急	展開 対策の実施	
419	〔実施機関:兵庫労働局、海上保安本部、県県民政策部知事室 害対策局、県健康生活部健康局、県県土整備部土 部、道路管理者、関西電力㈱、西日本電信電話㈱ 理者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、	木局、県企業庁、県警察本部、市町、消防本 、大阪ガス㈱、報道機関、危険物取扱事業管	390		害対策局、県健康福祉部健康警察本部、市町、消防本部、	康局、 <u>産業労働部産業振</u> .道路管理者、関西電力	県企画県民部防災企画局、県企画県民部災 <u>興局</u> 、県県土整備部土木局、県企業庁、県 ㈱、西日本電信電話㈱、大阪ガス㈱、報道 、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱事業
					者、医療機関〕		

頁	現	頁	修正案
426	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第23節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進 〔実施機関: 県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県県土整備部まち づくり局、他関係機関〕		第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第23節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進 〔実施機関:県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県県土整備部まち づくり局、近畿地方整備局、他関係機関〕
	第2 内容 1 土砂災害 追加		第2 内容 1 土砂災害 (6) 近畿地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 (7) 県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。
427	4 ダム (1) 管理者は、本震直後に臨時点検を実施して被害状況を把握し、危険箇所を対象とした応急対策を実施することとする。 (2) 管理者は、震度4以上又は堤体底部の地震計が最大加速度255~ル以上の余震発生時に臨時点検を実施し危険箇所を対象とした応急対策を実施することとする。 (3) 管理者は、速やかに点検結果及び応急対策について県(河川整備課)に報告することとする。 (4) 管理者は、臨時点検体制の確保が困難な場合、速やかに県(河川整備課)と応援体制について協議することとする。 (5) 管理者は、堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放送を行って速やかに貯水位を低下させることとする。	- `	4 ダム (1) 管理者は、震度4以上又は堤体底部の地震計が最大加速度25㎡ル以上の地震が発生した場合に臨時点を実施し、危険箇所を対象とした応急対策を実施することとする。 (2) 管理者は、速やかに点検結果及び応急対策について県(河川整備課)に報告することとする。 (3) 管理者は、臨時点検体制の確保が困難な場合、速やかに県(河川整備課)と応援体制について協議することとする。 (4) 管理者は、堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放送を行って速やかに貯水位を低下させることとする。
	8 農業土木施設		8 農地・農業用施設

頁	現	行	頁	修正案
	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第24節 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応			第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第24節 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応
	第2 内容 1 警戒宣言までの流れ 「東海地震に関連する情報」の種類と内容説明			第2 内容 1 警戒宣言までの流れ 「東海地震に関連する情報」の種類と内容説明
	① 「東海地震予知情報」 ② 「東海地震注意情報」			<ol> <li>「東海地震予知情報」 (カラーレベル: 赤)</li> <li>「東海地震注意情報」 (カラーレベル: 黄)</li> </ol>
430	③ 「東海地震観測情報」			③ 「東海地震に関連する調査情報」(カラーレベル:青)

頁	現	頁	修正案
	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施		第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施
305	第2款 救急医療の提供 第2 内容 1 実施方法 (3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送 ③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判 断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。(「兵庫県消防防災ヘリコプター <u>応援</u> 要綱」等)		第2款 救急医療の提供 第2 内容 1 実施方法 (3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送 ③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判 断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。 (「兵庫県消防防災ヘリコプター <u>緊急</u> 運航要綱」等)
	第3款 医療・助産対策の実施 第2 内容 1 実施責任機関 (2) 県は市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど保健医療活動を実施することとする。		第 3 款 医療・助産対策の実施 第 2 内容 1 実施責任機関 (2) 県は市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、救護班 <u>(兵庫DMATを含む)</u> を現 地に派遣するなど保健医療活動を実施することとする。
	<ul> <li>3 県における情報収集・提供</li> <li>(1) 情報の収集</li> <li>② 県(医療課)、災害医療センターは、以下の情報収集を行うこととする。</li> </ul>		<ul> <li>3 県における情報収集・提供</li> <li>(1) 情報の収集</li> <li>② 県(医<u>務</u>課)、災害医療センターは、以下の情報収集を行うこととする。</li> </ul>
	4 救護班の派遣等 (1) 救護班の派遣等関係機関への要請 ① 県(医 <u>務</u> 課)は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の 要請を行うこととする。 ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、 <u>国立病院、</u> 公的病院、 私的医療機関に対する救護班の編成と被災地への派遣要請	280	4 救護班の派遣等 (1) 救護班の派遣等関係機関への要請 ① 県(医務課)は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。 ア 災害拠点病院(兵庫DMAT指定病院を含む)をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、独立行政法人国立病院機構病院(以下「国立病院」という。)、公的病院、私的医療機関に対する救護班の編成と被災地への派遣要請
	(2) 救護班の編成 追加		(2) 救護班の編成  ① 兵庫DMAT指定病院兵庫DMAT  兵庫DMAT指定病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫D  MAT (医師1~2名、看護師1~2名、業務調整員1~2名の計5名程度をもって1班とする)の 派遣を行うこととし、派遣先については県または災害医療センターと調整することとする。
	① 災害拠点病院救護班		② 災害拠点病院救護班
	② 日本赤十字社救護班 ③ 県立病院救護班	281	③ 日本赤十字社救護班 ④ 県立病院救護班 ア 県立病院救護班は、医師1名、看護師2名、 <u>薬剤師</u> 1名、 <u>業務調整員</u> 1名、計5名をもって1班を編成することとする。ただし、災害の状況、現在人員の都合により <u>助産師を加えるなどの編成の変更及び人数の増減を行う</u> こととする。

④ 国立病院救護班	⑤ 国立病院救護班 オ 近畿ブロック事務所は、県から職員の派遣要請があった場合には、国立病院に対し医療班の派遣 指令を行うこととする。
⑤ 公的病院救護班(県立病院、国立病院を除く。)	282 <u>⑥</u> 公的病院救護班(県立病院、国立病院を除く。)
⑥ 私的医療機関による救護班	<u>⑦</u> 私的医療機関による救護班
⑦ 他府県による救護班	⑧ 他府県による救護班
	I I

頁	現	頁	修正案
315	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急対策の実施 第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施 第2 内容 2 陸上交通の確保 (1) 道路法(第46条)に基づく応急対策 ④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路(「防災業務要領」による。) イ 交通規制の実施方法 追加		第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急対策の実施 第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施 第2 内容 2 陸上交通の確保 (1) 道路法(第46条)に基づく応急対策 ④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路(「防災業務要領」による。) イ 交通規制の実施方法 (ウ) 応急対策・復旧 兵庫県と締結した「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と
316	る。) イ 通行規制等措置	288	高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。
	<ul> <li>(イ) 阪神高速道路株式会社は、通行の禁止を行ったとき、本線上及びパーキングエリアの駐車場等にある車両に対して、次の指示を行うこととする。</li> <li>a 本線上の車両は、できる限り右側の車線を開けて、左側に寄せて停車し、エンジンを止めること。</li> <li>b 阪神高速道路株式会社、県警察本部又はラジオ等による公共機関の指示があるまでは、走行しないこと。</li> <li>c 運転者は、やむを得ず車両を離れるときは、ドアをロックせず、キーをつけておくこと。</li> <li>(ケ) 阪神高速道路株式会社は、特別巡回及び供用中路線の状況把握点検を行った結果、通行に支障が認められないと判断したときは、県警察本部と協議し、関連道路管理者等に通知の上、通行規制等を解除することとする。ただし、沿道の火災等により二次災害が発生するおそれがあるときは、この限りでない。</li> </ul>		にある車両に対して、次の指示を行うこととする。  a 本線上の車両は <u>路肩に寄せて停車しエンジンを止めること。</u> b <u>阪神高速道路株式会社又は県警察本部の</u> 指示があるまでは、走行しないこと。  c 運転者は、やむを得ず車両を離れるときは、ドアをロックせず、キーをつけておくこと。 (ウ) <u>阪神高速道路株式会社は、点検・調査により通行の安全が確保されることが確認された時点で通行再開に向けて警察と協議し、通行を再開させるものとする。</u>
	追加		(エ) 応急対策・復旧 兵庫県と締結した「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と 高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。
	<ul><li>⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターが管理する有料道路(「防災業務実施要領-本州四国連絡高速道路株式会社垂水管理事務所」による。)</li><li>追加</li></ul>	289	<ul> <li>⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターが管理する有料道路(「防災業務実施要領-本州四国連絡高速道路株式会社垂水管理事務所」による。)</li> <li>イ 通行制限等の実施方法</li> <li>(ウ) 応急対策・復旧</li> <li>兵庫県と締結した「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。</li> </ul>

#### 317

- ⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路(「兵庫県道路公社-防災対策要領」による。)
  - ア 通行規制の実施基準
  - (7) 兵庫県道路公社は、概ね以下の基準に達したときに通行規制を実施する。なお、通行規制を実施するときは、所轄警察署及び周辺道路の道路管理者に必要な協議及び通知等を行うこととする。

	通行制限	通 行 禁 止	規制対象区間
地 震	震度 4	震度5弱以上	全区間

- (イ) 兵庫県道路公社は、通行規制を実施した場合、直ちに道路の被災の有無等の点検を行うこととする。
- イ 通行規制の実施方法

兵庫県道路公社は、通行規制に際して、次の事項に留意し実施することとする。

- (7) 通行禁止を実施する場合には、可変情報板等により通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないように措置するとともに、う回路の確保に努めることとする。
- (イ) 地震により通行禁止を実施した場合は、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、<u>巡回車</u>及びラジオ等により、原則として次のとおり指示することとする。
  - a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、公社若しくは警察の指示又はラジオによる公共機関の指示があるまで走行しないこと。
  - b 車両の運転者は、やむを得ず車を離れるときは、車のキーをそのままにしておくこと。
  - c サービスエリア等にある車両は、公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。

322 〔資 料〕 「災害時における交通誘導業務に関する協定」

「県警察本部と日本自動車連盟との放置自動車等の除去に関する覚書」

- 第2款 緊急輸送対策の実施
- 324 第2 内容
  - 2 緊急輸送対策
  - (4) 県・市町等の対応
  - ② 空中輸送の支援
    - ア ヘリコプターの臨時離着陸場の確保

県、市町は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場を確保することとする。

- ⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路(「兵庫県道路公社-防災対策要領」による。)
- ア 通行規制の実施基準

兵庫県道路公社の通行規制は、おおむね次表の基準に達した時に実施するものとする。

種別	通行制限	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間
U. Æ	震度4 ○速度規制 (警察へ依頼) ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル	和田山IC一福崎北R 朝来市山東町柴一 丹波市青垣町遠阪	<ul><li>震度 5 弱以上</li><li>・播但連絡道路</li><li>・遠阪トンネル</li><li>・西宮北道路</li></ul>	地域毎に対象期間を指定       全区間       全区間
地震	<ul><li>○通行注意</li><li>(情報板による表示)</li><li>・播但連絡道路</li><li>・西宮北道路</li></ul>	- 福崎南一姫路JCT 西宮市山口町船坂 一西宮市越水	_	

イ 通行規制の実施方法

通行規制の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

- (7) 通行禁止の規制を実施する場合は、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないように措置するとともに、迂回路の情報に努めることとする。
- (イ) 地震により通行禁止の規制を実施した場合は、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対して、道路パトロール車及びラジオ等により、原則として次のとおり指示すること。
  - a 本線上にある車両等は、左側路肩に停車し、<u>道路</u>公社<u>又は</u>警察の<u>指示があるまでは走行しな</u>いこと。
  - b サービスエリア等にある車両等は、道路公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。
- 294 〔資料〕「災害時等における相互協力に関する協定」

(西日本高速道路(株)関西支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)

- |297||第2款 | 緊急輸送対策の実施
  - 第2 内容
  - 2 緊急輸送対策
  - (4) 県・市町等の対応
  - ② 空中輸送の支援

ア ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保

県、市町は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場<u>やホイスト地点</u>を確保することとする。

第3款 ヘリコプターの運航 第2 内容

- 328 1 県消防防災へリコプター
  - (3) 県内市町からの支援要請手続
  - ③ 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

○昼間 (9:00~17:30) ○夜間 (17:30~翌朝9:00) ・休日

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)331-0986 災害対策局当直 TEL (078)362-9900~9902 FAX (078) 331–0987 FAX (078) 362–9911

(消防課<u>安全・</u>指導係TEL <u>(078)362-9823</u>) FAX (078) 362-9915

○県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900<u>~9902</u>

(県災害対策センター内) FAX (078)362-9911

第3款 ヘリコプターの運航 第2 内容

300 1 県消防防災へリコプター

- (3) 県内市町からの支援要請手続
- ③ 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

○昼間 (9:00~17:30) ○夜間 (17:30~翌朝9:00) ·休日

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)331-0986 災害対策局当直 TEL (078)362-9900

FAX (078) 331-0987 FAX (078) 362-9911

「消防課<u>指導係</u> TEL <u>(078)362-9823</u>

FAX (078) 362-9915

○県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078)362-9<u>900</u> (県災害対策センター内) FAX (078)362-9911

頁	現	頁	修正案
329	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 〔実施機関:海上保安本部、自衛隊、県企画管理部災害対策局、県健康生活部少子局、県健康生活部健康局、 県健康生活部福祉局、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関〕	301	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 〔実施機関:海上保安本部、自衛隊、 <mark>県企画県民部県民文化局、</mark> 県企画県民部災害対策局、県健康福祉部こ ども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部 祉部生活消費局、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関〕
332	第2 内容 3 避難所の開設・運営等 (4) 避難所の運営 ① 市町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に避難所ごとに担当職員を配置する。また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。		第2 内容 3 避難所の開設・運営等 (4) 避難所の運営 ① 市町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に避難所ごとに担当職員を配置する。 また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。
	<ul> <li>① 市町は、災害時要援護者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。</li></ul>	305	<ul> <li>⑦ 市町は、災害時要援護者や子育で家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。</li></ul>
333	追加		① 市町は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

頁	現	頁	修正案
335	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保 〔実施機関: 県企画管理部災害対策局、県県土整備部 <u>まちづくり局</u> 、市町〕 第2 内容 2 応急仮設住宅の建設		第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保 〔実施機関:県企画県民部災害対策局、県県土整備部 <u>住宅建築局</u> 、市町〕 第2 内容 2 応急仮設住宅の建設
	(1) 実施機関 市町は被災者等への応急仮設住宅の建設、管理を実施することとする。なお、大規模災害等、市町で 対応が困難と考えられる場合には、県による建設を検討することとする。 (2) 供給対象者 ① 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。 (3) 供給方法 ② 県は、大規模災害を想定し、プレハヴ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、市町から供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応することとする。なお、市町は、応急仮設住宅の供給を県に要請するときは、次の事項を可能な限り示すこととする。 ア 被害戸数 イ 設置を必要とする戸数		(1) 実施機関 被災者等への応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は市町で実施することとする。なお、大規模災 書等、県が建設することが困難と考えられる場合には、市町による建設を検討することとする。 (2) 供給対象者 ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。 (3) 供給方法 ③ 県は、大規模災害を想定し、プレハヴ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき、市町から供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応することとする。なお、市町は、応急仮設住宅の供給を県に要請するときは、次の事項を可能な限り示すこととする。ア被害戸数 イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所
3377	<ul> <li>7 市町地域防災計画で定めるべき事項</li> <li>(1) 実施責任</li> <li>(2) 応急仮設住宅建設予定地</li> <li>(3) 応急仮設住宅建設資材等の調達</li> <li>(4) 必要機械器具の保有調達</li> <li>(5) 建設業者一覧</li> <li>(6) 入居基準</li> <li>(7) 応急仮設住宅建設に伴い必要となる諸対策</li> <li>(8) その他必要な事項</li> </ul>	309	<ul> <li>7 市町地域防災計画で定めるべき事項</li> <li>(1) 実施責任</li> <li>(2) 応急仮設住宅建設予定地</li> <li>(3) 入居基準</li> <li>(4) 応急仮設住宅建設に伴い必要となる諸対策</li> <li>(5) その他必要な事項</li> </ul>

頁	現	頁	修 正 案
339	第3編 災害応急対策計画 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1款 食料の供給 第2 内容 5 主食の供給 (1) 米穀の供給 ① 災害救助法が適用されるまでの供給 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀卸売業者などから供給あっせんを行うこととする。また、必要に応じ、兵庫農政事務所(以下「農政事務所」という。)と協議のうえ、政府米の直接売却を受け又は供給あっせんを行うこととする。 ② 災害救助法が発動されてからの供給 ア 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定書」に基づき、農政事務所に災害救助用米穀の直接売却を要請し、市町に供給する。 イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀卸売業者などに米穀の供給を要請し、市町に供給する。 ク 市町は、県との間に連絡がつかない場合、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の廃急引渡に関する協定書」に基づき当該地域を管轄する農政事務所等に対して、災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定書」に基づき当該地域を管轄する農政事務所等に対して、災害救助用米穀の別渡しを要請することとする。 ② 県は、市町から要請があった場合、又は災害救助法が適用され乾パンによる供給が必要と認められる場合、農政事務所に対し、「災害時における乾パンの取扱い要領」(食糧庁通達)に基づく申請を行い、農政事務所がら乾パンの売却を受け、市町に引き渡すこととする。 ② 県は、市町から要請があった場合、又は災害救助法が適用され乾パンによる供給が必要と認められる場合、農政事務所がら乾パンの売却を受け、市町に引き渡すこととする。	311	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1 款 食料の供給 第2 内容 5 主食の供給 ① 災害教助法が適用されるまでの供給 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などから供給あっせんを行うこととする。また、必要に応じ、農林水産 省生産局と協議のうえ、政府所有米穀の直接売却を行うこととする。 ② 災害教助法が発動されてからの供給 ア 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省生産局に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。 イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などに米穀の供給を要請し、市町に供給する。 ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省生産局に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県へ連やかにその旨を報告する。
	(3) 弁当・おにぎりの供給 (4) パン、育児用調整粉乳等の供給		(2)       弁当・おにぎりの供給         (3)       パン、育児用調整粉乳等の供給
340	[資料] 「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定書」 「災害救助用米穀の緊急引渡取扱要領」 「災害救助に必要な米穀の調達に関する協定書」 「災害救助に必要な食料の調達に関する協定書」 「災害対策用主食、副食の調達・あっせん先及び数量一覧」 「災害救助に必要な食料等の調達に関する協定書」(サークルKサンクス、セプンイレプン) 「災害時における物資の調達に関する協定」(ローソン 「災害時における応急生活物資の供給等の支援に関する協定書」(ファミリーマート) 「災害救助に必要な食料の調達に関する協定書」(弁当) 「災害時における飲料の提供・調達に関する協定書」(近畿コカコーラ)	312	[資料] 「米穀の質入れ・販売等に関する基本要領」 「災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて」 「災害救助に必要な米穀の調達に関する協定書」 「災害救助に必要な食料の調達に関する協定書」 「災害救助に必要な食料等の調達に関する協定」 「災害対策用主食、副食の調達・あっせん先及び数量一覧」

頁	現	頁	修正案
346	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施 〔実施機関:県健康福祉部健康局、市町〕	318	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施 〔実施機関:県健康福祉部健康局、市町、 <mark>県看護協会</mark> 〕
	第2 内容  1 巡回健康相談の実施  (1) <u>県及び市町</u> は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。		第2 内容 1 巡回健康相談の実施 (1) <u>県、市町及び県看護協会</u> は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。
	<ul> <li>(2) 県及び市町は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することとする。</li> <li>(3) 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町に助言を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。</li> <li>(4) 県及び市町は、巡回健康相談の実施にあたり、連携して<u>災害弱者</u>をはじめ、被災者の健康状況の把握に努めることとする。</li> </ul>		<ul> <li>(2) 県、市町及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティーや見守り体制づくりを推進することとする。</li> <li>(3) 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町に助言を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。</li> <li>(4) 県及び市町は、巡回健康相談の実施にあたり、連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努めることとする。</li> </ul>
	<ul> <li>2 巡回栄養相談の実施</li> <li>(1) 県及び市町は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。</li> <li>また、県及び保健所設置市は、給食施設等の巡回指導等を実施することとする。</li> <li>(4) 県及び市町は、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して<u>災害時要援護者</u>をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めることとする。</li> </ul>		<ul> <li>2 巡回栄養相談の実施         <ol> <li>(1) 県及び市町は、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。また、県及び保健所設置市は、給食施設等の巡回<u>栄養管理</u>指導等を実施することとする。</li> <li>(4) 県及び市町は、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して<u>災害時要援護者</u>をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めることとする。</li> </ol> </li> </ul>
348	<ul> <li>第4款 感染症対策の実施</li> <li>第2 内容</li> <li>1 事前対策</li> <li>(2) 市町は、県の対策との連携を図るほか、住民の協力体制の確立、作業員の雇上げや組織化等について 定めることとする。</li> </ul>	320	第4款 感染症対策の実施 第2 内容 1 事前対策 (2) 市町は、県の対策との連携を図るほか、住民の協力体制の確立、 <u>消毒薬等の備蓄</u> 、作業員の雇上げや 組織化等について定めることとする。

- 2 災害時感染症対策活動
- (1) 県及び保健所設置市は、次のとおり災害時の感染症対策活動を実施することとする。
- ③ 市町に対する指導及び指示等
- イ 県及び保健所設置市は、次に掲げる事項の指示、命令を発するときは、範囲及び期間を定めて、 速やかに行うこととする。
- (イ) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

追加

349 (2) 市町は、次のとおり感染症対策活動を実施する。

③ 消毒方法

追加

④ ねずみ族、昆虫等の駆除

追加

- 350 (3) 災害時感染症対策完了後の措置
  - ① 市町(保健所設置市を除く)は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症 対策完了報告書を作成し、管轄健康福祉事務所を経由して県に提出することとする。

- 2 災害時感染症対策活動
- (1) 県及び保健所設置市は、次のとおり災害時の感染症対策活動を実施することとする。
- ③ 市町に対する指導及び指示等
- イ 県及び保健所設置市は、次に掲げる事項の指示、命令を発するときは、範囲及び期間を定めて、 速やかに行うこととする。
- (イ) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(水害等が一過性で環境への汚染が顕著でない場合、通常は駆除を必要としないが、対象地域の状況から感染症の発生及びまん延防止のために必要がある場合は、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、地域指定については、選択的、重点的に行い、できる限り市町内の区画(字等)ごとに定めることとする。)

- 321 (2) 市町は、次のとおり感染症対策活動を実施する。
  - ③ 消毒方法

市町(保健所設置市を除く)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこと。

また、平成11年3月30日付健医感発第44号「伝染病予防法の廃止に伴う個別の感染症等に係る対策通知の取扱いについて」も参考とすること。

④ ねずみ族、昆虫等の駆除

市町(保健所設置市を除く)は、感染症法に基づくねずみ属、昆虫等の駆除の実施について指示が あった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆 除を行うこと。

- 322 (3) 災害時感染症対策完了後の措置
  - ① 市町(保健所設置市を除く)は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症 対策完了報告書(<u>災害防疫完了報告書</u>)を作成し、管轄健康福祉事務所を経由して県に提出すること とする。

頁	現	頁	修正案
356	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 第2 内容 4 救援物資 (4) 担当窓口 追加	326	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 第2 内容 4 救援物資 (4) 担当窓口 ③ 県は、物資の輸送、配分、管理などを迅速的確に行うため、流通業者等との連携・活用についても 検討することとする。

頁	現	頁	修正案
358	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第9節 災害時要援護者支援対策の実施 [実施機関: 県企画管理部災害対策局、 <u>県健康生活部少子局、県健康生活部健康局、県健康生活部福祉局、</u> 県産業労働部国際局、県県土整備部住宅建築局、市町]	329	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第9節 災害時要援護者支援対策の実施 〔実施機関:県企画県民部災害対策局、 <u>県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福</u> <u>社局、県健康福祉部障害福祉局</u> 、県産業労働部観光・国際局、県県土整備部住宅建築局、市 町〕
359	第2 内容 追加	330	第 2 内容 7 震災障害者 (震災で障害を負った方) への対応 ① 震災障害者の把握 果、市町は、震災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や 支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施することとする。 震災障害者は入院等で被災地外に異動する場合があり、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。 8 震災遺児 (震災で親 (保護者)を亡くした子ども)への対応 ① 震災遺児の把握と支援の実施 果、市町は、震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行うこととする。震災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備することとする。 ② 民間支援団体等との連携 震災遺児に対する支援をミッションとする民間支援団体等との連携を図ることとする。
	7 外国人県民への情報伝達等 8 市町地域防災計画で定める事項		9 外国人県民への情報伝達等 10 市町地域防災計画で定める事項

頁	現	頁	修	正	案
433	現 行第4編 災害復旧計画 第1節 災害復旧事業の実施 第2 内容 3 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 (2) 中小企業復興資金 関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。	406	第4編 災害復旧計画 第1節 災害復旧事業の実施 第2 内容 3 災害復旧事業に必要な金融及びその他の (2) 中小企業復興資金 関係機関は、被災した中小企業に対する	の資金 る資金対策として、・	条一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証

# 頁 現 行 頁 修 正 案

第4編 災害復旧計画

第2節 被災者の生活再建支援

# 437 第2 内容

1 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援法 (平成10年法律第66号) に基づき支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から<u>同法</u>第6条に規定する被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)に委託している。

- (1) 適用災害:暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町の区域に係る自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- ④ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生し、①~③に隣接する市区町(人口10万人未満に限る) の区域に係る自然災害

#### 438 (4) 支給条件

支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、アークの経費に対して支給される。

_			Λ =1		
	世帯の年収・年齢等	世帯数	<u>合計</u> (単位:万円)	生活関係経費 (ア〜エ)	居住関係経費(オ〜ク)
全壊			300 225		200 150
世 帯	世帯主が45歳以上で 500万円<年収≦700万円 又は要接護世帯	複数単数	$\frac{150}{112.5}$	50 37. 5	<u>100</u> <u>75</u>
<u>市</u>	世帯主が60歳以上で 500万円<年収≦800万円 又は要援護世帯	<u>複数</u> 単数	$\frac{150}{112.5}$	50 37. 5	$\frac{100}{75}$
大規模	年収≦500万円	複 数 単 数		_	
大規模平壊世帯	世帯主が45歳以上で 500万円<年収≦700万円 又は要援護世帯	複数	50 37. 5	_	50 37. 5
市	世帯主が60歳以上で 500万円<年収≦800万円 又は要援護世帯	<u>複数</u> 単数	50 37. 5	_	50 37. 5

第4編 災害復旧計画

第2節 被災者の生活再建支援

# 408 第2 内容

1 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者<u>に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金</u> を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被 災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被<u>災者生活再建支援法(平成10年法</u> 律第66号)第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)に委託している。

- (1) 適用災害:暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満)における自然災害
- ⑤ ①~③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満)における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満)若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満)における自然災害
- 409 (4) 支給額(下記①と②の合計で最大300万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給(使途限定なし)

区分	①基礎支援金	②加算支援金
((3)支給対象世帯)	住宅の被害程度に応じて支給	住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円
		補修 100万円
④ 世帯	50万円	<u>賃借 50万円</u>

(注) 1 単数世帯は上記支給額の3/4

2 申請期間:自然災害発生から①が13月間、②が37月間

## [生活関係経費]

- ア 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- イ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- ウ 住居の移転費又は移転のための交通費
- エ 住宅を賃借する場合の礼金
- [居住関係経費] ※居住安定支援制度
  - オ 民間賃貸住宅(公営住宅を除く)の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度)
  - カ 住宅の解体(除却)・撤去・整地費
  - キ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
  - ク ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費
- (注1) 長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市区町内に居住する 世帯は、更にア、ウの経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給
- (注2)他の都道府県へ移転する場合は、オ~クそれぞれの限度額の1/2
- (注3) 要援護世帯:心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを 含む世帯

頁	現	頁	修正案
	第4編 災害復旧計画 第3節 住宅の復旧・再建支援 第2 内容 1 住宅復旧の主な種類と順序 (1) 住宅金融公庫による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付け(特別貸付け) 2 公営住宅法による災害公営住宅 (2) 建設のための要件 ① 地震による場合(次のいずれかに該当すること。)	410	第4編 災害復旧計画 第3節 住宅の復旧・再建支援 第2 内容 1 住宅復旧の主な種類と順序 (1) 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設購入または補修資金の融資 2 公営住宅法による災害公営住宅 (2) 建設のための要件 ① 地震・暴風雨・洪水・高潮、その他異常な天然現象による場合(次のいずれかに該当すること。)
440	4 被災住宅に対する融資等 災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融公庫の融資制度が設けられて いる。 (1) 災害復興住宅建設、購入、補修資金の貸付 ① 目的     災害救助法が適用される災害等による被災住宅の復興資金として融資する。 ② 対象 ア 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害(同条第2項の規定により同条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害を含む。)を受けた市町が1以上ある災害 イ 前号に規定する災害に準ずる災害で主務大臣が指定するもの。	411	4 被災住宅に対する融資等 災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。 (1) 災害復興住宅建設、購入 <u>又は</u> 補修資金の貸付 ① 目的 <u>自然災害</u> による被災住宅の復興資金として融資する。 ② 対象となる災害 ア 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 イ 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
441	(3) 融資を受けることができる住宅の基準 ア 新築家屋(建設)の基準 (7) 住宅部分の床面積は、1戸当たり13㎡以上原則として175㎡以下であること。 ※ 購入の場合は、1戸当たり50㎡以上(共同建は40㎡)175㎡以下 (4) 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1/2以上であること。 (5) 建築基準法その他関係法令に適合すること。 (正) 各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。 (正) 本造の場合は1戸建て又は連続建てであること。 イ 補修の基準     上記(4)(ウ)(エ)のとおり。 (3) 条件(平成15年4月1日現在) ア 融資限度額(建設融資の場合) 住 宅 耐火・準耐火・木造(耐久性)構造	412	(3) 融資を受けることができる住宅の基準 ア 新築家屋 (建設) の基準 (7) 住宅部分の床面積は、1戸当たり13㎡以上、原則として175㎡以下であること。 ※ 購入の場合は、1戸当たり50㎡以上(共同建は30㎡)、原則として175㎡以下 (4) 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1/2以上であること。 (5) 建築基準法その他関係法令に適合すること。 (1) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。 (1) 敷地の権利が転貸者でないこと。 (1) 木造の場合は1戸建て又は連続建てであること。 イ 補修の基準 上記(4)(9)(1)(1)(1)のとおり。 ④ 条件(平成23年8月1日現在) ア 融資限度額(建設融資の場合) 住 宅 耐火・準耐火・木造(耐久性)構造 1,460万円 木造(一般)構造 1,400万円 土地取得費

### ⑤ 貸付の手続

融資を希望する者は、建設、購入にあっては、住宅金融公庫業務の受託地方公共団体である県(阪神県民局、又は土木事務所)又は特定行政庁等で災害復興住宅に関する認定書の交付を受け、補修にあっては、市町の発行するり災証明の交付を受け、住宅金融公庫の業務取扱金融機関に申込書と災害復興住宅に関する認定書又はり災証明書を提出することとする。

- (2) マイホーム新築資金貸付け(特別貸付け)
- 目的

災害復興住宅資金貸付けの対象とならない災害による被災住宅の復興資金の融資

② 貸付けを受けることができる者

災害により滅失(修理不能になった半壊、半焼又は半流出を含む)した住宅を災害時に所有又は使 用していた者。

- ③ 基準
- ア 市町の発行する「り災証明書」があること。
- イ 建設の場合は、一戸当たりの住宅部部分の床面積は、80㎡以上280㎡以下であること。また、店舗 等併用住宅は住宅部分の床面積が1/2以上あること。
- ウ 建築基準法等の法令、公庫融資住宅建設基準に適合した建築物であること。

# 442 ④ 条件

- ア 融資限度額及び貸付利率(平成15年4月1日現在)
- ・ 住宅融資限度額 750万円~1,710万円(地域区分、床面積による)

貸付利率 当初10年間 2.20~2.80%

(床面積及び住宅の性能による)

11年目以降 3.50%

イ 償還期間

新築 35年以内

### ⑤ 融資の手続

融資を希望する者は、市町の発行するり災証明の交付を受け、<u>住宅金融支援機構に申込書(その他</u> 必要な書類を含む)と併せて郵送で提出する。

削除

### 6 居住安定支援制度補完事業

被災者生活再建支援法に基づく居住安定支援制度には課題が残されていることから、国により制度が改善されるまでの間、これを補完する支援事業を実施することとする。

(1) 建築費本体補完(法が適用される場合)

法限度額の範囲内で建築費本体への充当もできるよう、法に基づく支給額と法限度額との差を埋める 県単独の補完措置を実施することとする。

支給対象

同法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受け、住宅を再建・購入、補修する者で、その支給金 額が法限度額に満たない者

② 支給限度額

支給対象世帯	支給限度額
全壊で再建・購入した世帯	200万円-法支給額
大規模半壊で補修した世帯	100万円-法支給額

### (2) 小規模災害補完

被災者生活再建支援法が適用されない小規模災害であっても、県と市町が共同して住宅を再建・購入 補修する場合に支援する補完措置を実施することとする。

支給対象

全壊又は大規模半壊の被害を受け、住宅を再建・購入又は補修した世帯

- ② 支援内容
- ア 支給限度額
- ・全壊で、再建・購入した世帯 200万円
- ・大規模半壊で、補修した世帯 100万円
- イ 対象経費

被災住宅の再建、購入又は補修に係る経費

(3) 年収·年齢要件緩和

現行の被災者生活再建支援法の収入要件は、収入のある全ての世帯員の合算で算定されるため、多世 代同居の世帯が支援を受けにくい面があるなどの課題があるため、県と市町が共同して年収・年齢要件 の緩和措置を実施することとする。

緩和内容

全ての年齢区分で800万円以下まで緩和し、法では年収・年齢要件により支援が受けられなかった世帯を支給対象とする(※A)とともに、1/2に支給限度額が制限されていた世帯は2/2の額に拡充する

# 412 6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金(以下「(公財) 済基金」という。) が共済給付金を給付することとする。

(→再掲「第2編第6章第5節住宅再建共済制度の推進



(**※**B) ₀

収入 (万円)
800
700
※A 0/2 → 2/2
※B 1/2 → 2/2

2/2 → 2/2

4 5 6 0 年齢 (才)

(4) 全壊世帯による補修への支援

現行の被災者生活再建支援法では、全壊世帯による住宅の補修が支援の対象外であるため、これについて県と市町が共同し、補完措置を実施することとする。

・支給限度額 100万円

7 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、(財)兵庫県住宅再建共済基金が共済給付金を給付することとする。

(1) 対象となる災害

異常な自然現象により生じる被害

- (2) 共済給付金(加入住宅が半壊以上の被害を受けた場合)
- ① 再建等給付金 600万円

※県外で再建等をした場合は300万円。

- ② 補修給付金 全壊200万円、大規模半壊100万円、半壊50万円
- ③ 居住確保給付金 10万円(住宅の再建などをしない場合)

※加入者が自らの居住の用に供していない住宅については次の制約がある。

- ア 再建等給付金は、県外での再建・購入は給付対象とならない。
- イ 居住確保給付金は、給付対象とならない。
- (3) 請求方法 加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、被災住宅のある市町の窓口を通じて共済基金に請求する。
- (4) 請求期間 原則として、自然災害が発生した日から5年以内
- 8 市町地域防災計画で定めるべき事項
- (9) 居住安定支援制度補完事業
- (10) 兵庫県住宅再建共済制度
- (11) その他必要な事項

削除

削除

 $oxed{410}_{oxed{7}}$  市町地域防災計画で定めるべき事項

(9) 兵庫県住宅再建共済制度

(10) その他必要な事項

頁		現		行	頁		,	修	正	案	
	第2節		県企画管理部企画調整局 部農政企画局、県県土整備			第2節		区、県企画県 『健康局、県	是産業労働部政策党	県健康福祉部社会福祉局 労働局、県農政環境部農政	

頁	現
	第2編 <u>災害予防計画</u> 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 津波災害対策の推進
	〔実施機関:近畿地方整備局、神戸海洋気象台、海上保安本部、県企画管理部防災企画局、県企画管理部災 害対策局、県農林水産部農林水産局、県県土整備部土木局、県警察本部、消防本部、市町〕
144	第1 趣旨 津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、津波 <u>予報</u> や避難指示等の伝達体制 の整備、避難対策の整備、県民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について <u>定める。</u>
145	4 避難体制の整備 沿岸地域の市町は、住民に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予 測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておくこととする。
	(1) 一般住民の避難行動 ① 市町は、住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における 避難場所や避難経路を周知することとする。 ② 市町は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、災害弱者の把握・誘導や 必要な応急救護活動が行える体制の整備を図ることとする。 (2) 観光地等利用者の避難誘導
	(2) 観光地寺利用者の避難誘導 ① 市町は、観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておくこととする。 ② 市町は、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知することとする。

第6編 <u>津波災害対策計画(兼東南海・南海地震防災対策推進計画)</u> 第1章 基本方針

津波災害対策計画は、次の考え方のもとに作成する。

修

# 423 第1 津波災害対策の推進

頁

津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、津波<mark>警報・注意報</mark>や避難指示等の伝達体制の整備、避難対策の整備、県民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について、<u>科学的</u>知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、推進するものとする。

īF.

案

また、総合的な津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本と する。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

### 第2 津波に強いまちの形成

県及び市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、津波に強いまちの形成を図るものとする。

## 第3 避難体制の整備

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

沿岸地域の市町は、住民に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予 測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておくこととする。

#### (1) 一般住民の避難行動

- ① 市町は、住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における 避難場所や避難経路を周知することとする。
- ② 市町は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、災害弱者の把握・誘導や 必要な応急救護活動が行える体制の整備を図ることとする。
- (2) 観光地等利用者の避難誘導
- ① 市町は、観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておくこととする。
- ② 市町は、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知することとする。

### (3) 避難場所の指定

市町は、津波発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域 特性を充分に配慮した指定を行うこととし、公共施設の他、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果 的な配置となるよう努めることとする。 (→「避難対策の実施」の項を参照)

#### 144 2 津波予報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 津波予報伝達の迅速化、確実化

防災関係機関は所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市町等への津波<u>予報</u>伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波<u>予報</u>伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど津波防災体制を強化することとする。

#### (2) 通報・通信手段の確保

県、市町及び防災関係機関は、広域かつ確実に津波予報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化 するなど、信頼性の確保を図ることとする。

- ① 県及び市町は、住民等に海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難勧告・指示等 の情報を聴取するよう指導することとする。
- ② 県及び市町は、放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り 津波警報等の情報を受信することができる緊急警報放送システムの受信機の普及を図ることとする。
- ③ 県及び市町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、市町防災行政無線(同報系無線)の 整備を推進するとともに、サイレン、半鐘等多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達 の範囲の拡大に努めることとする。
- ④ 県、市町及び防災関係機関は、関係機関相互の迅速かつ的確な津波警報等災害情報の収集伝達を行うため、①県防災行政無線、②市町防災行政無線(移動系無線、同報系無線)及び、③市町、県警察本部、消防本部、海上保安本部等の関係機関が災害現場で相互に通信するための防災相互通信用無線の整備を引き続き推進することとする。また、船舶については、特に小型漁船を重点的に、無線機の設置を促進していくこととする。

#### (3) 伝達協力体制の確保

市町は、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海 浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象と する施設の管理者(漁業協同組合、海水浴場の管理者等)、事業者(工事施工者等)、及び自主防災

#### 第2 内容

### 1 防潮堤等海岸施設の整備

県、市町及び防災関係機関は、<u>津波による被害のおそれのある地域において、</u>防潮堤、防波堤、水門等 の河川、海岸、港湾等の施設<u>を整備する場合、津波に対する安全性に配慮した整備を促進することとする</u> また、各施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体 制の確立等、平時の管理の徹底を行うこととする。

#### (3) 避難場所の指定

市町は、津波発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域 特性を充分に配慮した指定を行うこととし、公共施設の他、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果 的な配置となるよう努めることとする。 (→「避難対策の実施」の項を参照)

#### 424 第4 津波警報・注意報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 津波警報・注意報伝達の迅速化、確実化

防災関係機関は所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市町等への津波警報・注意報伝達の迅速 化を図るとともに、休日、夜間等における津波警報・注意報伝達の確実化を図るため、要員を確保する など津波防災体制を強化することとする。

(2) 通報・通信手段の確保

県、市町及び防災関係機関は、広域かつ確実に津波警報・注意報等を伝達するため、通報・通信手段 を多様化するなど、信頼性の確保を図ることとする。

- ① 県及び市町は、住民等に海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難勧告・指示等の情報を聴取するよう指導することとする。
- ② 県及び市町は、放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り 津波警報等の情報を受信することができる緊急警報放送システムの受信機の普及を図ることとする。
- ③ 県及び市町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、市町防災行政無線(同報系無線)の 整備を推進するとともに、携帯電話(ひょうご防災ネット、エリアメール等)サイレン、半鐘等多 様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達の範囲の拡大に努めることとする。
- ④ 県、市町及び防災関係機関は、関係機関相互の迅速かつ的確な津波警報等災害情報の収集伝達を行うため、①県防災行政無線、②市町防災行政無線(移動系無線、同報系無線)及び、③市町、県警察本部、消防本部、海上保安本部等の関係機関が災害現場で相互に通信するための防災相互通信用無線の整備を引き続き推進することとする。また、船舶については、特に小型漁船を重点的に、無線機の設置を促進していくこととする。

#### (3) 伝達協力体制の確保

市町は、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海 浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象と する施設の管理者(漁業協同組合、海水浴場の管理者等)、事業者(工事施工者等)、及び自主防災 組織と連携して、これらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等 により啓発活動を行うよう努めるものとする。

## 第5 防潮堤等海岸施設の整備

県、市町及び防災関係機関は、<u>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、生産拠点確保の観点から、</u>防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設整備を進めるものとする。最大クラスの津波に対しては、防潮堤をねばり強い構造とするため、越流が考えられる区間を対象に、防潮堤本体や背後の水叩き部の緊急点検を行い、補強することとする。

また、各施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の管理の徹底を行うこととする。

# 145 3 津波監視体制等の確立

気象庁<u>(大阪管区気象台)</u>は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波<u>予報</u>が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報の住民に対する通報・伝達手段の確保に万全を期することとする。

#### 5 県民への啓発活動等の実施

県及び市町は、避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施することとする。

(1) 津波に対する防災意識の高揚

県及び市町は、津波に関する講演会等を開催し、津波に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図ることとする。

また、各沿岸市町は県が実施した津波シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。

(2) 日頃の備えの充実

市町は、津波危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要な ラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める こととする。

#### (3) 津波防災訓練の実施

146

県及び市町は、関係機関や住民の参加のもと実戦的な津波防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波防災体制の構築に努めることとする。また、その際地域の高齢者等のいわゆる災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施することとする。

- 6 南海地震に関わる津波対策の推進
  - (→ 「南海地震対策の推進」の項を参照)
- 7 市町地域防災計画で定めるべき事項
- (1) 津波予報等の伝達方法(通信手段、休日・夜間等の体制等)
- (2) 浸水危険区域の設定 (ハザードマップの作成 等)
- (3) 避難勧告・指示の方法(基準、伝達内容、伝達方法 等)
- (4) 津波における避難場所(所在地、名称、収容人員等)
- (5) 避難方法(避難経路、手段等)
- (6) 津波監視体制(監視場所、監視責任者)
- (7) 住民への啓発活動(浸水ハザードマップの配布 等)
- (8) その他必要な事項

#### 「資料」「津波に対する心得(津波対策関係省庁連絡会議申合せ)」

## 第6 津波監視体制等の確立

気象庁本庁または大阪管区気象台は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波<mark>警報・注意報</mark>が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報の住民に対する通報・伝達手段の確保に万全を期することとする。

### 425 第7 県民への啓発活動等の実施

県及び市町は、避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施することとする。

(1) 津波に対する防災意識の高揚

県及び市町は、津波に関する講演会等を開催し、津波に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図ることとする。

また、各沿岸市町は<u>県による津波シミュレーション等</u>をもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。

(2) 日頃の備えの充実

市町は、津波危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要な ラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める こととする。

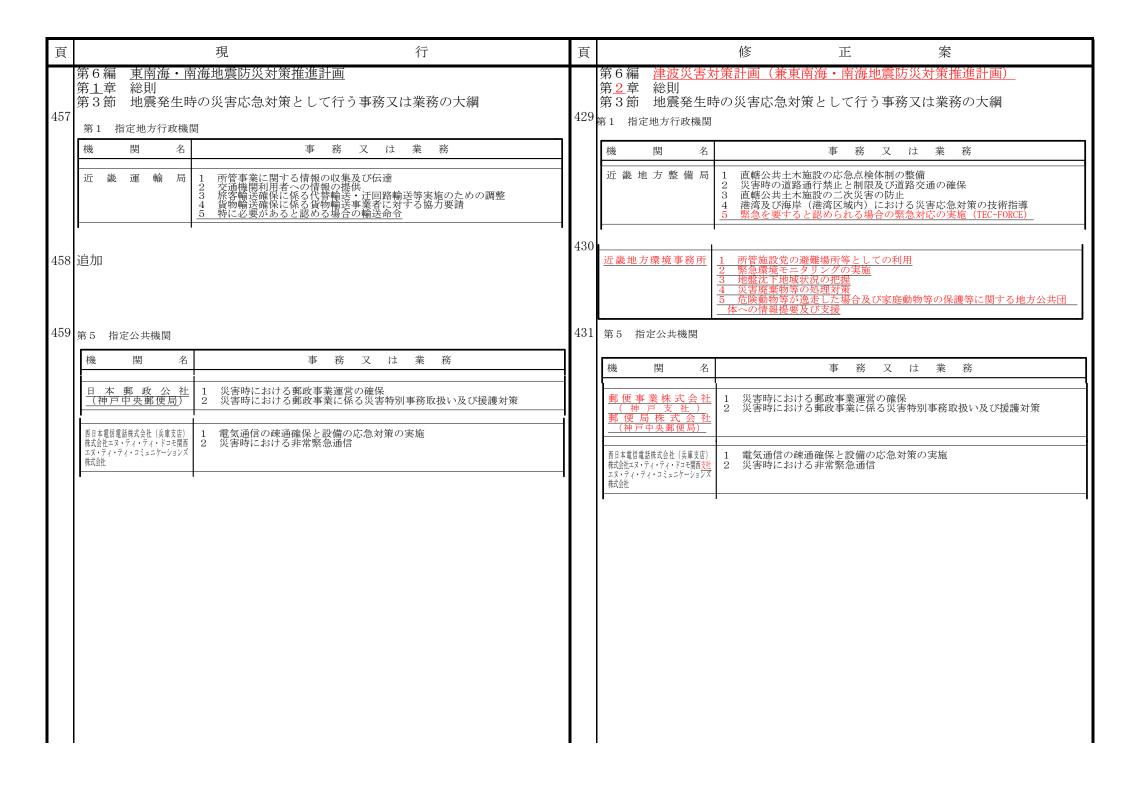
(3) 津波防災訓練の実施

県及び市町は、関係機関や住民の参加のもと実戦的な津波防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波防災体制の構築に努めることとする。また、その際地域の高齢者等のいわゆる災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施することとする。

#### 第8 南海トラフで発生する地震に関わる津波対策の推進

南海トラフで発生する巨大地震に伴う津波に対しては、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「東南海・南海地震防災対策特別措置法」という。)第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとする。 (→ 「東南海・南海地震防災対策推進計画」を参照)

頁	現	頁	修正案
	第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第 <u>1</u> 章 総則 第1節 推進計画の趣旨		第6編 <u>津波災害対策計画(兼東南海・南海地震防災対策推進計画)</u> 第 <u>2</u> 章 総則 第1節 推進計画の趣旨
455	2 計画の性格と役割 (2) この計画は、兵庫県地域防災計画地震災害対策計画の第6編として作成する。	427	7 2 計画の性格と役割 (2) この計画は、兵庫県地域防災計画地震災害対策計画の <mark>第6編の一部</mark> として作成する。



460 第6 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
鉄 道 等 輸 送 機 関 山陽電気鉄道株式会社 阪 急電 鉄 株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電速鉄道株式会社 神戸高速鉄道株式会社 六甲摩耶鉄道株式会社 神戸市都市整備公社	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施
道 路 輸 送 機 関 神姫バス株式会社 ※ 終 で通株式会会社 全 個 バス株式会会社 を 担 が	災害時における緊急陸上輸送
道路管理者	有料道路(所管)の応急対策の実施
放 送 機 関 (株式会社ラジオ関西 株式会社サンテレビジョン 株式会社Kiss-FM KOBE	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施
社団法人兵庫県医師会	災害時における医療救護
社団法人兵庫県エルピ ーガス防災協会	1 エルピーガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるエルピーガスの供給

432 第6 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
鉄 道 等 輸 送 機 関 山陽電気鉄道株式会社 阪 急電鉄株式会社 阪 神電気鉄道株式会社 神戸電鉄株式会社 神戸高速鉄道株式会社 神戸衛炎電鉄状式会社 北神戸衛子電鉄株式会社 北神戸市都市整備公社	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施
道解機送機社会社会社会を担づいては、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	災害時における緊急陸上輸送
道路管理者兵庫県道路公社	有料道路(所管)の応急対策の実施
放送機関 株式会社ラジォ関西 株式会社サンテレビジョン 神戸エフエム放送株式会社	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施
社団法人兵庫県医師会	災害時における医療救護
社団法人兵庫県看護協 会	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策
社団法人兵庫県歯科医師会	1 災害時における緊急歯科医療 2 身元不明遺体の個体識別
社団法人兵庫県薬剤師 会	1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 2 調剤業務及び医薬品の管理
獣 医 師 会 社団法人兵庫県獣医師会 社団法人神戸市獣医師会	1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 2 調剤業務及び医薬品の管理
社団法人兵庫県エルピーガス協会	1 エルピーガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるエルピーガスの供給

頁	現	行	頁		倬	Ż.	正	案
	第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第1章 総則			第6編 <u>津波災</u> 第2章 総則	经害対策計	画(兼東南海	毎・南海地震防	災対策推進計画)_
	第 <u>1</u> 章 総則 第4節 東南海・南海地震の被害の特性			第 <u>2</u> 章 総則 第4節 東南海	毎・南海地	震の被害の特	寺性	
461	3 長周期地震動(最大震度5強~6弱)による被害		433	3 長周期地震動(	(最大震度5	強∼6 <u>強</u> ) によ	る被害	
I								

頁	現	頁	修正案
469			第6編 <u>津波災害対策計画(兼東南海・南海地震防災対策推進計画)</u> 第 <u>4</u> 章 地震発生時の応急対策等 第3節 他機関に対する応援要請 第2 内容 1 関西広域連合との連携
	追加		関西広域連合(以下「広域連合」という。)は、平成22年12月に、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の7府県により設立された。 広域連合は、被害が複数にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した際に、とるべき対応方針や手順等を「関西防災・減災プラン」において定めている。このプランでは、関西圏域(広域連合、福井県、三重県及び奈良県の区域)内外の大規模広域災害の発生の際には、広域連合の調整の下、各府県が連携して応援することとしている。 (1) 兵庫県が被災した場合 広域連合等に支援を求め、互いに連携するための体制を構築する。 また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、「急に受援体制を構築する。 (2) 兵庫県以外で大規模広域災害が発生した場合 広域連合が決定した方針等に基づき、広域連合と連携し、迅速に支援できる体制を構築する。
	相互応援協定の運用     全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(平成8年7月)     自衛隊への災害派遣要請	1.10	2       相互応援協定の運用         ④ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成8年7月、平成19年7月改正)         3       自衛隊への災害派遣要請
	3       消防、警察の広域応援         4       広域的な災害対応体制の整備	442	4       消防、警察の広域応援         5       広域的な災害対応体制の整備
470	5 市町推進計画で定めるべき事項		<ul> <li>6 受援体制         県、市町は、応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧までを見据えた受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。     </li> <li>7 市町推進計画で定めるべき事項         (1) 応援協定の運用         (2) 自衛隊の災害派遣要請の求め等         (3) 受援体制の整備         (4) その他必要な事項     </li> </ul>

頁	現	頁	修正案
471	第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第1節 津波に対する体制整備 第2 内容 1 市町津波災害対応マニュアル作成指針の作成 県は、平成10~12年度及び16~17年度に実施した津波被害想定調查結果を踏まえ、対象全市町で津波災 考対応マニュアルが整備されるよう、津波災害対策の実施方策等を具体的に示すガイドラインを作成する こととする。 (生な内容) ○ 津波情報等の収集・伝達 ○ 避難場所、避難路等の確保 ○ 遊離場所・避難路等の確保 ○ 遊離場所・避難路等の確保 ○ 遊離場所・避難路等の確保 ○ 透れ被害想定調室を踏まえた津波災害対策の重点的推進 追加	443	第 6 編 津波災害対策計画(兼東南海・南海地震防災対策推進計画) 第 5 章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第 1 前 7津波に対する体制整備 第 2 内容 1 市町津波災害対応マニュアル作成指針の作成 県は、平成10~12年度及び16~17年度に実施した津波被害想定調査結果及び東日本大震災を受けて平成 23年10月に公表した防鬱総数を考慮しない既存想定津改高さを約2倍にした「津波警戒区域図(暫定)」 を踏まえ、対象全市町で津波災害対応マニュアルが整備されるよう、津波災害対策の実施方策等を具体的 に示すガイドラインを作成することとする。  (主な内容)

# 3 海岸施設の整備

(事業計画)

ア 県 (県土整備部) 所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容
<u>16∼18</u>	海岸保全施設緊急維持 修繕事業	緊急に維持・修繕をすべき水門・陸閘等が300箇所 (H17.6 現在) あり、平成16年度からの3カ年で計画的に修繕す る。
<u>11~</u>	海岸保全施設の一元管 理化	尼崎西宮芦屋港海岸において、海岸保全施設集中管理システム (水門、陸閘等の操作指令の一斉通報開閉状況の確認、施設の不良等状態監視等)を整備する。また、その他の海岸について検討を行う。 平成11年度~ 尼崎西宮芦屋港海岸
<u>16~</u>	<u>津波・高潮情報収集機</u> 能の強化と提供	県内の検潮所 (12箇所) の潮位データ等をテレメーター化 等迅速確実に収集するとともに、そのデータをホームペー ジ等を通じて情報提供する。
<u>18~</u>	海岸保全施設整備	海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進す る。
17~21	津波危機管理対策緊急 事業	福良港海岸 他 計19海岸

# 3 海岸施設の整備

(事業計画)

ア 県(県土整備部)所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容
23~27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸閘等自動遠隔化 他)尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強) 計1海岸
	海岸堤防老朽化対策緊 急事業	
	津波・高潮危機管理対 策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸閘等電動化) 他 計6海岸

## イ 県 (農林水産部) 所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容
<u>23∼</u>	( <u>農地整備</u> 課所管分) 高潮対策事業	排水樋門の改修・堤防の漏水防止工等
	向例刈界事表	福浦海岸
<u>23~</u>	海岸堤防等老朽化対策 緊急事業	老朽化した海岸堤防の補強等 吹上海岸
18~	(漁港課所管分) 海岸保全施設整備	海岸保全施設の耐震性の向上等について計画的に推進する。

## 5 広域防災拠点の整備

県は、津波被害が懸念される淡路地域において平成<u>19</u>年度、阪神南地域において平成<u>20</u>年度に 広域防 災拠点 (ブロック拠点) の整備<mark>が完了した</mark>。

現 行 第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 |第4章 ||津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第2節 津波からの防護のための施設の整備等 第2 内容 472 1 施設整備等の方針 (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、堤防等の耐震 性の点検や計画的な補強・整備、水門、陸閘等の自動化・遠隔監視(監視カメラ、開閉センサー等)、 津波防災ステーション等の施設整備を推進することとする。 2 河川施設の整備 (事業計画) 県(県土整備部)所管事業分 事 業 名 内 年度 業 容 16~18 水門、樋門等の緊急維 維持・修繕をすべき水門・樋門等が54箇所 (H15.8現在) あり、平成16年度からの3カ年で緊急度に応じ優先順位を 持修繕事業 つけて修繕する。 河川情報基盤整備事業 水門、樋門等の遠方監視設備整備(CCTV、開閉センサ)等  $12\sim$ (当面は5カ年計画で対応、全体計画は作成中) 平成12~17年度 神戸、尼崎、加古川、姫路地区整備

平成16年度

尼崎地区河川監視システム整備

第6編 津波災害対策計画(兼東南海・南海地震防災対策推進計画)

第5章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

修

444 第2 内容

頁

- 1 施設整備等の方針
- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、堤防等の耐震性の点検や計画的な補強・整備、水門、陸閘等の遠隔監視(監視カメラ、開閉センサー等)、津波防災ステーション等の施設整備を推進することとする。

īF.

案

なお、南あわじ市の福良港海岸においては、水門陸閘等の遠隔自動閉鎖機能、情報提供機能、防災学 習機能及び緊急避難場所としての機能を兼ね備えた津波防災ステーションを平成22年8月に供用開始した

2 河川施設の整備

(事業計画)

県(県土整備部)所管事業分

年度	事 業 名		:	事	業	内	容		
<u>26∼</u>	河川情報基盤整備事業	水門、	樋門等 <i>0</i>	)遠方閨	监視設備	整備(CC	TV、開閉セ	ンサ)	等
		尼崎、	加古川、	姫路均	也区河川	監視シス	テム		ı

# 473 3 海岸施設の整備

(事業計画)

ア 県 (県土整備部) 所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容
<u>16~18</u>	海岸保全施設緊急維持修繕事業	緊急に維持・修繕をすべき水門・陸閘等が300箇所(H17.6 現在)あり、平成16年度からの3カ年で計画的に修繕す る。
11~	海岸保全施設の一元管 理化	尼崎西宮芦屋港海岸において、海岸保全施設集中管理システム(水門、陸閘等の操作指令の一斉通報開閉状況の確認、施設の不良等状態監視等)を整備する。また、その他の海岸について検討を行う。 平成11年度~ 尼崎西宮芦屋港海岸
<u>16~</u>	<u>津波・高潮情報収集機</u> 能の強化と提供	県内の検潮所(12箇所)の潮位データ等をテレメーター化 等迅速確実に収集するとともに、そのデータをホームペー ジ等を通じて情報提供する。
18~	海岸保全施設整備	海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進する。
<u>17~21</u>	津波危機管理対策緊急 事業	福良港海岸 他 計19海岸

## イ 県 (農林水産部) 所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容									
<u>17</u>	( <u>農村環境課</u> 所管分) 高潮対策事業	排水樋門の改修・堤防の漏水防止工等									
	同俯刈水事未	福浦海岸 (赤穂市)									
	海岸保全施設整備	海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進す る。									
	(漁港課所管分) 海岸保全施設整備	海岸保全施設の整備を計画的に推進する。 ※淡路地域の整備については、今後検討									

# 5 広域防災拠点の整備検討

県は、津波被害が懸念される淡路地域において平成<u>17~18</u>年度、阪神南地域において平成<u>18~19</u>年度、 広域防災拠点の整備を行うこととする。

# 445 3 海岸施設の整備

(事業計画)

ア 県(県土整備部)所管事業分

年度	事 業 名	事 業 内 容
23~27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸閘等自動遠隔化 他)尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計 4 海岸
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強) 計1海岸
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	
	津波・高潮危機管理対 策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸閘等電動化) 他 計 6 海岸

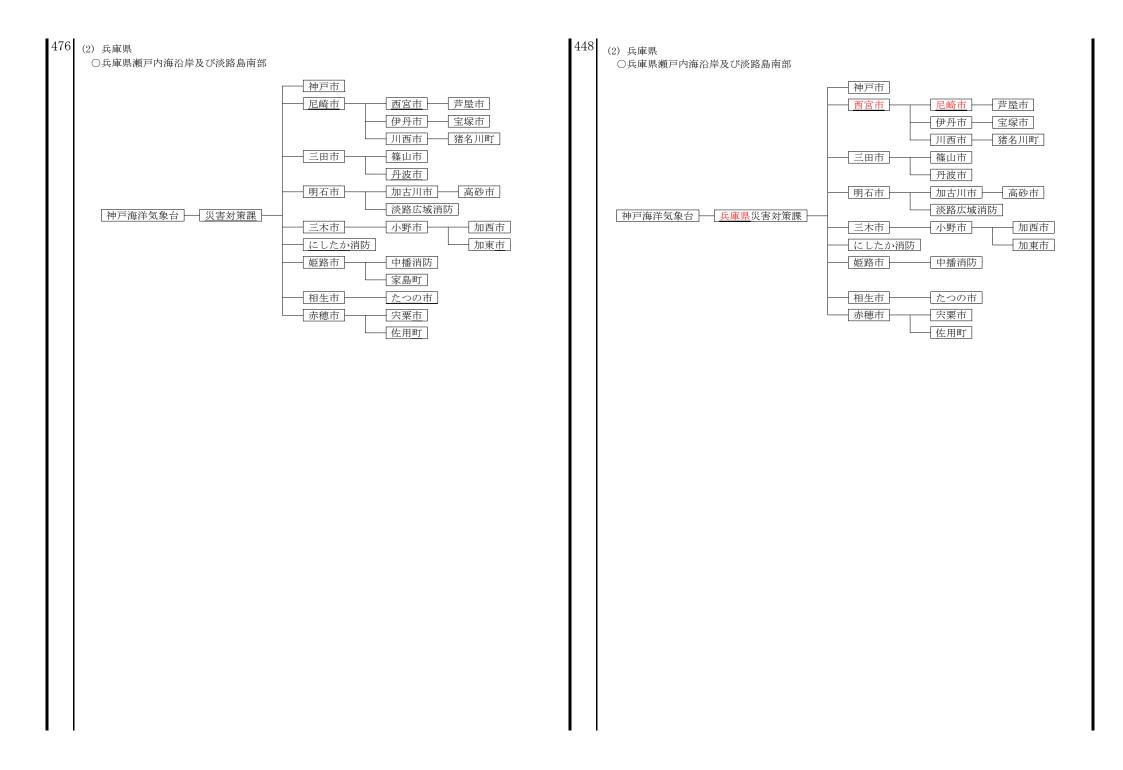
# イ 県 (農林水産部) 所管事業分

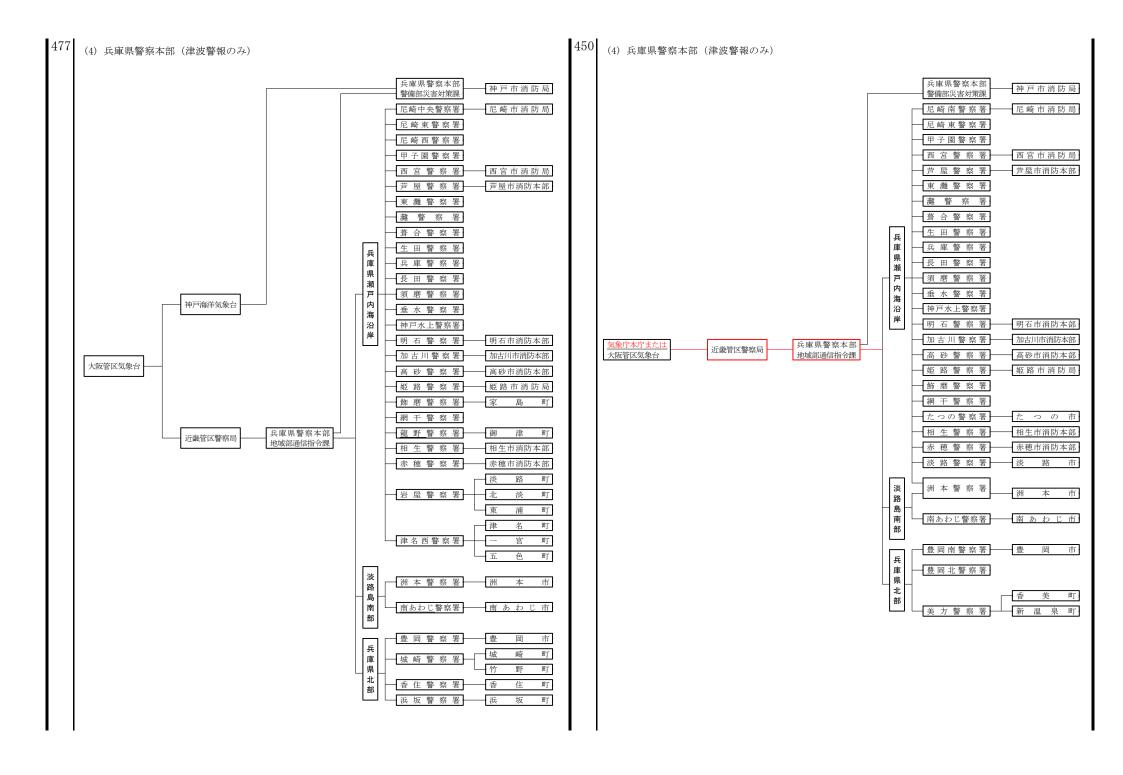
年度	事 業 名	事 業 内 容										
<u>23∼</u>	( <mark>農地整備</mark> 課所管分) 高潮対策事業	排水樋門の改修・堤防の漏水防止工等										
	向例刈圾事未	福浦海岸										
<u>23~</u>	海岸堤防等老朽化対策 緊急事業	<u>老朽化した海岸堤防の補強等</u> 吹上海岸										
18~	(漁港課所管分) 海岸保全施設整備	海岸保全施設の耐震性の向上等について計画的に推進する。										

# 5 広域防災拠点の整備

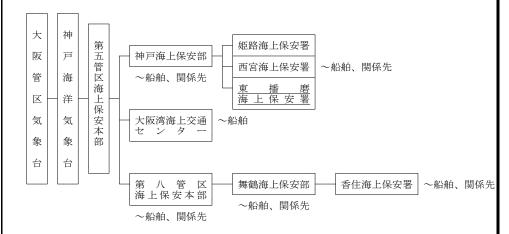
県は、津波被害が懸念される淡路地域において平成<u>19</u>年度、阪神南地域において平成<u>20</u>年度に 広域 災拠点(ブロック拠点)の整備<mark>が完了した</mark>。







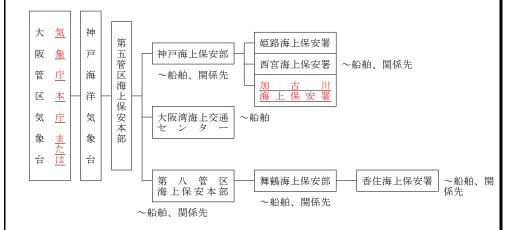
# 479 (5) 第五管区海上保安本部



# (6) 兵庫県

- 2 居住者等への情報伝達
- (2) 情報伝達の手段
- ウ 県は、次に掲げる各放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づ き、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を要請する。
- (ア) 株式会社Kiss-FM KOBE

### (5) 第五管区海上保安本部



# 452 (6) 日本放送協会

- 2 居住者等への情報伝達
- (2) 情報伝達の手段

ウ 県は、次に掲げる各放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づ き、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を要請する。

(7) 神戸エフエム放送株式会社

	頁	現	頁	修正案
よう、あらかじめ避難誘導要員を定めるなど誘導体制を整備することとする。		第 <u>4</u> 章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第4節 避難対策等 第2 内容 5 避難誘導体制		第 <u>5</u> 章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第4節 避難対策等 第2 内容 5 避難誘導体制
f I	484	市町は、自主防災組織、管轄の警察及び消防と相互に協力し、避難対象地区の住民等の逃げ遅れがない		市町は、自主防災組織、管轄の警察及び消防と相互に協力し、 <u>避難誘導等にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、</u> 避難対象地区の住民等の逃げ遅れがないよう、あらかじめ避難誘導要員を定め

頁		現	行	頁			修	正	案	
	第 <u>4</u> 章 津波 第5節 消防 第2 内容 3 水防管理団体	海・南海地震防災対策推 からの防護及び円滑な避 機関等の活動 ^{本等の措置}	進計画		第 <u>5</u> 章 第 5 節 第 2 内容 3 水防管 地震が	津波からの関 消防機関等の 客 管理団体等の措置	き計画 (兼東 お護及び円滑 )活動 水防管理団体等	『 <mark>南海・南海地</mark> 骨な避難の確保	<u>震防災対策推</u> に関する事項	進計画)

頁	現	行	頁		修		正	案	
<b>到</b>	第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第 <u>4</u> 章 津波からの防護及び円滑な避難の確 第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 〔実施機関:県企画県民部災害対策局、市町、関西電力株式 庫導管部、(社)兵庫県エルピーガス協会、西日	呆に関する事項 会社神戸支店、大阪ガス株式会社導管事業部兵 本電信電話株式会社兵庫支店、株式会社エヌ・ ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KD		第 <u>5</u> 章 第6節 〔 _{実施機関} :	津波災害対策計 津波からの防護 水道、電気、ガ 県企画県民部災害対 庫導管部、(社)兵庫 ティ・ティ・ドコモ	画 (兼東西 及び円滑なス、通信、 策局、市町、 県エルピーな 関西、株式会 放送協会神戸	南海・南海地震 な避難の確保に 放送関係 関西電力株式会社 ガス協会、西日本電 ≷社エヌ・ティ・テ	<u>防災対策推進計</u> 関する事項	k式会社導管事業部兵 で店、株式会社エヌ・ ロンズ株式会社、KD

頁		現	行	頁		修		正	案	
400	第7節	東南海・南海地震防災対策 津波からの防護及び円滑な 交通対策	避難の確保に関する事具		第 <u>5</u> 章 第7節	<u>津波災害対策計画</u> 津波からの防護及 交通対策	び円滑な過	壁難の確保は	に関する事項	
490	〔実施機関	1:県農政環境部農林水産局、県県土 安本部、港湾管理者、漁港管理者、 気鉄道㈱、神戸電鉄㈱、神戸高速	、西日本旅客鉄道㈱、山陽電気	402	[美施機関	: 県農政環境部農林水店 安本部、港湾管理者、				理者、第五管区海上保

東南海・南海地震防災対策推進計画 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関す 県、市町自らが管理又は運営する施設に関す 容 定多数の者が出入りする施設 別事項 校、公共職業能力開発施設、研修所等にあっては、次の措置 該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(たとえば養調の者に対する保護の措置	でる対策 置を講じることとする。	第6編 <u>津波災害対策計画(兼東南海・南海地震防災対策推進計画)</u> 第 <u>5</u> 章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第8節 県、市町自らが管理又は運営する施設に関する対策 第2 内容 1 不特定多数の者が出入りする施設 (2) 個別事項 エ 学校、公共職業能力開発施設、研修所等にあっては、次の措置を講じることとする。
		(4) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(たとえば <u>特別支援学校等</u> )これらの者に対する保護の措置

頁		頁	-			修	正	 案
496	第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第 <u>5</u> 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第2節 建築物等の耐震化の推進 第2 内容 1 長周期地震動への対応	468	8 第	第2 内容	津波災害対策 地震防災上緊 建築物等の耐 ^{地震動への対応}	<u>計画(兼東南</u> 急に整備すべ 震化の推進	海・南海地震防 き施設等の整備	5災対策推進計画) 計画
	(2) 県は、建築主事を置く12市と協力して、県内の超高層建築物全ての安全性の	確認を目指すこととする。		(2) 県は、	県下の特定行政バ	<u>庁</u> と協力して、県	内の超高層建築物全	さての安全性の確認を目指すこととする

頁	現	Ţ J	頁	修正案
499	第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・ 第2節 防災訓練計画 第2 内容 1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施 (7) 県、市町は、訓練内容を高度かつ実戦的なものとするよう努めるこ	47	71	第6編 <u>津波災害対策計画(兼東南海・南海地震防災対策推進計画)</u> 第7章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 第2節 防災訓練計画 第2 内容 1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施 (7)県、市町は、 <u>津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、</u> 訓練内容を高度かつ実戦的なものとするよう努めることとする。
500	3 住民等への普及啓発 (1) 県、市町は東南海・南海地震に関する備えについて住民等への普及啓 (2) 県は、海岸利用者等県民の津波避難意識の高揚と防潮扉の閉鎖体制の レートを平成17年度から3箇年で設置することとする。 (3) 市町は、県の津波被害想定調査の結果、浸水の可能性があるとされた ードマップを作成することとする。	徹底等を図るため、津波広報プ		削除
	4 市町推進計画で定めるべき事項	47	72	3 市町推進計画で定めるべき事項

頁	現	頁	修正案
	第6編 <u>東南海・南海地震防災対策推進計画</u> 第 <u>6</u> 章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画		第6編 <u>津波災害対策計画(兼東南海・南海地震防災対策推進計画)</u> 第 <u>7</u> 章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
501	第2 内容 1 住民等に対する教育及び広報		第2 内容 1 住民等に対する教育及び広報 (8) 県は、海岸利用者等県民の津波避難意識の高揚と防潮扉の閉鎖体制の徹底等を図るため、津波広報プレートを設置することとする。 (9) 市町は、県の津波被害想定調査の結果、浸水の可能性があるとされた地域がある場合、速やかにハザードマップを作成することとする。

頁		現		行	頁	Į			修		正		案	
496	第 <u>7</u> 章 東南海 第1節 東南海	<ul><li>ⅰ・南海地震の</li><li>ⅰ・南海地震の</li></ul>	災対策推進計画 時間差発生による災害 時間差発生等への対応 県企画県民部災害対策局、	唇拡大防止 ☆ 県県土整備部まちづくり局、市町	_{ff]} 47	3	第1節	東南海・ 東南海・	南海地震の 南海地震の	時間差夠時間差夠	発生によるが 発生等への対	災害拡大 対応	<mark> 策推進計画 </mark>   防止     整備部まちづくり	- 局、住宅建築局、
							市町〕							

頁	現	行	頁	修正案
	第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第9章第1節 日本海沿岸港波 第1節 日本海沿岸地域における津波災害対策 追加		79	第6編 <u>津波災害対策計画(兼東南海・南海地震防災対策推進計画)</u> 第9章第1節 日本海沿岸津波 第1節 日本海沿岸地域における津波災害対策